

千葉市こどもプラン（案）

平成27年1月

千葉市

目 次

総 論	1
1 計画策定にあたって	3
2 千葉市の現状	8
3 基本理念	15
4 計画策定の視点	16
5 施策体系	17
6 計画の推進（PDCAサイクル）	22
各 論	23
第1章 子ども・子育て支援	25
1 「子ども・子育て支援事業計画」の趣旨	25
2 新制度の施策体系	26
3 現状と課題	28
4 目指すべき姿	37
5 主な取組内容	38
第2章 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援	74
1 現状と課題	74
2 目指すべき姿	76
3 主な取組内容	77
第3章 こどもの社会参画の推進	79
1 現状と課題	79
2 目指すべき姿	80
3 主な取組内容	81
第4章 子ども・若者の健全育成	84
1 現状と課題	84
2 目指すべき姿	86
3 主な取組内容	87

第5章 子ども・若者の安全の確保	89
1 現状と課題	89
2 目指すべき姿	93
3 主な取組内容	94
第6章 子ども・若者の居場所づくり	96
1 現状と課題	96
2 目指すべき姿	99
3 主な取組内容	99
第7章 ひとり親家庭の自立支援の推進	102
1 現状と課題	102
2 目指すべき姿	105
3 主な取組内容	105
第8章 児童虐待防止対策の充実	108
1 現状と課題	108
2 目指すべき姿	110
3 主な取組内容	110
第9章 社会的養護体制の充実	113
1 現状と課題	113
2 目指すべき姿	116
3 主な取組内容	116
第10章 障害児に対する支援の充実	119
1 現状と課題	119
2 目指すべき姿	120
3 主な取組内容	120
第11章 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援	122
1 現状と課題	122
2 目指すべき姿	125
3 主な取組内容	126
事業一覧	129
基本施策1 子ども・子育て支援	130

基本施策2	妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援	136
基本施策3	こどもの社会参画の推進	138
基本施策4	子ども・若者の健全育成	139
基本施策5	子ども・若者の安全の確保	140
基本施策6	子ども・若者の居場所の確保	141
基本施策7	ひとり親家庭の自立支援の推進	142
基本施策8	児童虐待防止対策の充実	144
基本施策9	社会的養護体制の充実	146
基本施策10	障害児に対する支援の充実	147
基本施策11	社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援	148

總論

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

我が国では、出生率の低下に伴う少子化の進行、核家族化や地域のつながりの希薄化、都市部における待機児童問題、仕事と子育てを両立する難しさなどの問題により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭や、子どもが欲しいという希望がかなえられない人が多くなっています。

このような状況の下、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、同法に基づき、すべての地方公共団体に、次世代育成支援行動計画の策定が義務付けられました。

千葉市では、同法に基づき、平成17年に「夢はぐくむ ちば 子どもプラン（千葉市次世代育成支援行動計画）¹」を策定し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組んできました。

その後、特に子ども・子育て支援の分野においては、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上での重要性に鑑み、質の高い幼児教育や保育を、地域ニーズに応じて総合的に提供することが求められ、従来の「年金・医療・介護」に加え、新たに「少子化対策」が社会保障の一分野と位置付けられるとともに、平成24年8月、いわゆる「子ども・子育て関連3法²」が成立しました。これにより、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指して、平成27年度から全国一斉に、『子ども・子育て支援新制度』がスタートすることとなりました。

これに伴い、次世代育成支援行動計画の策定は任意とされ、新たに、新制度に基づく子ども・子育て支援施策の提供体制の確保を図るために必要な事項を定める「子ども・子育て支援事業計画」策定が義務付けられることとなりました。

また、児童虐待や有害情報の氾濫、子ども・若者による犯罪や非行など、子ども・若者の取り巻く環境が悪化しているほか、ニート・ひきこもり・不登校など、子ども・若者が抱える問題が深刻化しています。

このような状況の下、今般の社会情勢や子どもを取り巻く様々な問題に対応するため、引き続きすべての子どもと子育て家庭への支援、青少年や若者に対する支援等を総合的に推進するために、「(仮称) 千葉市こどもプラン」を策定します。

¹ 平成22年に、5年間の計画の評価を踏まえ、新たな課題対応するため、新たに「夢はぐくむ ちば 子どもプラン（千葉市次世代育成支援行動計画・後期計画）」を策定

² 次の3法を総称して「子ども・子育て関連3法」という。

①子ども・子育て支援法、②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（改正認定こども園法）、③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（関係整備法）

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「千葉市新基本計画」を上位計画とする個別部門計画とし、「千葉市障害者計画及び千葉市障害福祉計画」、「千葉市学校教育推進計画」等関連計画と整合を図ります。

また、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画（策定義務）」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者健全育成及び支援についての計画（策定努力義務）」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「ひとり親家庭自立支援計画（策定任意）」、「子どもの参画推進計画（策定任意）」を一体的なものとして策定します。

（※「第6章 子ども・若者の居場所づくり」の「(1) 学校施設等を活用した安全・安心な居場所の確保（P96～）」については、「放課後子ども総合プラン³」に即し策定します。また、本項目については、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成育成支援行動計画⁴」として策定します。）

(3) 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

³ 「放課後子ども総合プラン」とは、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進めるため、策定されたものである。

なお、「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等については、次世代育成支援行動計画に盛り込むこととされている。

⁴ 行動計画策定指針（平成26年11月告示）において、次世代育成支援行動計画は、各地域の事情に応じ、必要な特定の事項のみの策定とすることも差し支えない、としている。

(4) 計画の対象

- ・妊産婦
- ・乳幼児から青少年まで
- ・子育て世帯

◇「こども」の呼称について

「こども」の法令上の明確な年齢区分はなく、法律により年齢基準も異なり統一されていません。本計画では、以下の分類に応じて呼称を使い分けることとします。

「こども」の呼称を用いるもの

乳児から青少年までの全般を指す場合

「子ども・若者」の呼称を用いるもの

子ども・若者育成支援推進法に基づく特定の施策分野における30歳代までの対象者を指す場合

「子ども」の呼称を用いるもの

児童福祉法で「児童」と規定する18歳未満のうち一定の範囲の者

《参考》

- | | |
|--------|---|
| 乳児 | — 児童福祉法では、生後1年未満の者。 |
| 幼児 | — 児童福祉法では、満1歳以上就学前の者。 |
| 児童 | — 児童福祉法では、満18歳に達するまでの者。(学校教育法では、小学校課程等に在籍し初等教育を受けている者で、主に6歳から12歳までの者) |
| 少年(少女) | — 中学生以上18歳未満の男子(女子)。(少年法では、20歳未満の男女、児童福祉法では小学校就学の始期から満18歳に達するまでの男女) |
| 青少年 | — 青少年に関する厳密な年齢定義はないが、一般的には、おおむね15歳から25歳頃をいうが、広く30歳代を含めることもある。 |

(5) 計画の策定体制

①子ども・子育て支援ニーズ調査の実施

平成27年4月からスタートする子ども・子育て支援事業計画の策定等にあたり、幼稚園、保育所その他の子ども・子育て支援の現在の利用状況及び今後の利用希望を把握するため、「千葉市子ども・子育て支援ニーズ調査」を行いました。

※本文中では、「千葉市H25ニーズ調査」と表記しています。

【小学校就学前児童向け】

調査対象	市内在住の小学校就学前児童（平成19年4月2日～平成25年4月1日生まれ）から無作為抽出した児童の保護者		
調査方法	郵送による配付・回収		
実施期間	平成25年10月4日～平成25年10月25日		
回収状況	配付数	有効回収数	有効回収率
	9,360件	5,458件	58.31%

【小学生向け】

調査対象	市内在住の小学生（平成13年4月2日～平成19年4月1日生まれ）から無作為抽出した児童の保護者		
調査方法	郵送による配付・回収		
実施期間	平成25年10月4日～平成25年10月25日		
回収状況	配付数	有効回収数	有効回収率
	9,400件	5,333件	56.73%

②ひとり親家庭への支援を検討するためのアンケート調査の実施

生活の実情や子育てと仕事の両立の状況などについて把握し、ひとり親家庭等への支援策を検討するため、「ひとり親家庭への支援を検討するためのアンケート」を行いました。

※本文中では、「千葉市H25ひとり親アンケート」と表記しています。

調査対象	市内に住む児童扶養手当の受給資格をもつ全世帯		
調査方法	郵送による配付、保健福祉センターこども家庭課設置のアンケート回収箱投函による回収		
実施期間	平成25年8月1日～平成25年8月25日		
回収状況	配付数	有効回収数	有効回収率
	7,200件	3,003件	41.7%

調査結果については、P〇〇〇以降に掲載。（巻末資料として掲載予定）

③意見聴取

計画策定にあたり、以下の3会議において、計画の方向性や施策体系、各施策における取組内容等の意見聴取を行いました。

○千葉市子ども・子育て会議

平成25年6月に設置し、子ども・子育て支援事業計画（基本施策1）の策定等について意見を聴きました。

委員は、子どもの保護者（公募）、事業主代表、労働者代表、子ども・子育て支援事業（幼稚園・保育所など）の従事者及び学識経験者で構成されています。

○千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

「夢はぐくむ ちば こどもプラン（千葉市次世代育成支援行動計画・後期計画）」の進捗・評価及び「（仮称）千葉市こどもプラン」の策定方針、施策の方向性などについて意見を聴きました。

委員は、学識経験者等で構成されています。

○千葉市青少年問題協議会

「子ども・若者の健全育成及び支援施策」に関する取り組みの方向性などについて意見を聴きました。

委員は、関係行政機関の職員、学識経験者、青少年育成団体の構成員で構成されています。

また、計画素案はホームページ等で公表し、パブリックコメント手続きにより広く市民の意見をうかがいました。

パブリックコメントの実施状況については、P000以降に掲載。（巻末資料として掲載予定）

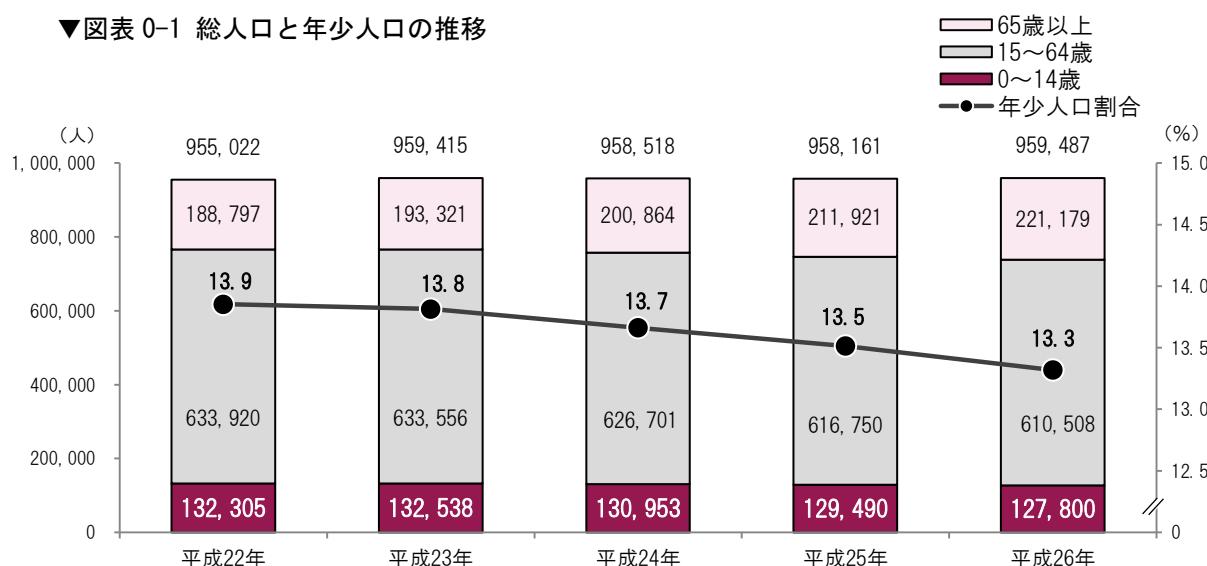
2 千葉市の現状

(1) 総人口と年少人口

人口は平成 22 年までは緩やかに増加傾向となっていましたが、平成 23 年からは横ばいで推移しています。しかしながら、年齢 3 区分人口をみると、65 歳以上の高齢者人口が増加し、15~64 歳の生産年齢人口が減少し続けています。14 歳以下の年少人口は、平成 23 年まではわずかに増加傾向となっていましたが、平成 24 年からは減少傾向に転じ、総人口に占める年少人口の割合は、平成 21 年から低下し平成 26 年には 13.3% となっています。(図表 0-1)

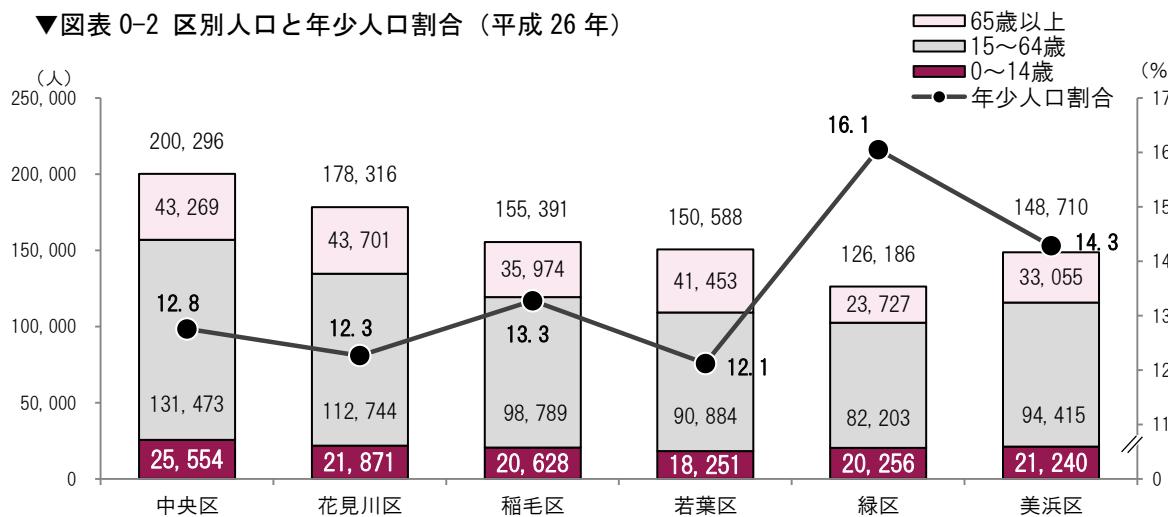
区別にみると、平成 26 年 3 月末現在、年少人口割合が最も高いのは緑区で 16.1%、最も低いのは若葉区で 12.1% となっており、地域差がみられます。(図表 0-2)

▼図表 0-1 総人口と年少人口の推移



資料：住民基本台帳人口（各年 3 月 31 日）

▼図表 0-2 区別人口と年少人口割合（平成 26 年）

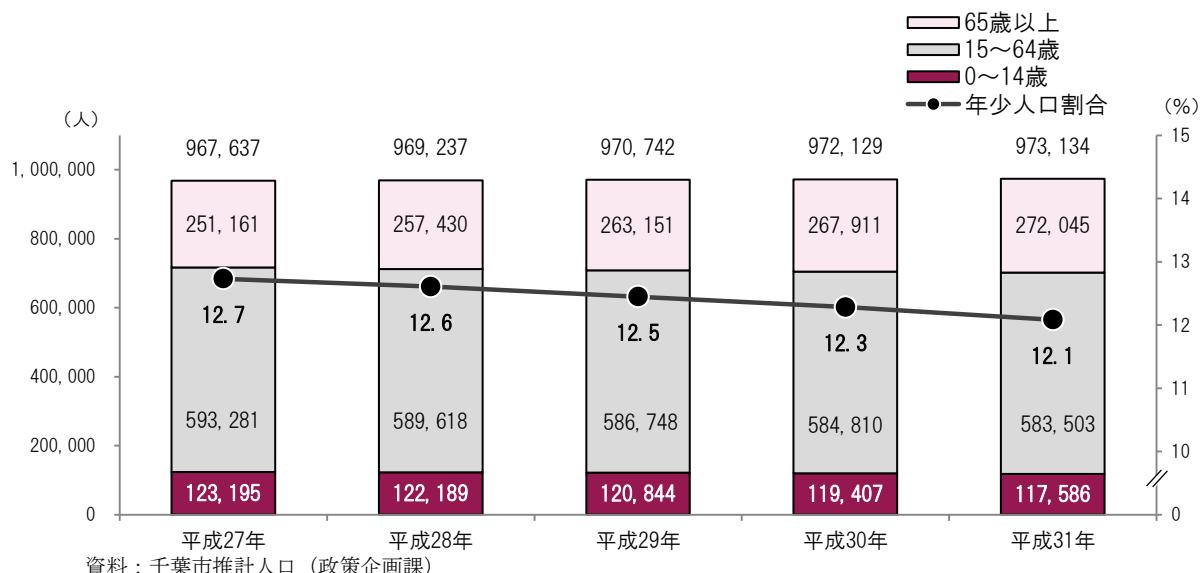


資料：住民基本台帳人口（平成 26 年 3 月 31 日）

(2) 総人口と年少人口の将来推計

総人口は、平成31年までは緩やかに増加を続けると推計されています。年齢3区分人口では、高齢者人口の増加傾向、生産年齢人口と年少人口の減少傾向が続き、年少人口割合は平成31年には12.1%にまで低下する推計となっています。(図表0-3)

▼図表0-3 総人口と年少人口の将来推計



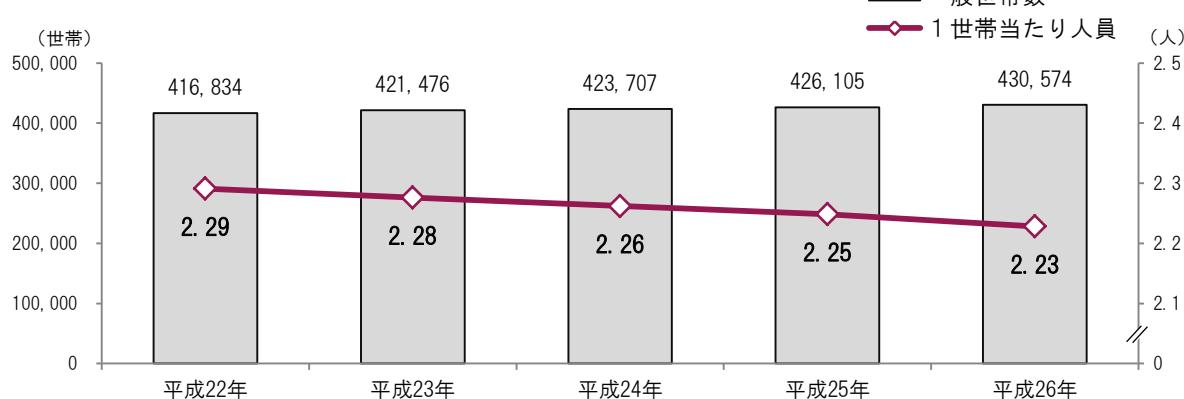
(3) 世帯の状況

①世帯数と1世帯当たり人員

平成26年3月末現在の一般世帯数は43万世帯を超え、1世帯当たり人員は2.23人となっています。世帯数の増加傾向に対し、1世帯当たり人員数は減少傾向にあります。(図表0-4)

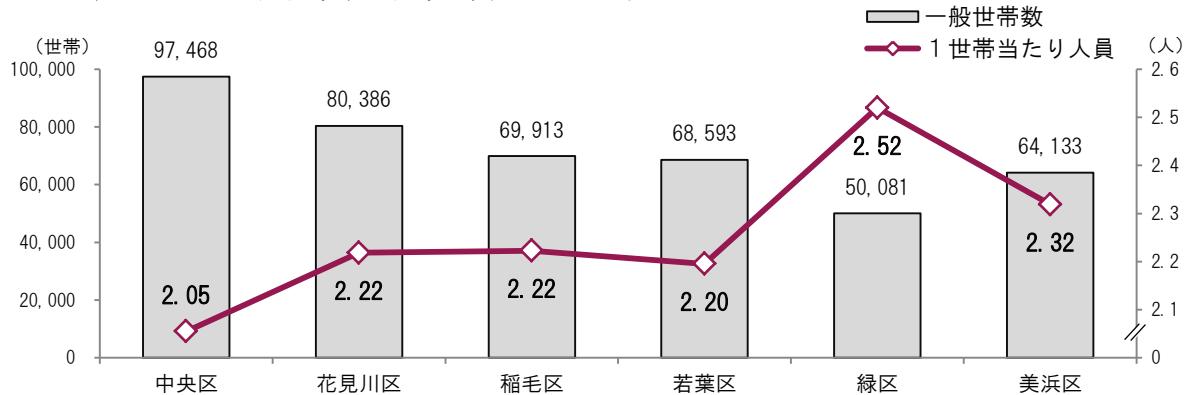
区別にみると、平成26年3月末現在、1世帯当たり人員が最も多いのは緑区で2.52人、最も少ないのは中央区で2.05人となっています。(図表0-5)

▼図表0-4 一般世帯数と世帯人員の推移



資料：千葉市町丁別人口及び世帯数（各年3月31日）

▼図表0-5 区別一般世帯数と世帯人員（平成26年）



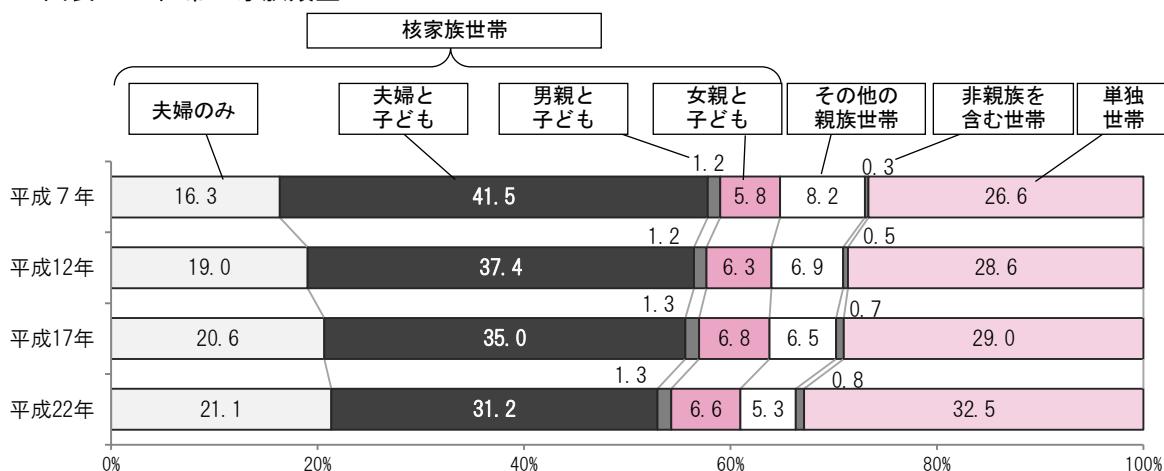
資料：千葉市町丁別人口及び世帯数（平成26年3月31日）

②世帯の家族類型

世帯の家族類型は、「夫婦と子ども」世帯の占める割合が平成7年から約10ポイント減少し、「単独世帯」の割合が約6ポイント増加しています。(図表0-6)

区別にみると、6歳未満の子どものいる世帯の割合は、緑区が13.1%で最も高く、次いで美浜区が10.7%となっています。18歳未満の子どものいる世帯の割合は、緑区が33.2%で最も高く、次いで美浜区が26.1%となっています。(図表0-7)

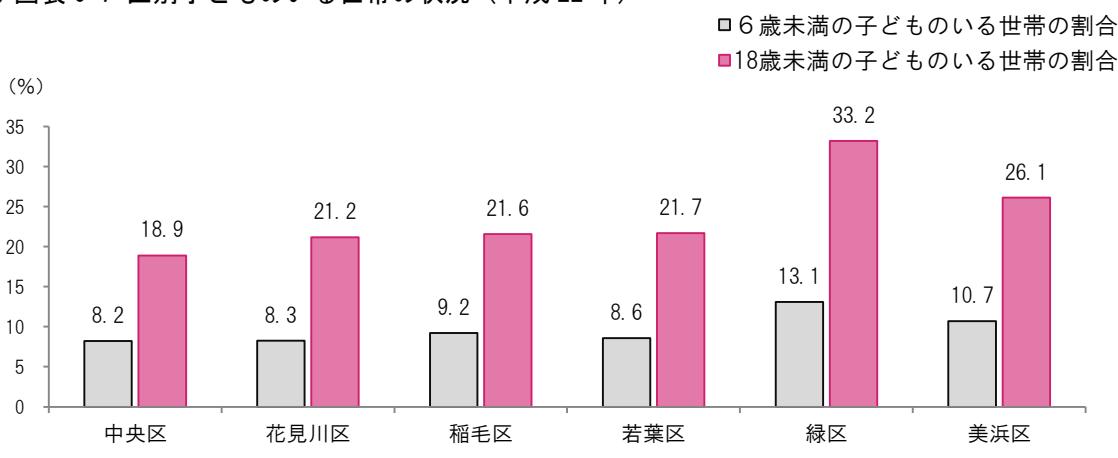
▼図表0-6 世帯の家族類型



資料：総務省 国勢調査

※「男（女）親と子ども」世帯は、親の配偶関係や子どもの年齢に制限がなく、単身赴任などで長期間同居していない場合なども含まれる。

▼図表0-7 区別子どものいる世帯の状況（平成22年）



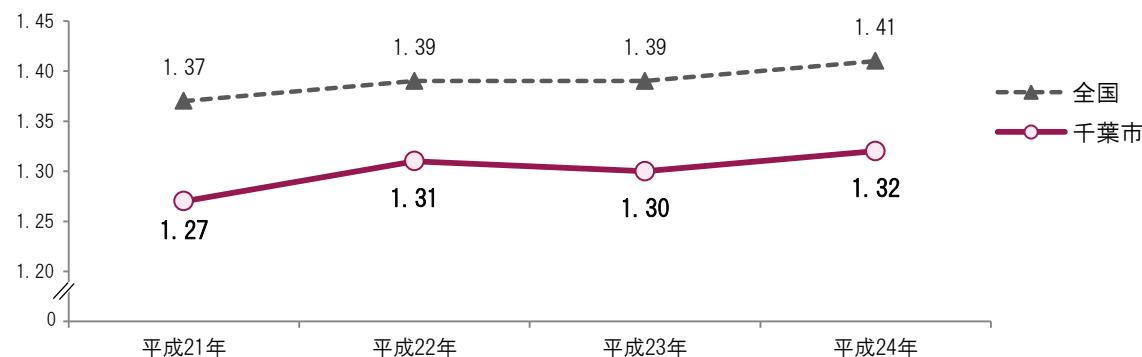
資料：総務省 国勢調査（平成22年）

(4) 少子化の動向

①合計特殊出生率

合計特殊出生率は、平成21年は1.27でしたが、その後1.30台で推移し、平成24年は1.32となっています。しかし、全国より下回り、人口を維持すると言われる2.08とは大きな開きがあります。(図表0-8)

▼図表0-8 合計特殊出生率の推移



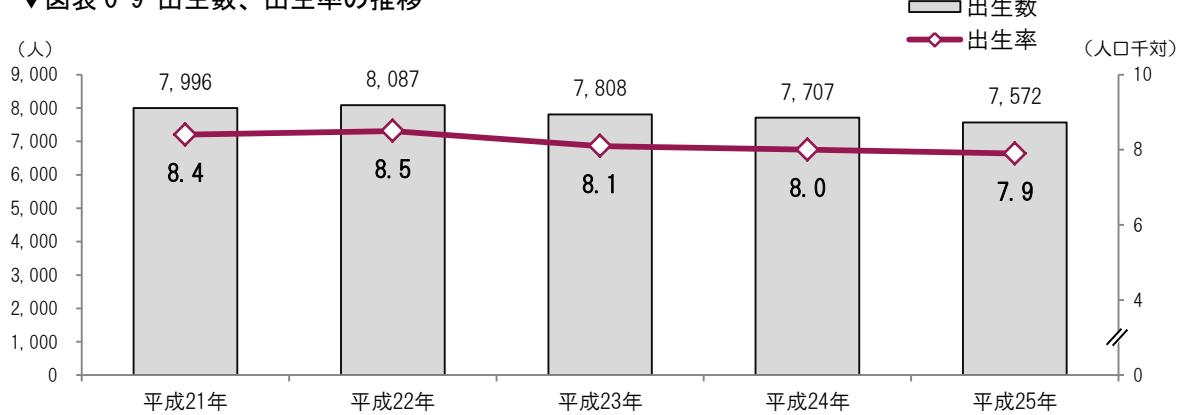
資料：厚生労働省 人口動態調査

※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性が一生に産む子どもの数に相当する。一般にはその年の各年齢の出生率を合計した「期間」合計特殊出生率が用いられる。

②出生数、出生率

出生数は平成22年までは8,000人前後で推移していましたが、その後減少傾向にあり、平成25年は出生数7,572人、出生率7.9(人口千対)となっています。(図表0-9)

▼図表0-9 出生数、出生率の推移

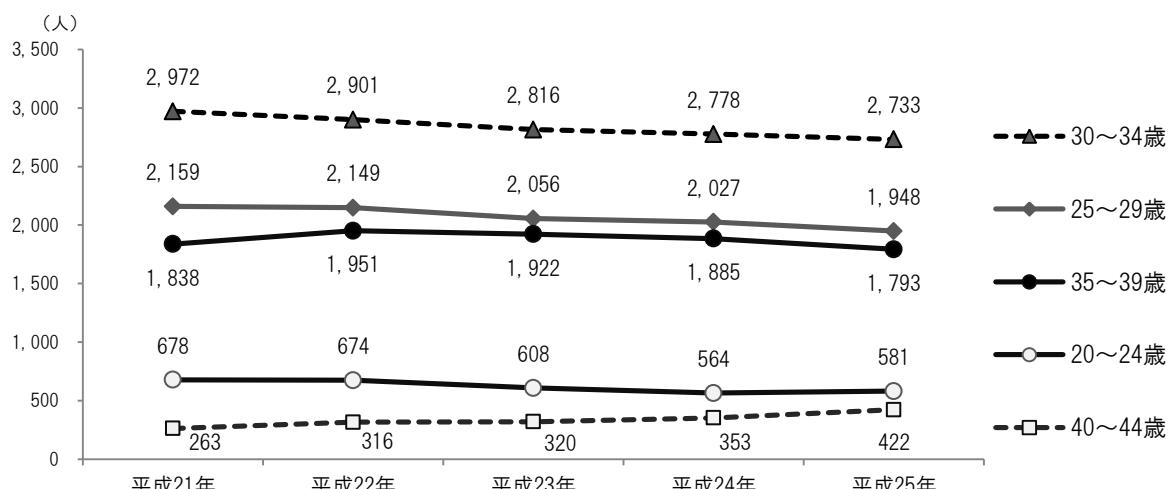


資料：厚生労働省 人口動態調査

③母の年齢階級別出生数

母の年齢階級別出生数は、30～34歳の出生数が最も多く、次いで25～29歳となっていますが、いずれも減少傾向にあります。(図表0-10)

▼図表0-10 母の年齢階級別出生数の推移

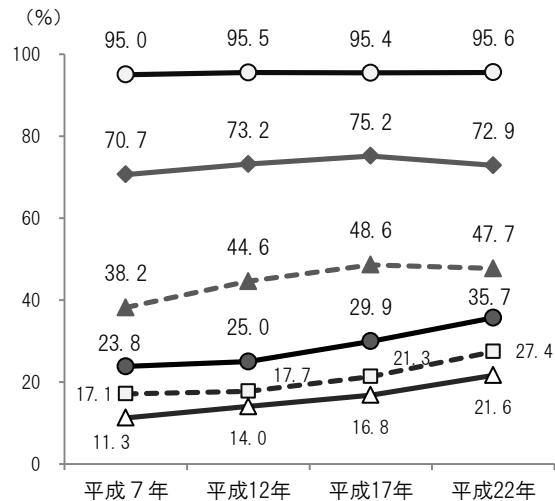


資料：厚生労働省 人口動態調査

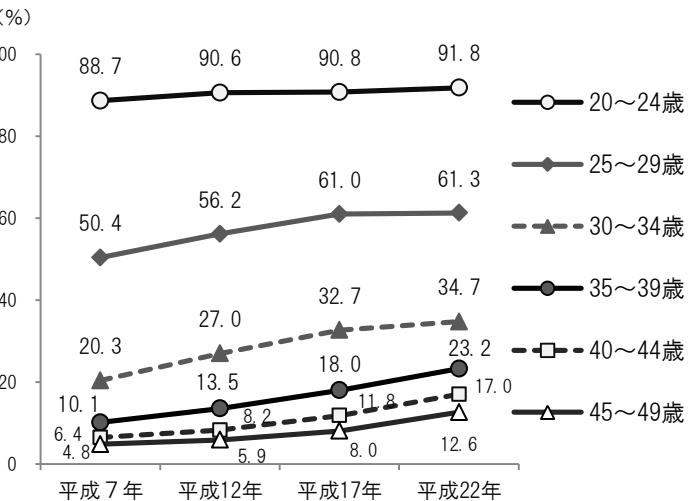
④未婚率

未婚率は、平成22年に男性の25～29歳、30～34歳で低下したのを除き、男女とも上昇傾向にあり、晩婚化、非婚化の傾向がうかがえます。(図表0-11-1、0-11-2)

▼図表0-11-1 未婚率（男性）の推移



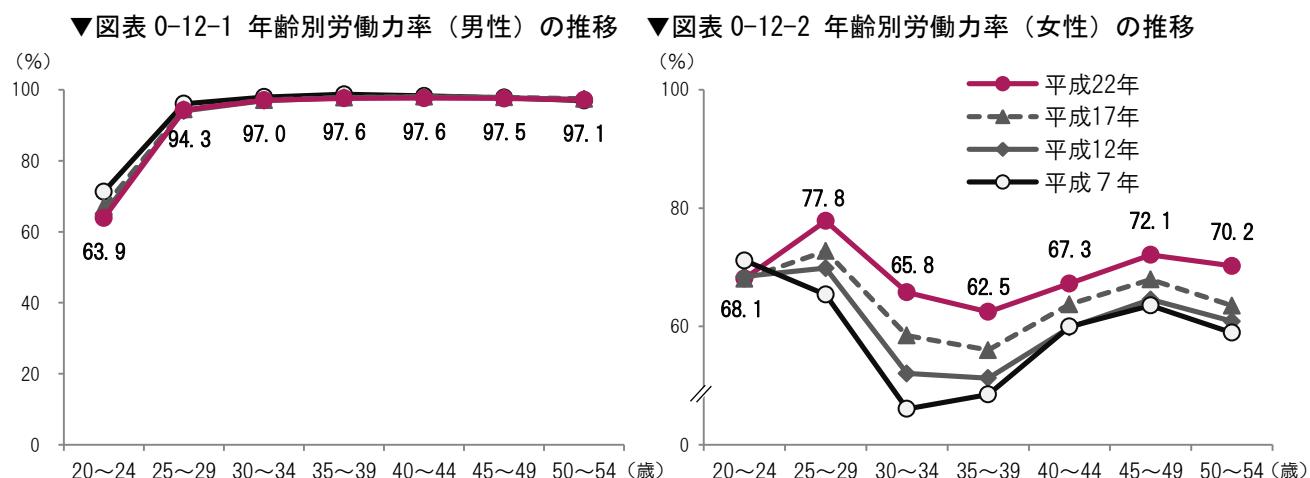
▼図表0-11-2 未婚率（女性）の推移



資料：総務省 国勢調査

⑤年齢別労働力率

年齢別労働力率は、男性では大きな変化はみられませんが、女性では25～54歳の労働力率は上昇しており、特に30歳代の労働力率は平成7年に比べて大きく上昇しています。30～34歳の労働力率は平成7年より約20ポイント高くなっています。(図表0-12-1、図表0-12-2)



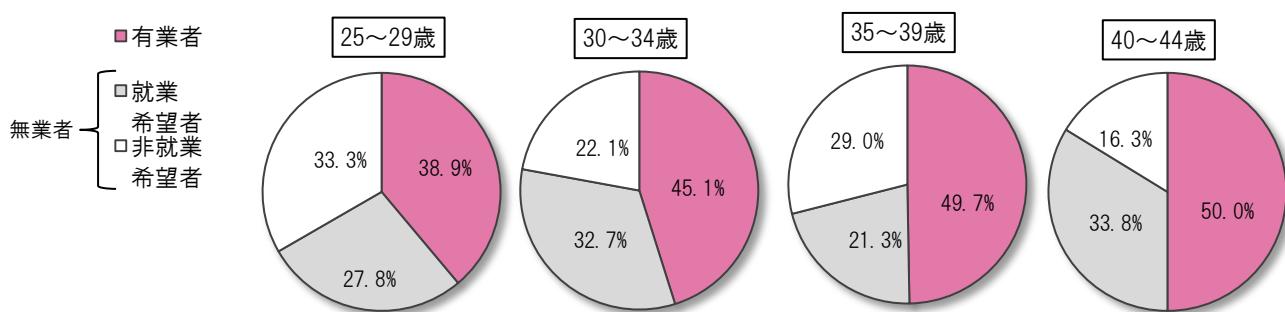
資料：総務省 国勢調査

※年齢別労働力率とは、年齢別人口に占める労働力人口（休業者を含む就業者と完全失業者の合計）の割合。これに対し、非労働力人口とは、家事・通学・その他（高齢者など）となる。

⑥育児をしている女性の就業状態

育児をしている女性の有業率は、年齢階級が高くなるにつれ上昇しており、25～29歳が38.9%、30～34歳が45.1%、35～39歳が49.7%、40～44歳が50.0%となっています。(図表0-13)

▼図表0-13 就業状態（育児をしている女性）



資料：総務省 平成24年「就業構造基本調査」より作図

※「育児をしている」とは、未就学児を対象とした育児をいう。

注：人数は100人単位で四捨五入した数字となっており、割合も図表中の数字から算出したものである。

3 基本理念

こどもを産み育てたい、
こどもがここで育ちたいと思うまち
『ちば』の実現

「夢はぐくむ ちば こどもプラン」（千葉市次世代育成支援行動計画・後期計画）では、すべてのこどもと子育て家庭への支援という視点をもとに、『こどもを産み育てたいと思うまち「ちば」の実現』を基本理念として、計画を推進してきました。

本計画では、すべての子育て世帯への支援の充実と、すべての子ども・若者が健やかに成長できる環境の整備を図り、少子化に歯止めをかけるという視点をもとに、『こどもを産み育てたい、こどもがここで育ちたいと思うまち「ちば」の実現』を基本理念とします。



4 計画策定の視点

①保護者に喜びや生きがいをもたらし、親としての成長を支える

子ども・子育て支援

保護者が子育てについての責任を果たし、子育ての権利を享受できるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるように取り組みを進めます。

②子どもの参画によるまちづくりの推進

真に子どもが望むまちづくり、子どもが自ら成長できるまちづくりを推進するため、子どもたちの社会性・自立性・自治意識を育み、子どもたちの意見を市政やまちづくりに反映する取り組みを進めます。

③子ども・若者の健やかな成長の支援と子ども・若者を支える環境づくり

次代を担う子ども・若者が、社会の一員として豊かな人間性を形成し、夢や希望に向けて成長できるよう、子ども・若者の健やかな成長を支援する取り組みとそれを支える環境づくりを進めます。

④支援が必要な子ども・若者と家庭への支援

就労と子育てを一人の親が担うひとり親家庭、本人やその家族に障害のある家庭、適切な養育が受けられない家庭など、それぞれの状況に応じ、社会全体で支援すべき子どもと家庭があります。

また、無業者、ニート、ひきこもり、不登校など、子ども・若者の社会的・職業的自立に向けた多くの課題があります。

すべての子ども・若者と家庭に対し、それぞれの状況に応じ、必要な支援をきめ細やかに行い、子ども・若者が心身ともに健やかに育まれ、自立していくための取り組みを進めます。

5 施策体系

基本理念、計画策定の視点を踏まえ、妊娠・出産から子どもが成長するまでの段階に応じて必要な支援を推進するため、11の基本施策に取り組んでいきます。

妊娠・出産

乳幼児

就学児

青少年

若者

妊娠・出産～小学校就学前児の子育て支援

- ・基本施策1 子ども・子育て支援
- ・基本施策2 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援

就学児等の
社会参画

- ・基本施策3 こどもの社会参画の推進

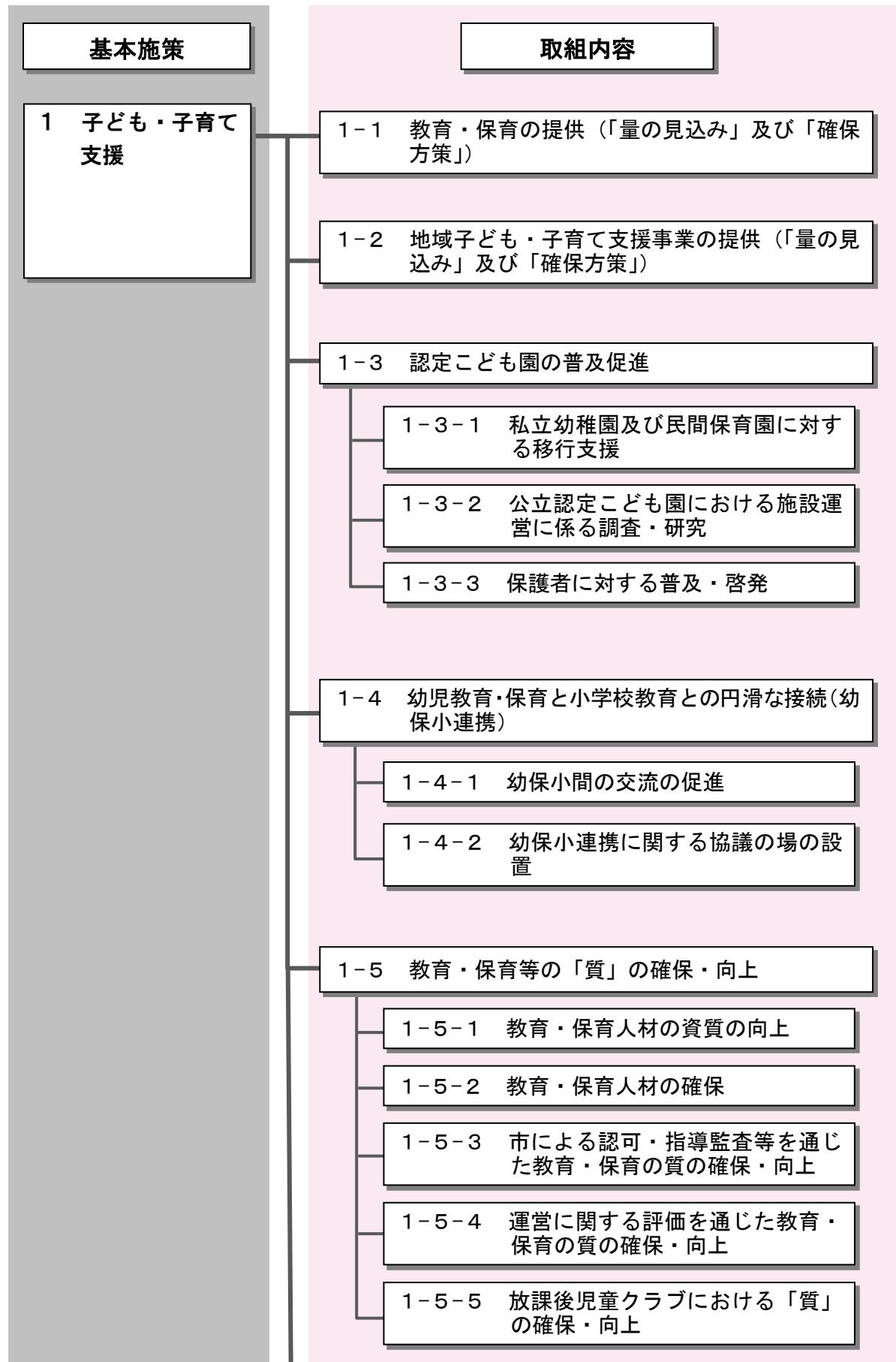
子ども・若者への支援

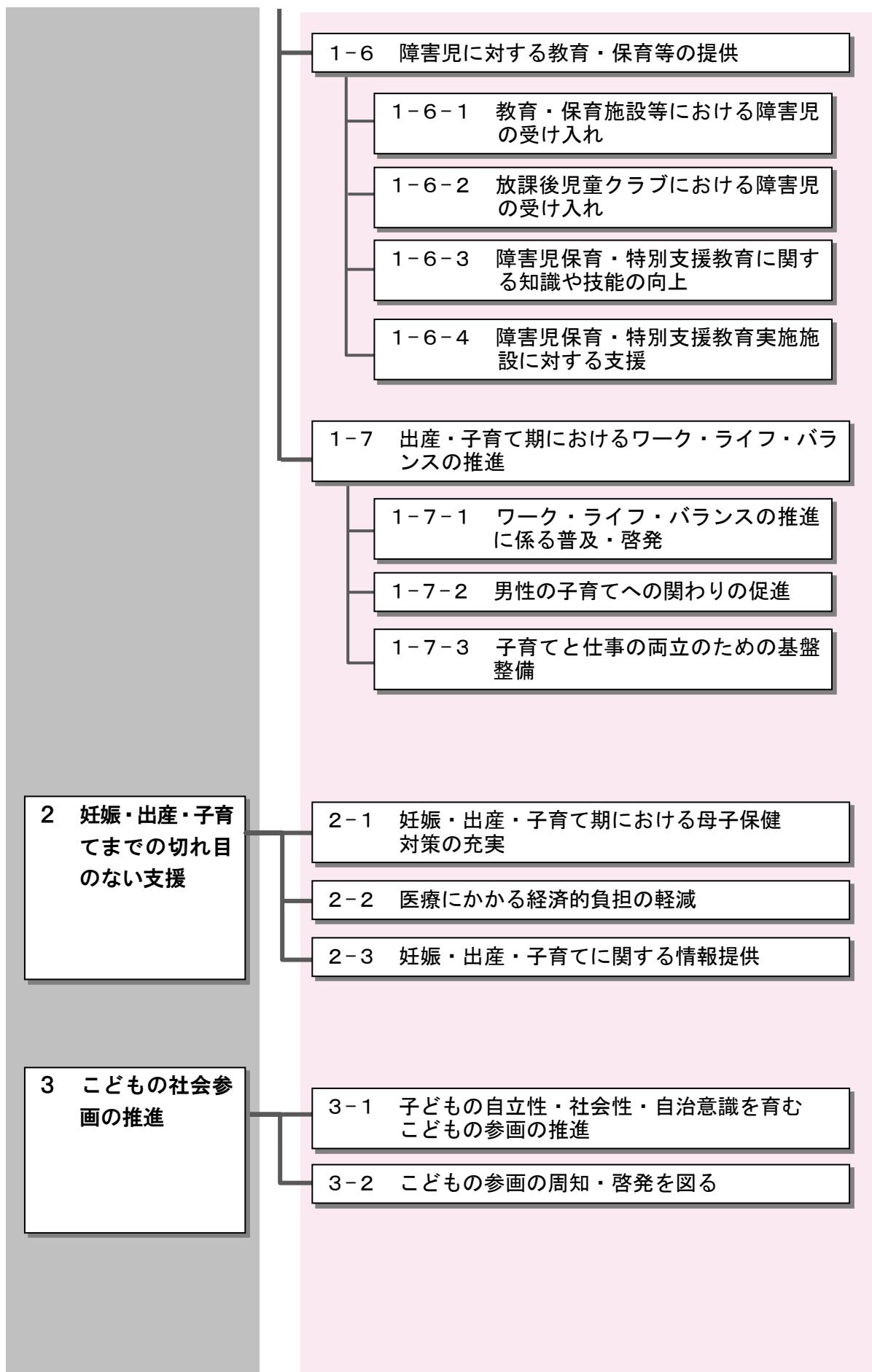
- ・基本施策4 子ども・若者の健全育成
- ・基本施策5 子ども・若者の安全の確保
- ・基本施策6 子ども・若者の居場所づくり

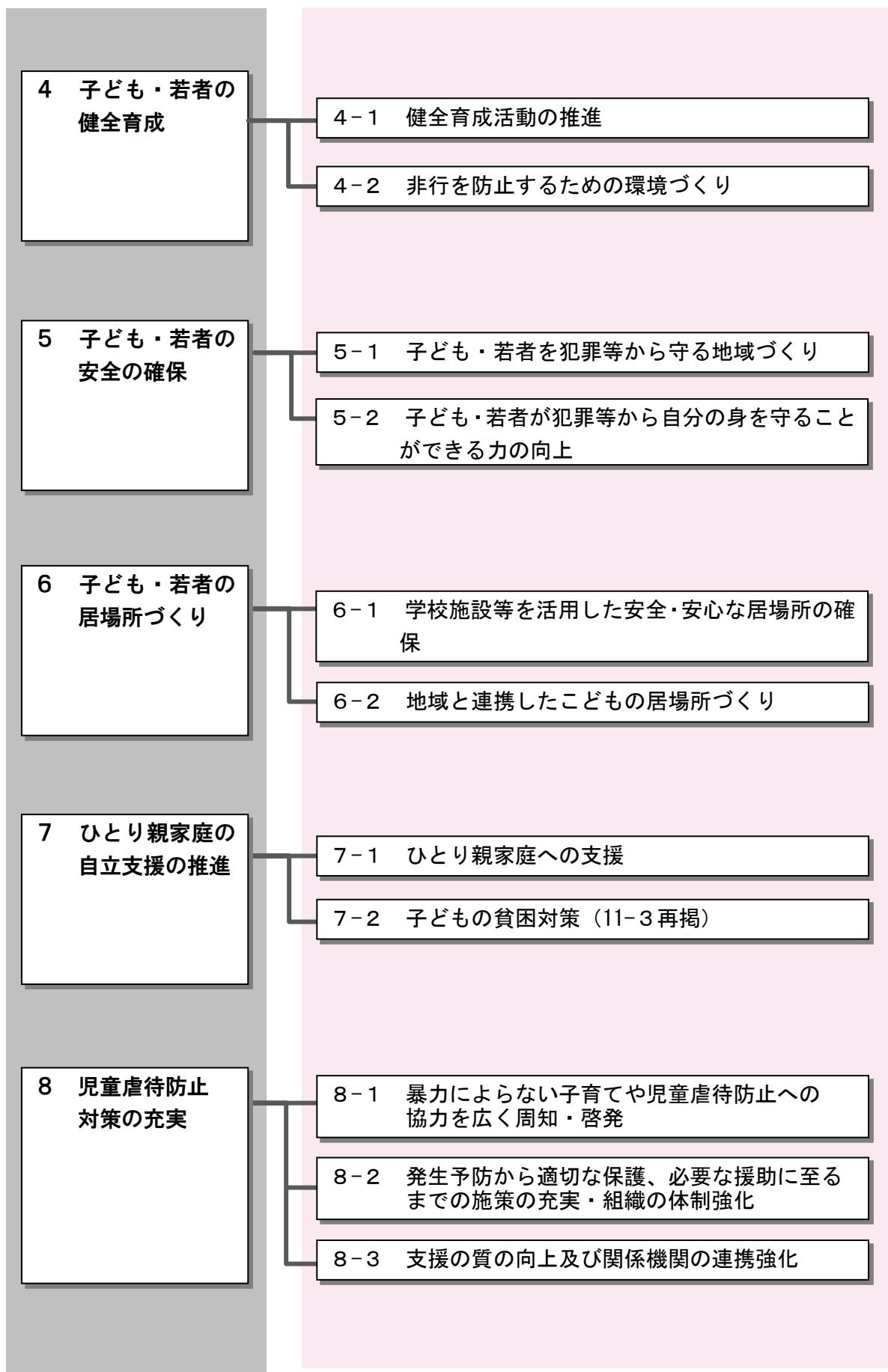
支援が必要な子ども・若者・家庭への支援

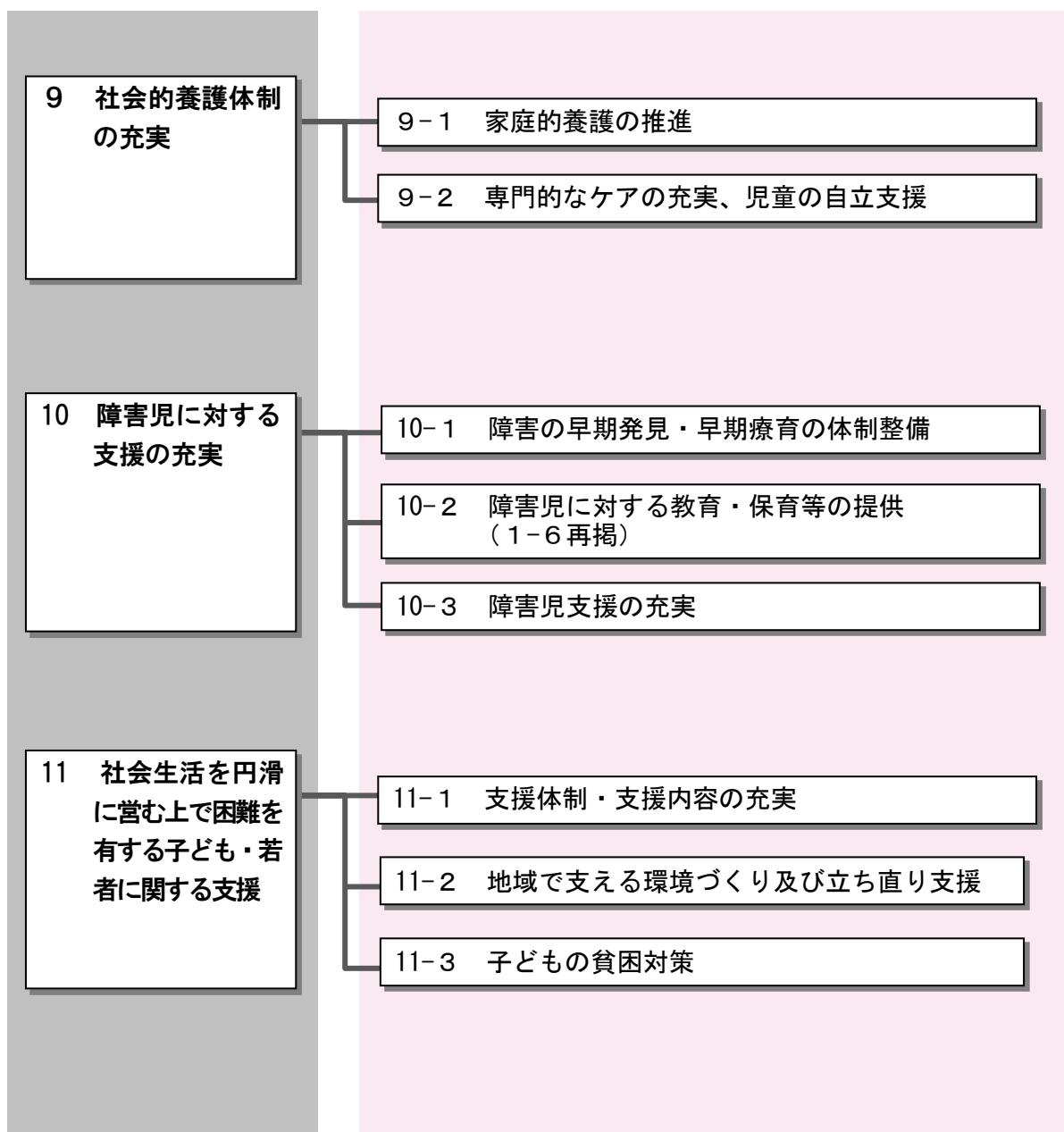
- ・基本施策7 ひとり親家庭の自立支援の推進
- ・基本施策8 児童虐待防止対策の充実
- ・基本施策9 社会的養護体制の充実
- ・基本施策10 障害児に対する支援の充実
- ・基本施策11 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援

施策体系図







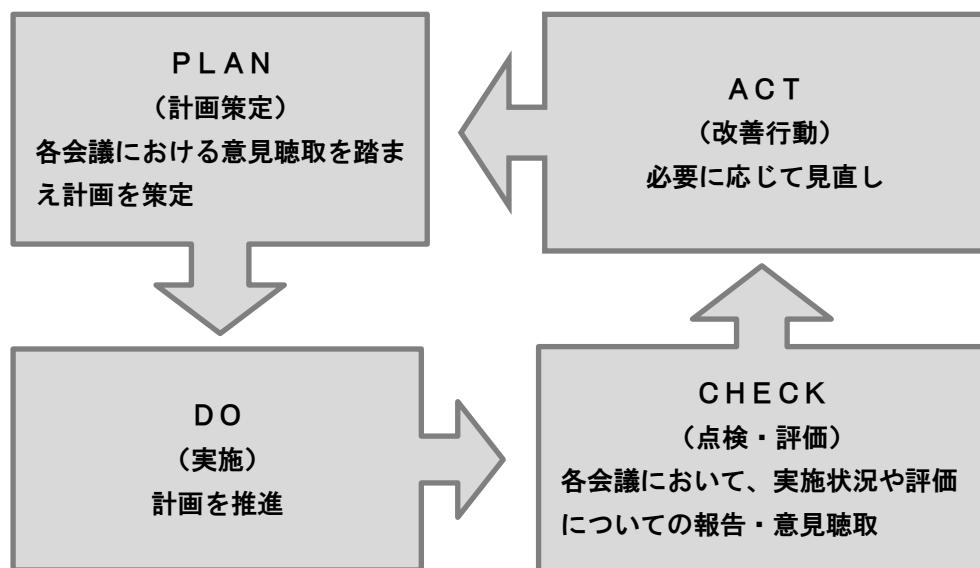


6 計画の推進（P D C A サイクル）

本計画では、あらかじめ設定した目標事業量や取組予定内容に基づき、毎年度、点検・評価を行います。

また、計画策定にあたり、意見聴取を行った「子ども・子育て会議」、「社会福祉審議会児童福祉専門分科会」、「青少年問題協議会」において、引き続き、計画における実施状況や評価についての報告・意見聴取を行うとともに、その進捗状況をホームページなどで公表していきます。

なお、社会経済情勢の変化や制度改正等に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを図ります。



(各会議における意見聴取)

施策体系	策定、点検・評価		
	社会福祉審議会	子ども・子育て会議	青少年問題協議会
1 子ども・子育て支援	△	◎	
2 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援	◎		
3 こどもの社会参画の推進	◎		
4 子ども・若者の健全育成	◎		△
5 子ども・若者の安全の確保	◎		△
6 子ども・若者の居場所づくり	◎	△	
7 ひとり親家庭の自立支援の推進	◎	△	
8 児童虐待防止対策の充実	◎	△	
9 社会的養護対策の充実	◎	△	
10 障害児に対する支援の充実	◎	△	
11 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援	◎		△

(※役割分担： ◎… 策定、点検・評価について意見聴取、 △… 審議結果を報告)

各 論

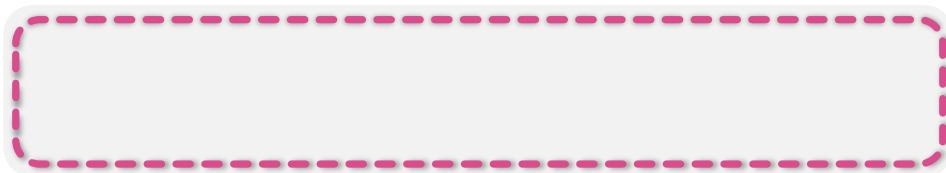
第1章

1 現状と課題

現 状

課 題

2 目指すべき姿



3 主な取組内容

(1) △□

○ 1-1 △□
..... (P○○)

主な取組内容



事業名	実施内容・目標値					所管課
現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	

※1

※2

※1 「○…」ごとに、主な取組内容を示しています。取組内容の詳細は、カッコ内のページ数（P ○○）に記載しています。

※2 平成 27 年度以降の新規事業及び拡充・見直し事業のうち主なものについては、今後5年間の実施内容を記載しています。なお、平成 27 年度以降も継続して事業を実施する予定の場合は、「※1」に、事業名を記載するのみとし、今後5年間の実施内容の記載を省略しています。

第1章 子ども・子育て支援

1 「子ども・子育て支援事業計画」の趣旨

- 「総論」において述べた子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化を背景として、平成27年4月、全国で一斉に、「子ども・子育て支援新制度」(以下「新制度」といいます。)がスタートします。
- この新制度は、消費税率の引上げ⁵等によって必要な安定財源を確保し、社会保障の一環として、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組みを実施するものです。
- 市町村は、新制度の実施主体として、平成27年度から31年度までの5か年を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を定め、子ども・子育て支援施策を計画的に提供する役割を担います。
- この章を本市の「子ども・子育て支援事業計画」と位置づけ、子ども・子育て支援法及び基本指針⁶に即し、新制度に基づく子ども・子育て支援施策の提供体制の確保を図るために必要な事項を定めます。

⁵ 消費税率は、平成27年10月に10%へ引き上げ予定であったが、26年11月、政府は、29年4月まで8%に据え置く方針を決定した。新制度については、必要な財源を確保し、27年4月から実施することとされている。

⁶ 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の略称で、子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定めた国の告示。

2 新制度の施策体系

(1) 「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」

- 新制度に基づく子ども・子育て支援施策は、「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」で構成されます。
- この教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業については、後述のとおり、計画期間中の各年度における需要と供給に関する目標値を定め、その達成に向けて、計画的に提供体制を確保していきます。

【教育・保育】

小学校就学前の子どもが日常的に通う施設であり、「教育・保育施設」と「地域型保育事業」に区分されます。

区分	施設・事業	概要	対象年齢
教育・保育施設	認定こども園 ⁷	幼稚園と保育所の機能や特徴を合わせ持ち、幼児期の学校教育と保育を一体的に提供する施設	0～5歳 (3～5歳)
	幼稚園※	小学校以降の教育の基礎をつくるための教育を行う学校	3～5歳
	保育所	就労などのために家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行う施設	0～5歳
地域型保育事業	小規模保育事業	少人数の単位で、就労などのために家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行う事業	0～2歳
	家庭的保育事業	企業等の保育施設等において、従業員の子どもに加え、地域の子どもを受け入れて保育を行う事業	
	事業所内保育事業	障害・疾病等により集団保育が著しく困難な子ども等に対し、その居宅において保育を行う事業	
	居宅訪問型保育事業		

※新制度における私立幼稚園の位置づけについて

- ・私立幼稚園は、新制度における「教育・保育施設」に移行するか否かを、自ら選択することができます。28年度以降に新制度に移行することも、新制度に移行せず、従来どおりの運営を継続することも可能です。
- ・本計画では、私立幼稚園の新制度移行、とりわけ認定こども園への移行を促進しつつ、新制度に移行しない私立幼稚園も、本市における幼児期の学校教育の担い手と位置づけます。

⁷ 認定こども園には、「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」の4つの類型がある。新制度においては、「幼保連携型」が改善され、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設と位置づけられるとともに、政令指定都市に認可・指導監督権限が一本化された。

⁸ 地域型保育事業の実施に当たっては、集団保育の機会の提供等の保育内容に関する支援を受けたり、卒園後に優先的に入所することができる認定こども園、幼稚園又は保育所（「連携施設」という。）を確保することとされている。

【地域子ども・子育て支援事業】

子育て家庭の多様なニーズに対応し、地域の子ども・子育て支援の充実を図るための事業であり、次の13事業が位置付けられています。

①放課後児童クラブ	⑧子育て短期支援事業
②時間外保育（延長保育）事業	⑨妊婦健康診査
③一時預かり事業	⑩乳児家庭全戸訪問事業
④ファミリー・サポート・センター	⑪養育支援訪問事業 (子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)
⑤病児保育事業	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑥地域子育て支援拠点事業	⑬多様な主体の参入を促進する事業
⑦利用者支援事業	

（2）教育・保育の利用に係る「支給認定」

○新制度においては、市が、就学前の子ども一人一人の「保育の必要性」と「保育の利用時間」の認定（支給認定）を行い、認定内容に応じて、教育・保育施設及び地域型保育事業を利用することとなります。

【支給認定の区分】

- ・子どもの年齢と保育の必要性の有無に応じ、「1号認定」「2号認定」「3号認定」の3種類に区分されます。
- ・さらに、2号認定及び3号認定については、保護者の就労時間等により、施設・事業を利用できる時間が2種類に区分されます。
- ・「保育の必要性」が認められる事由としては、主に、保護者の就労（父母ともに月64時間以上）、妊娠・出産、疾病・障害、求職活動等が挙げられます。

	認定区分		
	1号認定	2号認定	3号認定
子どもの年齢	3~5歳	3~5歳	0~2歳
保育の必要性	なし	あり	あり
利用できる 主な施設・事業	• 幼稚園※ • 認定こども園	• 認定こども園 • 保育所	• 認定こども園 • 保育所 • 地域型保育事業
利用できる時間	教育標準時間 (4時間程度の教育時間)	<月120時間以上勤務している場合> 保育標準時間（1日11時間まで）	<月64時間以上勤務している場合> 保育短時間（1日8時間まで）

※新制度に移行しない幼稚園を利用する場合、支給認定を受ける必要はありません。

3 現状と課題

現 状

(1) 少子化の進行

ア 小学校就学前児童（0～5歳）

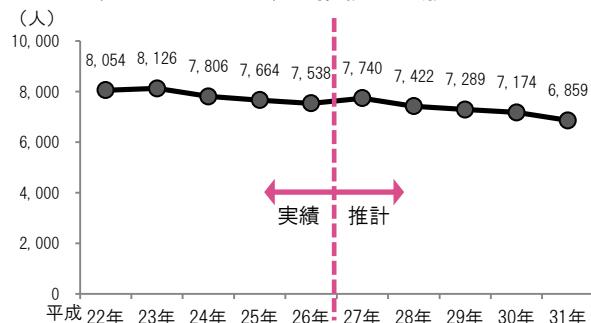
○小学校就学前児童数は既に減少局面に入っており、平成22年度から平成26年度にかけて、0歳児は516人、1・2歳児は1,458人、3～5歳児は1,120人減少しており、特に0～2歳児の減少が顕著です。（図表1-1-1、1-1-2、1-1-3）

○この減少傾向は平成27年度以降も続くと見込まれ、平成27年度から平成31年度にかけて、0歳児は881人、1・2歳児は1,753人の減少が見込まれます。なお、3～5歳児については、ほぼ横ばいと見込まれます。（図表1-1-1、1-1-2、1-1-3）

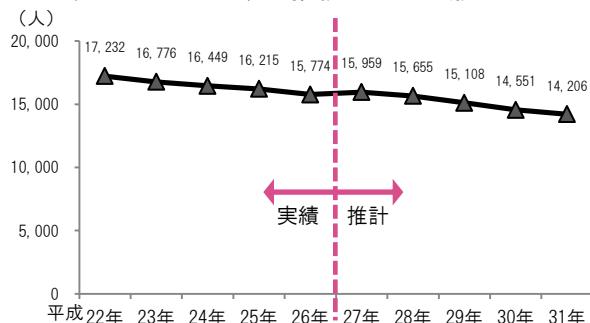
イ 小学生（6～11歳）

○6～11歳の児童数も、既に減少局面に入っており、平成22年度から平成26年度にかけて2,417人減少しており、今後も、平成27年度から平成31年度にかけて1,627人の減少が見込まれます。（図表1-1-4）

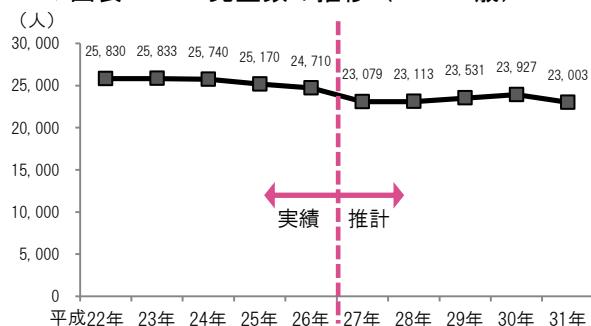
▼図表1-1-1 児童数の推移（0歳）



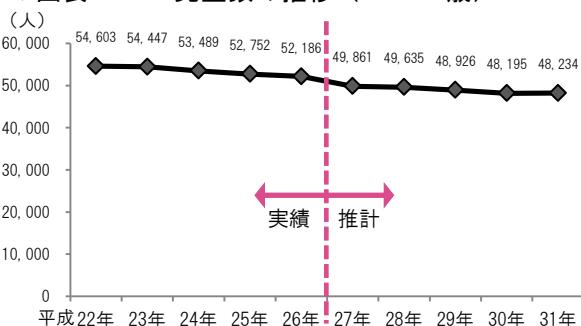
▼図表1-1-2 児童数の推移（1・2歳）



▼図表1-1-3 児童数の推移（3～5歳）



▼図表1-1-4 児童数の推移（6～11歳）



資料：平成22年～26年は住民基本台帳人口、平成27年～31年は市推計人口（各年度3月31日時点）
(千葉市政企画課調べ)

(2) 子育て家庭の状況

ア 家族類型の変化

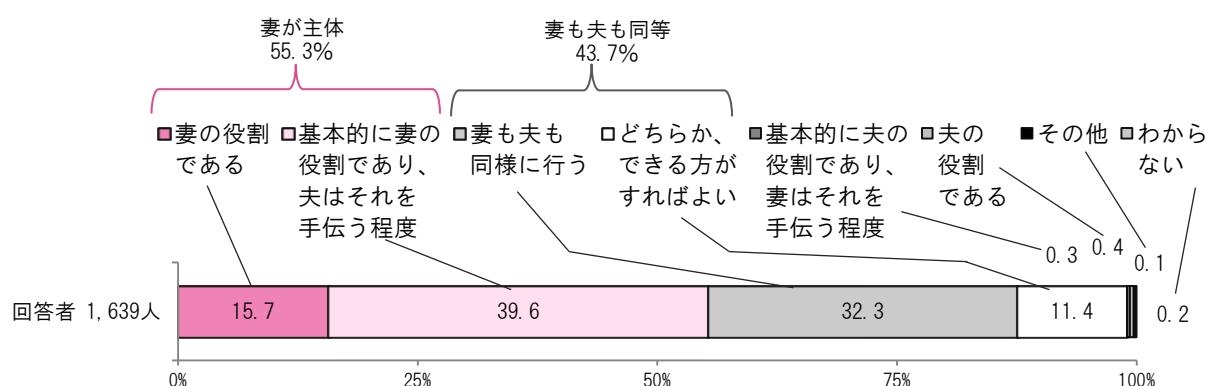
○家族類型の推移を見ると、平成7年から平成22年にかけて、単独世帯が5.9%、夫婦のみの世帯が4.8%増加しています。(P11「図表0-6 世帯の家族類型」を参照)

○子どもがいる世帯の中では、核家族世帯の占める割合が増加し、親と子ども以外の親族が同居する世帯は2.9%減少しています。(P11「図表0-6 世帯の家族類型」を参照)

イ 家庭における育児や家事の役割分担に関する意識

○家庭における育児や家事に関する夫と妻の役割分担については、「基本的には妻の役割で、夫はそれを手伝う程度」が39.6%、「妻の役割」が15.7%となっており、「妻が主体」と考える家庭が55.3%を占めています。一方、「妻も夫も同様に行う」が32.3%、「どちらか、できる方がすればよい」が11.4%となっており、「妻も夫も同等」と考える家庭は43.7%となっています。(図表1-2)

▼図表1-2 育児や家事の役割に関する意識（全国）

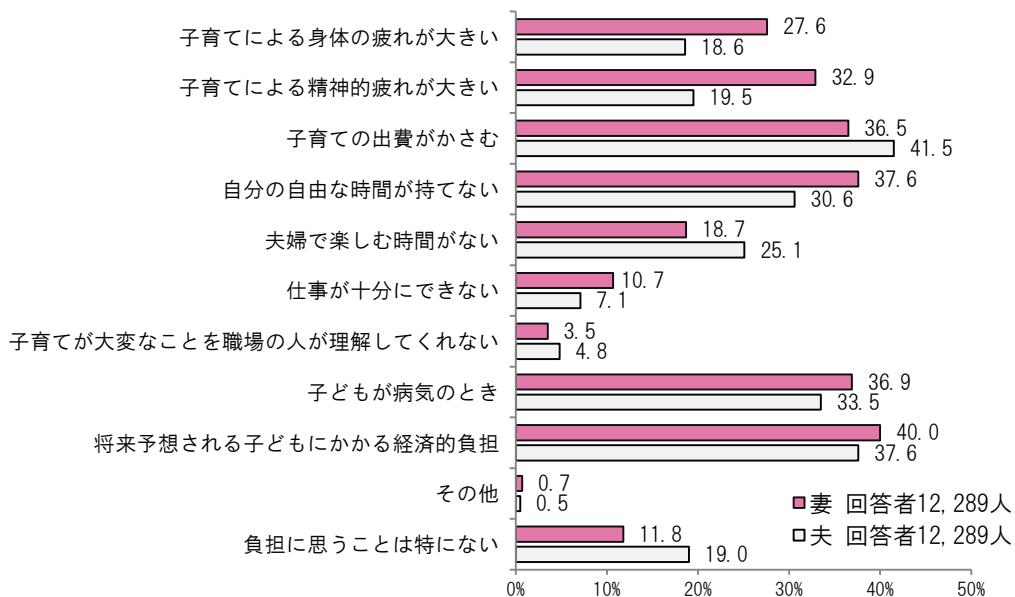


資料：内閣府 平成25年度「家族と地域における子育てに関する意識調査」

ウ 母親の子育てに関する負担感・不安

- 母親の子育てに関する負担感・不安は、「将来予想される子どもにかかる経済的負担」(40.0%)、「子育ての出費がかさむ」(36.5%)と、経済的原因の割合が高くなっているほか、「自分の自由な時間が持てない」(37.6%)、「子どもが病気のとき」(36.9%)、「子育てにかかる精神的疲れが大きい」(32.9%)など、さまざまな原因によって生じています。(図表1-3)

▼図表1-3 母親が子育てをしていて負担・不安に思うこと（複数回答）（全国）



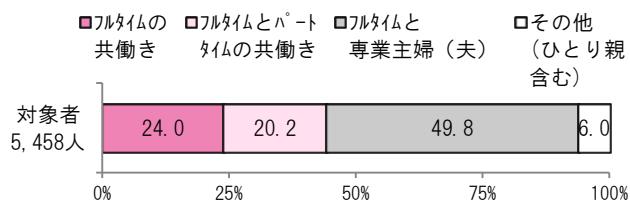
資料：内閣府「都市と地域における子育てに関する意識調査」平成24年3月

（3）保護者の就労状況と育児休業の取得状況

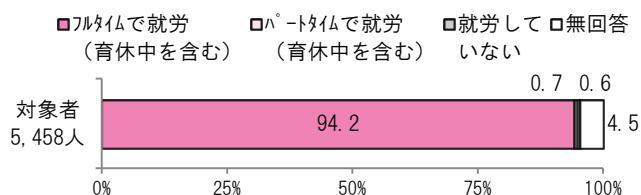
ア 保護者の就労状況

- 保護者の44.2%が共働きであり、24.0%はフルタイムの共働きとなっています。一方、約半数の49.8%が専業主婦（夫）家庭となっています。(図表1-4-1)
- 父親の94.2%がフルタイムで就労しており、母親の26.4%がフルタイム、21.4%がパートタイムで就労(いずれも育児休業中を含む)しています。(図表1-4-2、1-4-3)
- パートタイムで働く母親のうち、56.8%がパートタイムの継続を、30.6%がフルタイムへの転換を希望しています。(図表1-4-4)
- 就労していない母親のうち、79.3%が将来の就労を希望しており、21.4%が1年内、57.9%が1年より先の就労を希望しています。(図表1-4-5)
- 父親が仕事から帰宅する時間は、20時～21時台が30.3%、22時以降が23.3%となっています。(図表1-4-6)

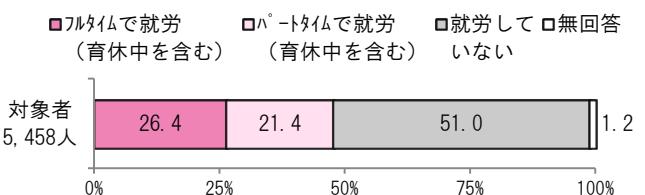
▼図表 1-4-1 小学校就学前児童の保護者の就労状況



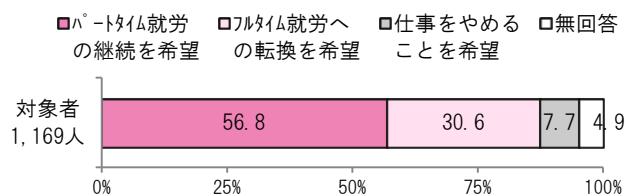
▼図表 1-4-2 父親の就労状況



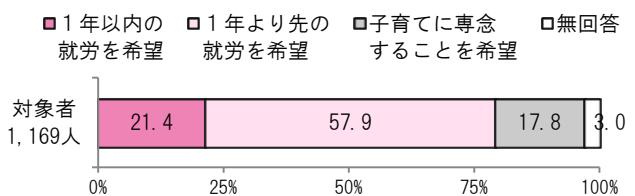
▼図表 1-4-3 母親の就労状況



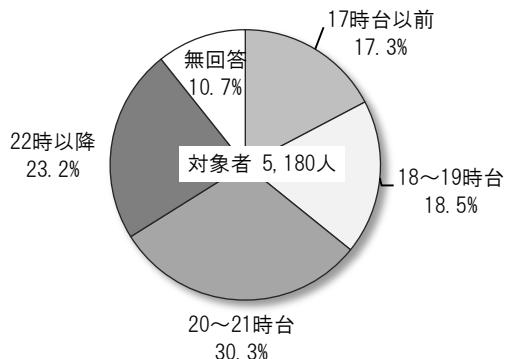
▼図表 1-4-4 母親の就労希望 (パートタイムから)



▼図表 1-4-5 母親の就労希望 (就労なしから)



▼図表 1-4-6 父親の帰宅時間

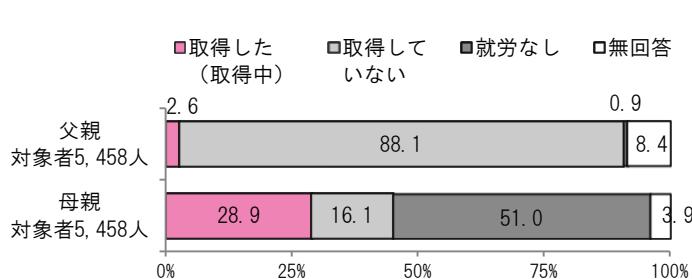


資料：千葉市H25ニーズ調査

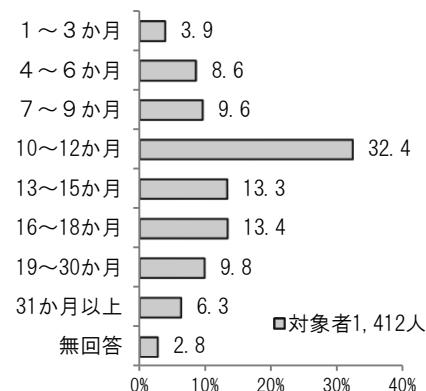
イ 育児休業の取得状況

- 育児休業を取得した母親は28.9%（就労している母親のうち約65%）となっており、取得期間は、10～12か月が32.4%と最も多く、約半数が1年以下、約半数が1年以上となっています。（図表1-5-1、1-5-2）
- 育児休業を取得した父親は、わずか2.6%に止まっています。（図表1-5-1）
- 育児休業を取得した母親のうち54.7%が、年度初めの保育所入所時期に合わせて職場復帰しており、79.1%が、子どもが1歳になった時に必ず預けられる保育所があったら、1歳になるまで取得したと回答しています。（図表1-5-3、1-5-4）

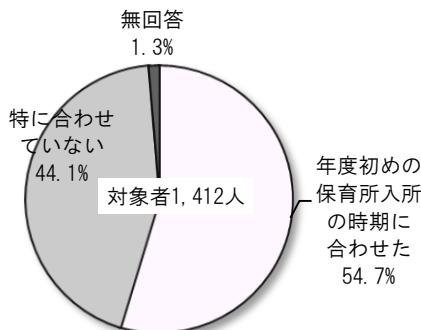
▼図表1-5-1 両親の育児休業取得状況



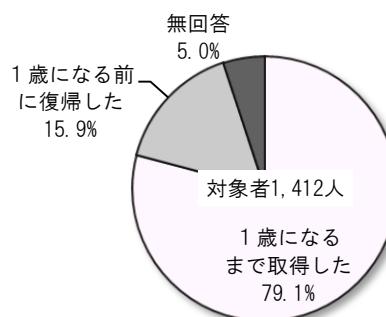
▼図表1-5-2 母親の育児休業取得期間



▼図表1-5-3 母親の育児休業からの職場復帰時期



▼図表1-5-4 1歳になった時に必ず預けられる保育所があった場合の育児休業取得期間



資料：千葉市H25ニーズ調査

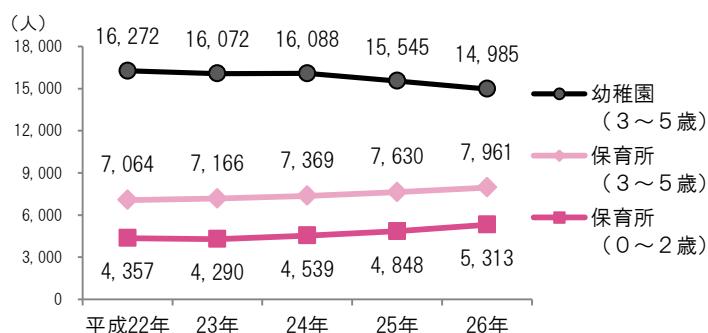
（4）保育所・幼稚園の状況

ア 保育所・幼稚園の利用者数及び施設数

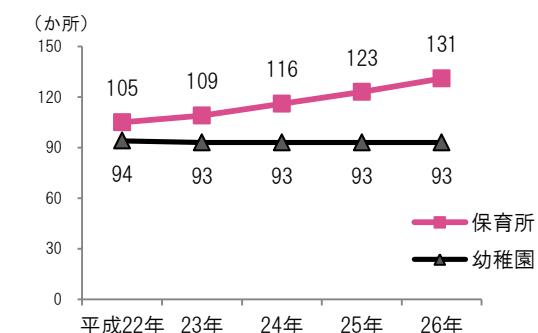
- 保育所の利用者数は増加傾向にあり、平成22年度から平成26年度にかけて、0～2歳児は956人増、3～5歳児は897人増、合わせて1,853人増となっています。（図表1-6-1）
- 一方、幼稚園の利用者数は減少傾向にあり、平成22年度から平成26年度にかけて、1,287人減となっています。特に、平成24年度以降の減少が顕著であり、2年間で1,103人減少しています。（図表1-6-1）
- 保育所の施設数は平成22年度から平成26年度にかけて26か所増加し、131か所となっています。（図表1-6-2）

- 一方、幼稚園の施設数は、平成23年度以降は増減がなく、93園で横ばいとなっています。(図表1-6-2)
- なお、平成27年4月時点における本市の認定こども園の施設数(予定)は7園です。

▼図表1-6-1 保育所・幼稚園利用者数の推移



▼図表1-6-2 保育所・幼稚園施設数の推移

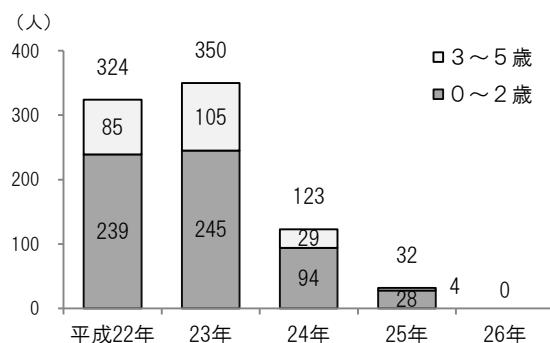


資料：千葉市保育運営課・こども企画課調べ（保育所：各年4月1日現在、幼稚園：各年5月1日現在）

ウ 保育所待機児童数及び入所待ち児童数

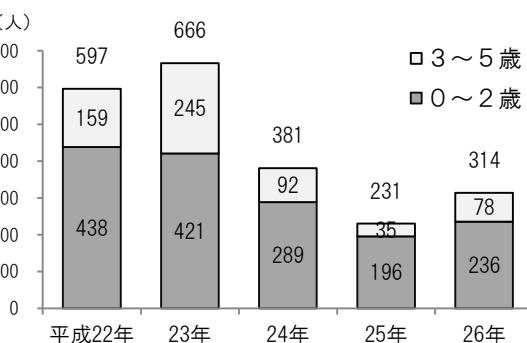
- 保育所待機児童数⁹は平成23年度以降大きく減少し、平成26年4月1日時点の待機児童数は「ゼロ」となりました。(図表1-7-1)
- 一方、保育所入所待ち児童数¹⁰は、平成23年度以降大きく減少したものの、平成26年4月1日時点で314人となっており、このうち約75%を0～2歳児が占めています。(図表1-7-2)

▼図表1-7-1 保育所待機児童数の推移



資料：千葉市保育運営課調べ（各年4月1日現在）

▼図表1-7-2 保育所入所待ち児童数の推移



エ 保護者の就労状況と保育所・幼稚園の利用希望

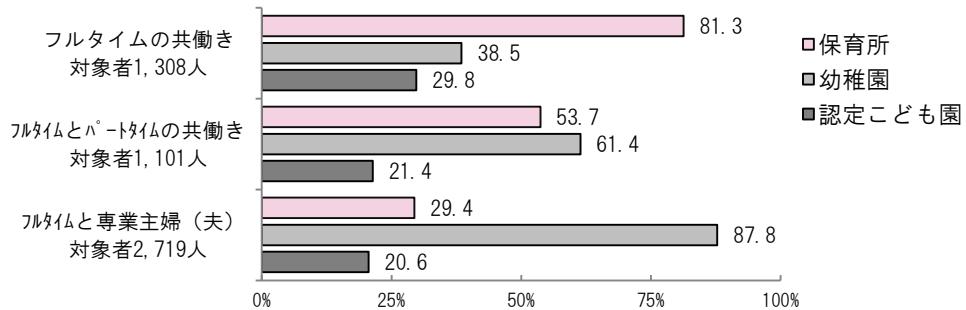
- フルタイムの共働き家庭では、81.3%が保育所の利用を希望する一方、幼稚園(38.5%)と認定こども園(29.8%)についても、一定の利用希望が見られ、特に、他の2つの就労形態の家庭と比較して、認定こども園の利用希望が高くなっています。(図表1-8)

⁹ 「保育所待機児童数」とは、保育所入所待ち児童数から、本市独自の認定を受けた認可外保育施設（保育ルーム等）や特定保育等を利用している児童数、他に入所可能な保育所があるにもかかわらず特定の保育所への入所を希望し、保護者の私的な理由により入所していない児童数等を除いた数であり、国の基準に則って算出している。

¹⁰ 「保育所入所待ち児童数」とは、保育所を第一希望としており、当該保育所の入所待ちとなっている児童数をいう。

- フルタイムとパートタイムの共働き家庭では、幼稚園(61.4%)と保育所(53.7%)の利用希望が概ね同等であり、認定こども園(21.4%)についても一定の利用希望が見られます。(図表1-8)
- 専業主婦(夫)家庭では、87.8%が幼稚園の利用を希望する一方、保育所(29.4%)と認定こども園(20.6%)についても、一定の利用希望が見られます。(図表1-8)

▼図表1-8 保護者の就労状況ごとの保育所・幼稚園等利用希望（複数回答）

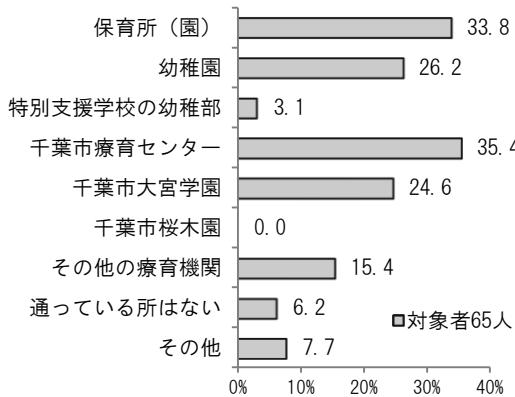


資料：千葉市H25ニーズ調査

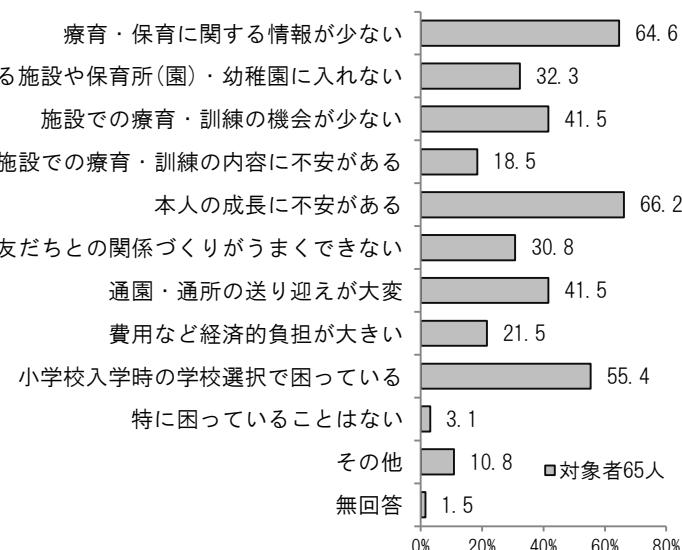
才 障害児による保育所・幼稚園の利用状況

- 調査対象の身体障害・知的障害のある小学校就学前児童のうち、33.8%が保育所を、26.2%が幼稚園を利用しています。(図表1-9-1)
- 調査対象の身体障害・知的障害のある小学校就学前児童の保護者等のうち 32.3%が、「希望する施設や保育所・幼稚園に入れない」と回答しています。(図表1-9-2)

▼図表1-9-1 障害児の利用施設等（複数回答）



▼図表1-9-2 療育・保育について困っている（困ったことがある）こと（複数回答）

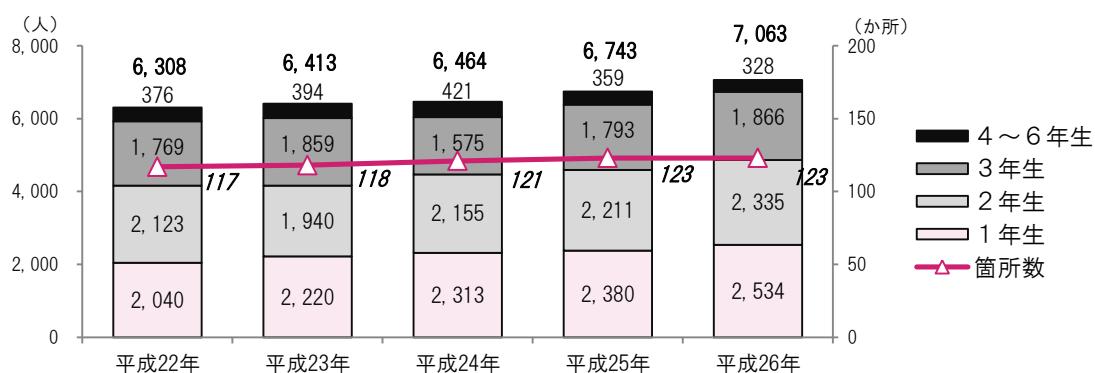


資料：千葉市障害者計画・障害福祉計画策定に係る実態調査（平成25年度）

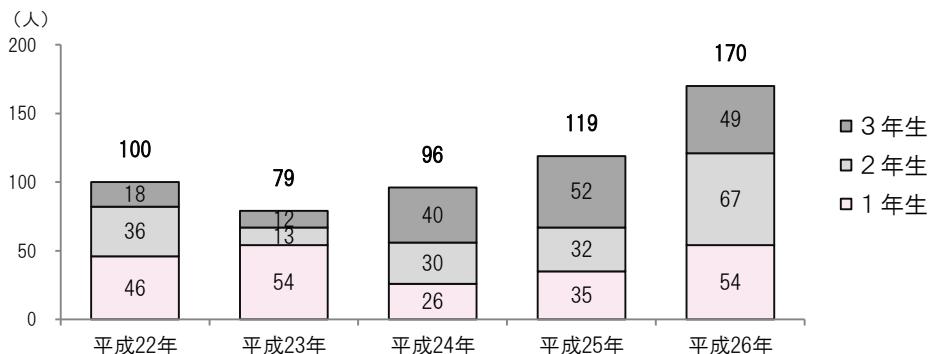
(5) 放課後児童クラブ¹¹の状況

- 放課後児童クラブの利用者数は増加傾向にあり、平成22年度から26年度にかけて、755人増となっています。(図表1-10-1)
- 現行制度では、本市の放課後児童クラブの利用対象¹²は小学校低学年としており、高学年については、原則として障害者のみを受け入れています。
- 低学年の放課後児童クラブ待機児童数¹³は増加傾向にあり、平成26年4月1日時点で170人となっています。(図表1-10-2)

▼図表1-10-1 放課後児童クラブ利用者数・施設数の推移



▼図表1-10-2 放課後児童クラブ待機児童数の推移



資料：千葉市健全育成課調べ（各年4月1日現在）

¹¹ 本市の放課後児童クラブは、平成27年4月時点では、市が実施する「子どもルーム」123か所のほかに、民設民営のクラブが2か所ある。本計画では、特段のことわりがない限り、「子どもルーム」について記述している。

¹² 現行制度では、放課後児童クラブの利用対象は、児童福祉法で「概ね10歳まで」とされているが、新制度において、同法の改正により、利用対象が小学校6年生まで拡大される。

¹³ 「放課後児童クラブ待機児童数」とは、子どもルームの利用を希望しているものの、いずれの子どもルームも利用していない児童数をいう。（他のルームを利用できる場合も、待機児童としてカウントする。）

課
題

(1) 質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供

- ◎3～5歳の子どもの教育・保育は、現行制度上、学校である幼稚園と児童福祉施設である保育所に二分化されており、保護者の就労状況によって、幼稚園と保育所のどちらを利用するか、概ねの棲み分けがなされています。
- ◎しかし、共働き家庭においても、幼児期の学校教育に対する一定の需要が見られます。また、逆に、専業主婦（夫）家庭においても、就労を希望する母親の増加を背景とした保育需要があると考えられます。
- ◎したがって、保護者の就労状況等やその変化によらず、質の高い幼児期の学校教育と保育を総合的に提供する観点から、認定こども園の普及を促進する必要があります。
- ◎さらに、認定こども園・幼稚園・保育所における教育・保育から小学校教育への円滑な接続を図り、子どもの発達や学びの連続性・一貫性を確保する必要があります。

(2) 保育の「量」の拡充

- ◎特に0～2歳児を中心として、当面、保育需要が供給を上回る状況が続くと見込まれることから、保育の「量」をさらに拡充していく必要があります。
- ◎「量」の拡充に当たっては、将来、少子化の進行にともなって保育需要が減少に転じることを念頭に、地域ごとの需要の動向を見極めながら受け皿を整備していく必要があります。
- ◎0～2歳児については、保育需要が高まっている一方、推計児童数の減少幅は大きいという「捻れ」が生じているため、受け皿整備の手法に特に留意する必要があります。

(3) 地域における子ども・子育て支援の充実

- ◎共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭が、個々の状況に応じた必要な支援を受け、子育ての負担や不安を和らげることができるよう、地域における子ども・子育て支援のさらなる充実を図る必要があります。
- ◎放課後児童クラブについては、当面、需要が供給を上回る状況が続くと見込まれ、また、利用対象が小学校6年生までに拡大されることから、地域ごとの需要の動向を見極めつつ、さらなる受入枠の拡大を図る必要があります。

(4) 教育・保育等の「質」の確保・向上

- ◎幼児期における教育・保育は、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、教育・保育の「質」の確保・向上が不可欠です。
- ◎保育等の「量」の拡充が「質」の低下につながることのないよう、「質」の確保・向上を図るための取組みがいっそう重要性を増してきます。
- ◎とりわけ、子ども・子育て支援の担い手である保育士、幼稚園教諭、子どもルーム指導員等の資質の向上を図るとともに、深刻な人手不足の中、人材を確保することが喫緊の課題です。
- ◎また、職員配置の改善、市による認可・指導監督、事業者による施設の運営状況の

評価等を通じて、施設の適切な運営を確保するとともに、教育・保育等の内容のいっそうの充実を図る必要があります。

(5) 障害児への教育・保育等の提供

- ◎発達障害を含めた障害のある子どもに集団生活の場を提供し、心身の発達や社会生活に必要な基礎的能力を養うため、障害児が教育・保育を円滑に利用できる体制の確保を図る必要があります。
- ◎そのためには、職員配置等の必要な受入体制を整えるとともに、教育・保育施設等における職員の専門知識や技能の向上を図る必要があります。
- ◎また、受入施設と市関係部門、専門機関等との連携を強化し、受入施設を支援する体制を構築するとともに、小学校教育への円滑な接続を図る必要があります。

(6) 出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進

- ◎子どもを保育所に入所させるために育児休業を早めに切り上げている母親が多いと考えられ、本来の希望どおりに育児休業を取得できるよう、保育環境を整える必要があります。
- ◎また、男性による育児に関する社会的気運が高まりつつあるものの、「育児は女性の役割」という意識が依然として根強く、また、父親の育児休業取得率も極めて低い状況であり、男性の育児への主体的・積極的な関わりをよりいっそう促進していく必要があります。
- ◎小学校就学前児童がいる家庭でも夜遅くに仕事から帰宅する父親が多いなど、出産・子育て期のワーク・ライフ・バランスを実現しにくい状況があることから、子ども・子育て支援の一環として、普及・啓発に取り組む必要があります。

4 目指すべき姿

上記の現状と課題を踏まえ、次に掲げる「理想の姿」の実現を目指し、新制度に基づく子ども・子育て支援施策を展開していきます。

- 保護者の就労等の家庭の状況にかかわらず、すべての子どもが、質の高い幼児教育・保育を受けることができる。
- すべての子育て家庭が、それぞれのニーズや状況に合った子ども・子育て支援施策を、円滑に利用することができる。
- 出産・子育て期にある父親・母親が、ともに子育てに関わり、「子育てと仕事の両立」を実現することができる。

5 主な取組内容

(1) 教育・保育の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）

今後も高い水準で推移すると見込まれる保育需要に応え、質の高い教育・保育を安定的に提供していくため、子ども・子育て支援法の規定に基づき、計画期間における教育・保育の「量の見込み」（需要量の見込み）及び「確保方策」（需要量の見込みに対する供給量）を定め、教育・保育の計画的な提供体制の確保を図ります。

<「量の見込み」及び「確保方策」の設定に当たって>

■ 「提供区域」の設定

- ・教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」は、一定の提供区域を定め、当該区域ごとに設定することとされています。
- ・本市は、次の考え方に基づき、「行政区」を教育・保育の提供区域とします。
 - i 行政区は、政令指定都市における最も基本的な地域区分として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を勘案して設定されており、市民にとって最も馴染み深く、分かりやすい。
 - ii 市政の基本指針である「新基本計画」のほか、他部門の計画と整合を図ることができる。
 - iii 支給認定などの教育・保育の利用手続きは行政区単位で行う。
 - iv 広域的な利用を含めた需要や今後の需要変動に柔軟に対応することができる。

■ 「量の見込み」設定に係る基本的な考え方

- ・教育・保育の「量の見込み」は、「千葉市H25ニーズ調査」の結果を踏まえ、国が定めた統一的な方法に準拠して算出したものです。
- ・「量の見込み」には、小学校就学前児童の保護者の教育・保育に対する利用希望が反映されており、例えば、現在は就労していない保護者が今後希望通りに就労した場合に生じる保育需要などの「潜在的な需要」も含まれています。
- ・この「潜在的な需要」のすべてが、直ちに実際の需要として顕在化することは限りませんが、本計画では、27年度からすべての「潜在的な需要」を「量の見込み」にカウントし、目標値を設定しています。
- ・また、1年間の中で需要は変動しますが、「量の見込み」は、各年度における需要のピークを表しています。

■ 「確保方策」設定に係る基本的な考え方

- ・計画最終年度の平成31年4月までに、「量の見込み」に対応した教育・保育が提供されるよう、受け皿を拡充していきます。
- ・受け皿の拡充に当たっては、少子化の進行を見据え、新たな施設整備を最小限に抑え、主に次の手法により、既存資源を最大限に活用していきます。

i 私立幼稚園の認定こども園への移行

私立幼稚園が有する幼児教育のノウハウや優れた施設環境を活かし、0～2歳児を含めた保育を必要とする子どもの受入れを促進します。

ii 認可外保育施設の認可化

本市独自の認定を受けた認可外保育施設¹⁴の認可保育所等への移行を促進し、認可基準を満たし、より質の高い保育を提供する施設における、保育を必要とする子どもの受入れを図ります。

iii 既存保育所の定員変更・分園設置

保育需要の高い地域に立地する保育所の定員増や分園設置により、保育を必要とする子どもの受入れを図ります。

iv 事業所内保育事業における「地域枠」の設定

事業所内保育施設を保有する企業等の協力を得て、従業員の子ども以外の地域の保育を必要とする子どもの受入れを図ります。

- ・また、保育需要の変動に比較的柔軟に対応可能な、小規模保育事業及び事業所内保育事業の実施を促進します。
- ・社会・経済情勢の変化や実際の児童数の推移を的確に反映するため、計画中間年度を目途に、その時点における「量の見込み」及び「確保方策」の妥当性を検証し、必要に応じて、見直しを行うこととします。

■ 「需給調整」に係る基本的な考え方

- ・新制度においては、教育・保育施設及び地域型保育事業の認可が申請された場合、その内容が客観的な基準¹⁵を満たしていれば、原則として、市は、これを認可することとされています。
- ・ただし、認可することで、供給が需要を上回ることとなる場合は、「需給調整」により、認可しないことができるとしています。
- ・なお、幼稚園及び保育所からの認定こども園移行については、質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供を促進するため、供給が需要を上回ることとなる場合も原則として認可することとします。
- ・また、上記の「認可外保育施設の認可化」を推進するため、本市独自の認定を受けた認可外保育施設が認可保育所等に移行する場合には、供給が需要を上回る場合も、原則として認可することとします。
- ・こうした考え方方に則り、透明性を確保しつつ、適切な需給調整を行います。

¹⁴ 「保育ルーム」、「先取りプロジェクト認定保育施設」及び「グループ型小規模保育事業」の3類型を独自に認定している。

¹⁵ 政令市は、幼保連携型認定こども園、保育所及び地域型保育事業の認可・指導監督権限を有し、これらの施設・事業の認可基準を条例で定めている。

■教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」【全市】

(⇒ 提供区域ごとの「量の見込み」及び「確保方策」はP 57に掲載)

年度	認定区分	量の見込み ①	確保方策				②-①
			教育・保育 施設	新制度に 移行しない 幼稚園	地域型 保育事業	計②	
26 年 度	3～5歳		7,979	14,413		22,392	
	1・2歳		4,567		11	4,578	
	0歳		763		3	766	
	計		13,309	14,413	14	27,736	
27 年 度	1号	11,972	87	11,885		11,972	0
	2号	教育利用*	2,472	0	2,472	2,472	0
		保育利用	8,635	8,001		8,001	▲ 634
	3号	1・2歳	6,696	4,239		161	▲ 2,296
		0歳	2,441	737		83	▲ 1,621
	計	32,216	13,064	14,357	244	27,665	▲ 4,551
28 年 度	1号	11,990	2,099	9,891		11,990	0
	2号	教育利用*	2,478	55	2,423	2,478	0
		保育利用	8,643	8,316		8,316	▲ 327
	3号	1・2歳	6,563	4,481		300	▲ 1,782
		0歳	2,345	941		204	▲ 1,200
	計	32,019	15,892	12,314	504	28,710	▲ 3,309
29 年 度	1号	12,222	4,198	8,024		12,222	0
	2号	教育利用*	2,520	244	2,276	2,520	0
		保育利用	8,790	8,696		8,696	▲ 94
	3号	1・2歳	6,330	4,744		437	▲ 1,149
		0歳	2,305	1,150		327	▲ 828
	計	32,167	19,032	10,300	764	30,096	▲ 2,071
30 年 度	1号	12,441	6,878	5,563		12,441	0
	2号	教育利用*	2,558	609	1,949	2,558	0
		保育利用	8,929	9,086		9,086	157
	3号	1・2歳	6,090	5,049		565	▲ 476
		0歳	2,267	1,400		439	▲ 428
	計	32,285	23,022	7,512	1004	31,538	▲ 747
31 年 度	1号	11,976	8,947	3,029		11,976	0
	2号	教育利用*	2,448	1,136	1,312	2,448	0
		保育利用	8,576	9,446		9,446	870
	3号	1・2歳	5,935	5,294		648	5,942
		0歳	2,166	1,560		511	2,071
	計	31,101	26,383	4,341	1159	31,883	782
保育利用率の目標値				1・2歳			41.8%
				0歳			31.6%

*2号認定の教育利用 … 保護者の就労状況は2号認定相当であるが、教育ニーズが強く、一時預かり（預かり保育）を利用しながら幼稚園を利用する子ども

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供（「量の見込み」と「確保方策」）

共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭が、それぞれのニーズや状況に合った支援を受けることができるよう、子ども・子育て支援法の規定に基づき、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」（必要事業量）及び「確保方策」（必要事業量に対する供給量）を定め、各事業の計画的な提供体制の確保を図ります。

<「量の見込み」及び「確保方策」の設定に当たって>

■ 「提供区域」の設定

- ・地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」は、一定の提供区域を定め、当該区域ごとに設定することとされています。
- ・本市は、教育・保育と同様、最も基本的な地域区分である「行政区」を提供区域とします。ただし、事業の性質上、区域設定に馴染まない事業に限り、「全市」を提供区域とします。

■ 「量の見込み」及び「確保方策」設定に係る基本的な考え方

- ・地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」は、「千葉市H25ニーズ調査」の結果や各事業の利用実態を踏まえて設定したものであり、一部を除き、国が定めた統一的な方法に準拠して算出しています。
- ・「量の見込み」が現状を上回る事業については、遅くとも計画最終年度の31年4月までに、「量の見込み」に対応した事業量が供給されるよう、確保方策を講じています。
- ・社会・経済情勢の変化や実際の児童数の推移を的確に反映するため、計画中間年度を目途に、その時点における「量の見込み」及び「確保方策」の妥当性を検証し、必要に応じて、見直しを行うこととします。

■地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」【全市】

(⇒ 提供区域ごとの「量の見込み」及び「確保方策」はP64に掲載)

① 放課後児童クラブ

事業概要	保護者が労働等により戻家家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業			
現行事業名	子どもルーム		提供区域	行政区
対象年齢	小学生			
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 児童数の減少を見据えつつ、需要増が見込まれる地区における受入枠を拡充。 新制度において新たに対象となる高学年については、段階的に受入れを拡大。 27年度：4年生を受入れ→順次受入れを拡大→29年4月：6年生の受入れ開始 既存施設における高学年の受入れが困難な場合、放課後の特別教室等を活用。 			

単位：人

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
低学年	量の見込み①	7,233	7,196	6,960	6,791	6,906
	確保方策②	6,963	7,058	7,074	7,154	7,154
	②-①	▲ 270	▲ 138	114	363	248
高学年	量の見込み①	2,287	2,290	2,314	2,260	2,255
	確保方策②	1,129	2,118	2,770	2,770	2,770
	②-①	▲ 1,158	▲ 172	456	510	515

② 時間外保育（延長保育）事業

事業概要	認定こども園、保育所及び地域型保育事業所において、保育認定を受けた子どもに対し通常の利用時間以外の時間に保育を実施する。			
現行事業名	延長保育		提供区域	行政区
対象児童	小学校就学前児童			
基本的な考え方	27年度以降に開設する認定こども園、保育所、地域型保育事業所においても、原則として事業を実施し、量の見込みに対応した事業量を供給。			

単位：人

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み①	7,713	7,622	7,578	7,528	7,277
確保方策②	7,713	7,622	7,578	7,528	7,277
②-①	0	0	0	0	0

③-1 一時預かり事業（幼稚園型）及び幼稚園預かり保育

事業概要	<p>【一時預かり】 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業</p> <p>【幼稚園預かり保育】 幼稚園が、教育課程に係る教育時間の前後や休業日などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、当該幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動</p>		
現行事業名	一	提供区域	行政区
対象者	<p>【一時預かり】 小学校就学前児童 【幼稚園預かり保育】 満3歳以上の小学校就学前児童</p>		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 一時預かり（幼稚園型）の詳細は未定であるが、私立幼稚園は、一時預かり（幼稚園型）又は幼稚園預かり保育のいずれかを実施。（いずれも実施しないことも可。） 一時預かり（幼稚園型）及び幼稚園預かり保育により、27年度から量の見込みに対応した事業量を供給。 		

単位：延べ利用人数／年

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	不定期利用	97,548	97,638	99,372	101,064	97,259
	定期利用*	588,440	590,215	600,545	609,277	582,860
	計①	685,988	687,853	699,917	710,341	680,119
確保方策②		685,988	687,853	699,917	710,341	680,119
②-①		0	0	0	0	0

※2号認定を受けた子どもによる定期的な利用

③-2 一時預かり事業（幼稚園型以外）

事業概要	<p>家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業</p>		
現行事業名	一時預かり、特定保育	提供区域	行政区
対象者	小学校就学前児童		
基本的な考え方	段階的に実施施設を拡充し、31年度までに量の見込みに対応した事業量を供給。		

単位：延べ利用人数／年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み①	190,033	187,194	185,281	183,696	177,219
確保方策②	132,300	149,940	163,170	176,346	189,630
②-①	▲ 57,733	▲ 37,254	▲ 22,111	▲ 7,350	12,411

(4) ファミリー・サポート・センター

事業概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業			
現行事業名	ファミリー・サポート・センター		提供区域	全市
対象者	小学校就学前児童及び小学生			
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 周知・広報による提供会員の拡張等により、提供事業量増を図る。 29年度に、基幹施設である子育て支援館の指定管理の更新に合わせ、コーディネーターを3人増員して6人体制とし、提供会員の稼働率を26%から45%まで向上。 			

単位：延べ利用人数／年

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	不定期利用	10,444	10,312	10,254	10,192	9,839
	定期利用*	16,247	15,487	15,417	15,239	15,023
	計①	26,691	25,799	25,671	25,431	24,862
確保方策②		13,387	14,338	22,735	23,997	24,862
②-①		▲ 13,304	▲ 11,461	▲ 2,936	▲ 1,434	0

(5) 病児保育事業

事業概要	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業			
現行事業名	病児・病後児保育		提供区域	行政区
対象者	小学校就学前児童及び小学校低学年			
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 定員の拡大（27年度・美浜区）と新設（29年度・美浜区、30年度・花見川区、31年度・中央区）により、量の見込みに対応した事業量を提供。 中央区については、他区からの利用者の受け皿となる利便性の高い総合病院において整備。 			

単位：延べ利用人数／年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み①	12,848	12,683	12,626	12,569	12,170
確保方策②	8,928	8,928	9,672	10,416	12,276
②-①	▲ 3,920	▲ 3,755	▲ 2,954	▲ 2,153	106

⑥ 地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業		
現行事業名	子育て支援館、子育てリラックス館、 地域子育て支援センター	提供区域	行政区
対象者	小学校就学前児童*		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 周知・広報により、各施設の稼働率を現在の 79.6%から 90%まで向上。 需給ギャップの大きい区から、子育てリラックス館を順次 5か所整備。 		

単位：量の見込み … 延べ利用人数／年
確保方策 … か所

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み①	185,538	180,432	175,325	170,354	165,094
確保方策②	20	21	22	23	24

*国基「基本指針」に基づき、「量の見込み」は0～2歳児について算出。

⑦ 利用者支援事業

事業概要	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業		
現行事業名	子育て支援コンシェルジュ	提供区域	行政区
対象者	子どもの保護者等		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 新制度施行に先駆け、26年10月から全区に1名を配置済み。 29年度より、さらに各区1名を配置し、区内の子育て支援拠点等を巡回。 		

単位：か所

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み①	12	12	12	12	12
確保方策②	6	6	12	12	12
②-①	▲ 6	▲ 6	0	0	0

(8-1) 子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業）

事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に短期入所させ、必要な保護を行う事業		
現行事業名	ショートステイ	提供区域	全市
対象者	18歳未満の子ども		
基本的な考え方	・実施施設の受入枠に一定の余裕があることから、27年度から、量の見込みに対応した事業量を供給。		

単位：延べ利用人数／年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み①	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103
確保方策②	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103
②-①	0	0	0	0	0

※国の「基本指針」に基づき、「量の見込み」は11歳までについて算出。

(8-2) 子育て短期支援事業（夜間養護等事業）

事業概要	保護者の疾病等の理由により、夜間や休日に家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な保護を行う事業		
現行事業名	トワイライトステイ	提供区域	全市
対象者	2歳以上 18歳未満の子ども		
基本的な考え方	・実施施設の受入枠に一定の余裕があることから、27年度から、量の見込みに対応した事業量を供給。		

単位：延べ利用人数／年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み①	2,175	2,175	2,175	2,175	2,175
確保方策②	2,175	2,175	2,175	2,175	2,175
②-①	0	0	0	0	0

※国の「基本指針」に基づき、「量の見込み」は11歳までについて算出。

⑨ 妊婦健康診査

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業		
現行事業名	妊婦健診	提供区域	全市
対象者	全ての妊婦		
基本的な考え方	対象者等への周知・広報を図ることにより現状受診率を維持し、27年度から量の見込みに対応した事業量を確保。		

単位：対象者数 … 人
健診回数 … 延べ実施回数／年

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
対象者数	量の見込み①	7,930	7,896	7,806	7,698	7,578
	確保方策②	7,930	7,896	7,806	7,698	7,578
	②-①	0	0	0	0	0
健診回数	量の見込み①	87,230	86,856	85,866	84,678	83,358
	確保方策②	87,230	86,856	85,866	84,678	83,358
	②-①	0	0	0	0	0

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業		
現行事業名	乳児家庭全戸訪問	提供区域	行政区
対象者	生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭		
基本的な考え方	必要な専門職員を確保して訪問率向上を図るとともに、対象者等への広報・周知を図り、27年度から量の見込みに対応した事業量を確保。		

単位：人

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み①	7,585	7,274	7,143	7,030	6,722
確保方策②	7,585	7,274	7,143	7,030	6,722
②-①	0	0	0	0	0

⑪-1 養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業		
現行事業名	養育支援訪問	提供区域	行政区
対象者	養育支援が特に必要な家庭（妊娠婦を含む）		
基本的な考え方	必要な専門職員の確保及び資質の向上を図り、27年度から量の見込みに対応した事業量を確保。		

単位：人

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み①	2,342	2,331	2,311	2,283	2,249
確保方策②	2,342	2,331	2,311	2,283	2,249
②-①	0	0	0	0	0

⑪-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（P111に再掲）

事業概要	要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業
現行事業名	要保護児童対策及びDV防止地域協議会
対象者	—
基本的な考え方	・協議会における関係機関のより緊密な連携により、児童虐待に対応。 ・協議会に係る情報等をシステム化し、入力支援やリアルタイムで情報を共有。

※本事業は、「基本指針」における「量の見込み」及び「確保方策」設定の対象外。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
現行事業名	—
対象者	未定
基本的な考え方	・所得が一定水準を下回る世帯を対象とし、教育・保育の利用に必要な実費を助成。 ・詳細未定であるため、国の動向に応じて助成対象、助成内容等を検討。

※本事業は、「基本指針」における「量の見込み」及び「確保方策」設定の対象外。

⑬ 多様な主体の参入を促進する事業

事業概要	教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
現行事業名	—
対象者	未定
基本的な考え方	・地域型保育事業等に新規参入する事業所に対する巡回支援等を実施。 ・詳細未定であるため、国の動向に応じて助成対象、助成内容等を検討。

※本事業は、「基本指針」における「量の見込み」及び「確保方策」設定の対象外。

(3) 認定こども園の普及促進

保護者の就労状況等やその変化によらず、質の高い幼児期の学校教育と保育を総合的に提供するとともに、既存資源を最大限に活用した保育需要への対応を図る観点から、認定こども園の普及を促進します。

また、認定こども園は、園児以外の子どもとその家庭を対象として、育児相談や親子の集いの場を提供することとされており、地域における身近な子育て支援の場を増やすことにもつながります。

3-1 私立幼稚園及び民間保育園に対する移行支援

- ①私立幼稚園及び民間保育園に対し、認定こども園の意義に関する周知を図るとともに、認定こども園に移行する際の留意事項等を整理し、移行を希望する事業者の円滑な移行を支援するための相談受付体制を整備します。

(P131 私立幼稚園及び民間保育園に対する認定こども園移行支援)

3-2 公立認定こども園における施設運営に係る調査・研究

- ①平成27年度に公立保育所2か所をモデル的に認定こども園に移行し、教育・保育の実践例など、具体的な施設運営に係る調査・研究を行い、教育・保育施設（新制度に移行しない幼稚園を含む）とのノウハウの共有を図ります。

(P131 公立認定こども園における施設運営に係る調査・研究)

3-3 保護者に対する普及啓発

- ①公立・民間の認定こども園における実践例を踏まえつつ、保護者等に対する周知・広報を行い、認定こども園の意義や子どもにとってのメリットの浸透を図ります。

(P131 認定こども園に関する保護者に対する普及啓発)

(4) 幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）

幼児期における教育・保育から小学校教育への円滑な接続を図り、子どもの発達や学びの連續性・一貫性を確保するため、教育・保育施設（新制度に移行しない私立幼稚園を含む）と小学校との連携（幼保小連携）を推進します。

4-1 幼保小間の交流の促進

- ①「千葉市幼・保・小関連教育推進協議会」における指定推進校を中心としたモデル事業の実施により、教育・保育施設（新制度に移行しない私立幼稚園を含む）と小学校における子ども同士の交流や、職員同士の交流を促進します。

(P132 千葉市幼・保・小関連教育推進協議会の実施)

4-2 幼保小連携に関する協議の場の設置

- ①市関係部門及び教育・保育関係団体等による協議の場を設置し、教育・保育施設（新制度に移行しない私立幼稚園を含む）の立場から、幼保小連携に係る具体的な課題について検討します。

【検討課題例】

- ・幼保小接続・連携に係る現状と課題の把握
- ・職員間や子ども同士の交流の活性化
- ・幼保小間の情報共有・引継ぎのあり方
- ・障害児等に係る情報共有・引き継ぎのあり方
- ・接続期における教育課程（アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム）のあり方

(P132 幼保小連携に関する協議の場の設置)



新規	事業名	幼保小連携に関する協議の場の設置		所管課	こども企画課
現状		実施内容・目標値			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
未実施	検討会議設置	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(5) 教育・保育等の「質」の確保・向上

幼児期における教育・保育が、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、「量」の拡充と並行して、教育・保育の「質」の確保・向上を図ります。

また、共働き家庭による需要が高まっている放課後児童クラブについても、「量」の拡充と並行して、保育の「質」の確保・向上を図ります。

5-1 教育・保育人材の資質の向上

①公立保育所（認定こども園を含む）における職種別研修や非常勤職員に対する計画的な研修を実施し、必要な知識や技能の習得を促進します。

(P132 公立保育所職員研修事業)

②教育・保育関係団体が会員を対象として開催する研修の実施を支援し、必要な知識や技能の習得を促進します。

(P132 千葉市民間保育園協議会研修補助事業、千葉市幼稚園協会研修等補助事業)

③施設の種別を超えた合同研修を実施し、教育・保育の質の向上を図るとともに、職員間の交流や知識・ノウハウの共有を促進します。

(P132 保育所・幼稚園等合同研修事業)

新規 	事業名	保育所・幼稚園等合同研修事業					所管課	保育運営課
		実施内容・目標値						
現状		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
未実施	研修内容の検討	研修実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施		

④保育所における保育士の自己評価を実施するとともに、その実績を活用して、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所における自己評価の取組みを促進します。

(P132 保育士等の自己評価の実施)

⑤上記のほか、保育士養成施設としての指定を受けた市内の短期大学¹⁶と連携し、教育・保育人材の資質向上策を検討します。

(P132 市内短期大学との連携による教育・保育人材の質向上策の検討)

5-2 教育・保育人材の確保

①幼保連携型認定こども園に配置する「保育教諭¹⁷」を確保するため、保育士資格と幼稚園教諭免許状の併有を促進します。

(P132 保育教諭確保のための保育士資格取得補助事業、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得補助事業)

②認可外保育施設の認可化に当たり、職員の保育士資格取得を促進します。

(P133 認可外保育施設保育士資格取得支援事業)

③いわゆる「潜在保育士¹⁸」を対象とした研修を実施し、市内の保育所等への再就職を促進します。

(P133 潜在保育士の再就職支援研修)

¹⁶ 植草学園短期大学、千葉経済大学短期大学部及び千葉明徳短期大学の3校。平成26年6月、保育人材の量的・質的な充実を図ることを目的として、本市と相互連携協定を締結した。

¹⁷ 幼保連携型認定こども園において教育・保育に従事する職員で、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する必要がある。改正認定こども園法施行後5年間に限り、幼稚園教諭免許状か保育士資格のいずれかを有していれば、保育教諭となることができる経過措置が設けられている。

¹⁸ 保育士として働いていない保育士資格保有者をいい、保育士としての勤務経験のない者も含む。

④県内外の保育士養成施設の在校生・卒業生に対するPR活動を強化し、市内の教育・保育施設（新制度に移行しない私立幼稚園を含む）や地域型保育事業所への就職を促進します。

(P133 保育士養成施設に対する採用 PR)

⑤市内の保育所等に就労予定の保育士資格保有者について、保育所等利用選考における優先度を高め、保育現場への就労を促進します。

(P133 市内保育所等に勤務する保育士資格保有者の保育所等の優先利用)

⑥国において平成27年度から創設予定の「子育て支援員（仮称）¹⁹」制度により、子育て経験豊かな主婦等を活用して、地域型保育事業等に従事する人材の確保を図ります。

(P133 子育て支援員による人材確保)



事業名	子育て支援員による人材確保					所管課	保育運営課
現状	実施内容・目標値						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
未実施	子育て支援員認定制度の創設	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施		

⑦教育・保育施設等に勤務する職員の出産や疾病等による離職を抑制するとともに、当該職員が休暇を取得している間の施設の負担を軽減するため、代替職員の雇用を支援します。

(P133 産休代替職員補助事業)

⑧上記のほか、保育士養成施設としての指定を受けた市内の短期大学と連携し、教育・保育人材の確保策を検討します。

(P133 市内短期大学との連携による教育・保育人材の確保策の検討)

5-3 市による認可・指導監督等を通じた教育・保育の質の確保・向上

①保育所及び認定こども園において、1・2歳児に係る職員配置基準を国基準の6：1から5：1に上乗せすることにより、児童の処遇の向上を図ります。

(P133 1・2歳児に係る職員配置の上乗せ)

②教育・保育施設及び地域型保育事業の認可に当たり、外部の専門家・有識者²⁰による審査を行い、適切な施設運営の確保を図ります。

(P133 認可に当たっての外部の専門家・有識者による審査)

③教育・保育施設及び地域型保育事業所等に対する定期的な監査や市嘱託職員等によ

¹⁹ 子育て経験豊かな主婦等を小規模保育事業、家庭的保育事業、放課後児童クラブ等に従事する人材として活用するため、必要な研修を修了した者を認定する制度。現在、国において詳細を検討中。

²⁰ 平成26年9月に新設した社会福祉審議会児童福祉専門分科会設置認可部会。幼児教育・保育に係る有識者、公認会計士等で構成される。

る巡回指導を実施し、適切な運営の確保を図ります。

(P133 施設に対する定期監査、施設に対する巡回指導)

拡充

事業名	施設に対する巡回指導					所管課	保育運営課
現状	実施内容・目標値						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
全保育所で実施	保育所に加え、認定こども園、地域型保育事業所で実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施		

5-4 運営に関する評価を通じた教育・保育の質の確保・向上

①教育・保育施設（新制度に移行しない私立幼稚園を含む）及び地域型保育事業所における運営に関する評価²¹の実施の促進をし、適切な運営の確保を図ります。

(P133 運営に関する自己評価の実施、運営に関する関係者評価・第三者評価の実施促進)

5-5 放課後児童クラブにおける「質」の確保・向上

①指導員及び補助指導員に対する計画的な研修を実施し、必要な知識や技能の習得を促進します。

(P133 子どもルーム指導員・補助指導員研修)

②保育士資格や小中学校等教諭免許状の保有者等に対する積極的な採用PRを行い、指導員の確保を図ります。

(P133 保育士資格・小中学校等教諭免許状保有者に対する採用PRによる子どもルーム指導員の確保)

③子育て経験豊かな主婦等に対する積極的な採用PRを行い、補助指導員の確保を図ります。

(P134 主婦等に対する採用PRによる子どもルーム補助児童員の確保)

④子どもルームに対する定期的な巡回指導を行うとともに、民間クラブに対して必要に応じて立ち入りを行うなど、適切な運営の確保を図ります。

(P134 子どもルームに対する定期巡回指導等)

⑤国が提示する予定の新たなガイドラインの内容を踏まえつつ、新たに受け入れ対象となる高学年について、低学年との発達段階の違いを考慮した保育内容を検討します。

(P134 高学年に対する保育内容の検討)

²¹ 運営に関する評価には、①自己評価（教育・保育施設等が自ら行う評価）、②関係者評価（保護者等の関係者が行う評価）、③第三者評価（外部の専門家による評価）の3種類があり、教育・保育施設（新制度に移行しない私立幼稚園を含む）及び地域型保育事業所には、①は実施義務、②及び③は努力義務が課せられている。

⑥共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう、一体型の放課後子ども教室・放課後児童クラブの整備を図ります。
(第6章に再掲)

(6) 障害児に対する教育・保育等の提供

障害児に集団生活の場を提供し、心身の発達や社会生活に必要な基礎的能力を養うため、障害児が教育・保育施設（新制度に移行しない私立幼稚園を含む）、地域型保育事業、放課後児童クラブを円滑に利用できる体制の確保を図ります。

6-1 教育・保育施設等における障害児の受入れ

①必要な職員配置等に対する支援を行い、原則としてすべての認定こども園、保育所及び地域型保育事業所において、障害児の受入れが可能な体制を整えるとともに、私立幼稚園（新制度に移行しない園を含む）における障害児の受入れを促進します。

(P134 障害児保育の実施、障害児保育・特別支援教育補助、私立幼稚園特別支援教育事業補助)

拡充

事業名	障害児保育の実施					所管課	保育運営課
現状	実施内容・目標値						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
全保育所で実施	保育所に加え、認定こども園、地域型保育事業所で実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	

6-2 放課後児童クラブにおける障害児の受入れ

①原則として、すべての放課後児童クラブにおいて、障害児の受入れが可能な体制を整えます。

(P134 放課後児童クラブにおける障害児の受入れ)

6-3 障害児保育・特別支援教育に関する知識や技能の向上

①すべての教育・保育施設（新制度に移行しない私立幼稚園を含む）及び地域型保育事業所が参加可能な研修を実施するとともに、関係団体における研修の実施を支援し、障害児保育・特別支援教育に関する専門知識の習得や技能の向上を図ります。

(P134 障害児保育・特別支援教育に関する研修)

6-4 障害児保育・特別支援教育実施施設に対する支援

①障害児保育・特別支援教育を実施する教育・保育施設及び地域型保育事業所を市嘱託職員が巡回し、障害児の経過観察、職員への助言・指導等を行います。

(P134 障害児保育等に係る巡回相談)

拡充

事業名	障害児保育等に係る巡回相談					所管課	保育運営課
現状	実施内容・目標値						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
全保育所で実施	保育所に加え、認定こども園、地域型保育事業所で実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施		

- ②市関係部門、障害児を受け入れている施設、専門機関（療育センター、発達障害者支援センター、養護教育センター等）、市内大学等の相互連携を強化するための協議の場を設置し、障害の早期発見・早期支援、専門的助言・指導など、障害児保育・特別支援教育の充実を図ります。

(P134 障害児保育・特別支援教育に関する協議の場の設置)

新規

事業名	障害児保育・特別支援教育に関する協議の場の設置					所管課	こども企画課
現状	実施内容・目標値						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
未実施	検討会議設置	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施		

(7) 出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進

父親・母親がともに子育てに関わり、「子育てと仕事の両立」を実現することができる環境を整え、出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスを推進します。

7-1 ワーク・ライフ・バランスの推進に係る普及・啓発

- ①市民や家庭を対象とした講座やセミナーを開催するほか、啓発冊子の活用等により、ワーク・ライフ・バランスについて幅広く普及・啓発を図ります。

(P135 ワーク・ライフ・バランスに係る普及啓発)

7-2 男性の子育てへの関わりの促進

- ①男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりの機運を高めるため、特に育児休業の取得が困難とされる中小企業における育児休業の取得を促進します。

(P135 男性の育児休業取得促進奨励金)

- ②男性の子育てを支援するため、他団体等とも連携し、男性の家事・育児に関する講座や、「イクメン」を応援するイベントを開催します。また、インターネットも活用し、育児に関わる父親同士のネットワークづくりを促進します。

(P135 男性の子育て支援事業)

③妊娠・出産・育児に関する男性に向けた啓発冊子を作成し、男性が早くから父親としての自覚を持ち、母親の出産後、積極的に育児に関わることができるよう支援します。

(P135 イクメンハンドブック)

④これから父親・母親になる方を対象として、お産や母乳についての講義や行政サービスの紹介の他、妊娠中から産後の母親の心と体の変化に合わせた父親のサポート等、子育てを協力して行うことについて講義を行い、父親の育児への積極的な関わりを支援します。

(P135 土日開催の両親学級、子育て支援拠点施設における父親の子育て支援、男性の子育て支援に関する講座の開催)

7-3 子育てと仕事の両立のための基盤整備

①「確保方策」に基づき、教育・保育や放課後児童クラブの「量」の拡充を図り、子育てと仕事の両立を支援します。

②保護者が育児休業を希望どおりに取得した上で、職場に復帰する際に円滑に保育を利用することができるよう、特に、0～2歳児の保育の受け皿の拡充を図ります。

③働き方の多様化に伴うさまざまな保育需要に対応するため、延長保育、休日・夜間保育のほか、一時預かり、病児・病後児保育などの充実を図り、子育てと仕事の両立を支援します。

(P135 休日保育事業、夜間保育事業)

拡充	事業名	休日保育事業					所管課	保育運営課
現状	実施内容・目標値							
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度			
6か所	7か所	8か所	8か所	8か所	8か所			

新規	事業名	夜間保育事業					所管課	保育運営課
現状	実施内容・目標値							
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度			
0か所	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所			

④保育の開始を生後57日目に前倒しして子どもを預かる「産明け保育」を実施し、産休明けに早期に職場復帰する必要がある母親の子育てと仕事の両立を支援します。

(P135 産明け保育事業)

■教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」(提供区域ごと)

【中央区】

年度	認定区分	量の見込み ①	確保方策				②-①
			教育・保育 施設	新制度に 移行しない 幼稚園	地域型 保育事業	計②	
26 年度	3～5歳		1,655	2,915		4,570	
	1・2歳		983		0	983	
	0歳		179		0	179	
	計		2,817	2,915	0	5,732	
27 年度	1号	2,620	0	2,620		2,620	0
	2号	教育利用*	508	0	508		0
		保育利用	1,662	1,587		1,587	▲ 75
	3号	1・2歳	1,468	901	66	967	▲ 501
		0歳	619	158	38	196	▲ 423
	計	6,877	2,646	3,128	104	5,878	▲ 999
28 年度	1号	2,649	698	1,951		2,649	0
	2号	教育利用*	513	34	479		0
		保育利用	1,679	1,667		1,667	▲ 12
	3号	1・2歳	1,520	966	111	1,077	▲ 443
		0歳	619	213	78	291	▲ 328
	計	6,980	3,578	2,430	189	6,197	▲ 783
29 年度	1号	2,791	1,190	1,601		2,791	0
	2号	教育利用*	540	83	457		0
		保育利用	1,768	1,757		1,757	▲ 11
	3号	1・2歳	1,532	1,031	156	1,187	▲ 345
		0歳	618	257	118	375	▲ 243
	計	7,249	4,318	2,058	274	6,650	▲ 599
30 年度	1号	2,951	1,715	1,236		2,951	0
	2号	教育利用*	571	156	415		0
		保育利用	1,870	1,852		1,852	▲ 18
	3号	1・2歳	1,511	1,106	201	1,307	▲ 204
		0歳	617	317	158	475	▲ 142
	計	7,520	5,146	1,651	359	7,156	▲ 364
31 年度	1号	2,954	2,023	931		2,954	0
	2号	教育利用*	572	229	343		0
		保育利用	1,873	1,942		1,942	69
	3号	1・2歳	1,489	1,176	238	1,414	▲ 75
		0歳	597	357	191	548	▲ 49
	計	7,485	5,727	1,274	429	7,430	▲ 55
保育利用率の目標値				1・2歳	42.5%		
				0歳	34.3%		

*2号認定の教育利用 … 保護者の就労状況は2号認定相当であるが、教育ニーズが強く、一時預かり（預かり保育）を利用しながら幼稚園を利用する子ども

【花見川区】

単位：人

年度	認定区分	量の見込み ①	確保方策				②-①
			教育・保育 施設	新制度に 移行しない 幼稚園	地域型 保育事業	計②	
26 年度	3～5歳		1,149	2,045		3,194	
	1・2歳		659		0	659	
	0歳		130		0	130	
	計		1,938	2,045	0	3,983	
27 年度	1号	1,883	0	1,883		1,883	0
	2号	教育利用*	451	0	451		0
		保育利用	1,327	1,247		1,247	▲ 80
	3号	1・2歳	1,055	600		617	▲ 438
		0歳	466	100		110	▲ 356
	計	5,182	1,947	2,334	27	4,308	▲ 874
28 年度	1号	1,895	246	1,649		1,895	0
	2号	教育利用*	454	0	454		0
		保育利用	1,336	1,287		1,287	▲ 49
	3号	1・2歳	1,044	620		680	▲ 364
		0歳	459	140		187	▲ 272
	計	5,188	2,293	2,103	107	4,503	▲ 685
29 年度	1号	1,898	710	1,188		1,898	0
	2号	教育利用*	454	41	413		0
		保育利用	1,338	1,367		1,367	29
	3号	1・2歳	1,026	680		766	▲ 260
		0歳	451	190		261	▲ 190
	計	5,167	2,988	1,601	157	4,746	▲ 421
30 年度	1号	1,904	1,195	709		1,904	0
	2号	教育利用*	456	114	342		0
		保育利用	1,341	1,452		1,452	111
	3号	1・2歳	1,000	740		842	▲ 158
		0歳	444	245		330	▲ 114
	計	5,145	3,746	1,051	187	4,984	▲ 161
31 年度	1号	1,851	1,389	462		1,851	0
	2号	教育利用*	443	190	253		0
		保育利用	1,304	1,497		1,497	193
	3号	1・2歳	974	770		896	▲ 78
		0歳	425	270		376	▲ 49
	計	4,997	4,116	715	232	5,063	66
保育利用率の目標値				1・2歳	42.0%		
				0歳	37.2%		

*2号認定の教育利用 … 保護者の就労状況は2号認定相当であるが、教育ニーズが強く、一時預かり（預かり保育）を利用しながら幼稚園を利用する子ども

【稻毛区】

単位：人

年度	認定区分	量の見込み ①	確保方策				②-①
			教育・保育 施設	新制度に 移行しない 幼稚園	地域型 保育事業	計②	
26 年度	3～5歳		1,341	2,440		3,781	
	1・2歳		760		0	760	
	0歳		127		0	127	
	計		2,228	2,440	0	4,668	
27 年度	1号	2,181	9	2,172		2,181	0
	2号	教育利用*	354	0	354		0
		保育利用	1,508	1,336		1,336	▲ 172
	3号	1・2歳	1,028	720		747	▲ 281
		0歳	380	129		140	▲ 240
	計	5,451	2,194	2,526	38	4,758	▲ 693
28 年度	1号	2,127	182	1,945		2,127	0
	2号	教育利用*	346	0	346		0
		保育利用	1,471	1,366		1,366	▲ 105
	3号	1・2歳	998	742		777	▲ 221
		0歳	369	144		162	▲ 207
	計	5,311	2,434	2,291	53	4,778	▲ 533
29 年度	1号	2,134	499	1,635		2,134	0
	2号	教育利用*	347	32	315		0
		保育利用	1,476	1,401		1,401	▲ 75
	3号	1・2歳	971	770		821	▲ 150
		0歳	362	164		196	▲ 166
	計	5,290	2,866	1,950	83	4,899	▲ 391
30 年度	1号	2,150	1,008	1,142		2,150	0
	2号	教育利用*	349	78	271		0
		保育利用	1,486	1,481		1,481	▲ 5
	3号	1・2歳	948	825		892	▲ 56
		0歳	353	199		245	▲ 108
	計	5,286	3,591	1,413	113	5,117	▲ 169
31 年度	1号	2,104	1,629	475		2,104	0
	2号	教育利用*	342	171	171		0
		保育利用	1,455	1,546		1,546	91
	3号	1・2歳	931	865		935	4
		0歳	336	224		272	▲ 64
	計	5,168	4,435	646	118	5,199	31
保育利用率の目標値				1・2歳	39.5%		
				0歳	31.3%		

*2号認定の教育利用 … 保護者の就労状況は2号認定相当であるが、教育ニーズが強く、一時預かり（預かり保育）を利用しながら幼稚園を利用する子ども

【若葉区】

単位：人

年度	認定区分	量の見込み ①	確保方策				②-①
			教育・保育 施設	新制度に 移行しない 幼稚園	地域型 保育事業	計②	
26 年度	3～5歳		1,179	2,105		3,284	
	1・2歳		617		8	625	
	0歳		86		3	89	
	計		1,882	2,105	11	3,998	
27 年度	1号	1,558	0	1,558		1,558	0
	2号	教育利用*	417	0	417	417	0
		保育利用	1,239	1,184		1,184	▲ 55
	3号	1・2歳	1,098	551		578	▲ 520
		0歳	363	88		98	▲ 265
	計	4,675	1,823	1,975	37	3,835	▲ 840
28 年度	1号	1,580	211	1,369		1,580	0
	2号	教育利用*	423	0	423	423	0
		保育利用	1,257	1,224		1,224	▲ 33
	3号	1・2歳	1,019	581		624	▲ 395
		0歳	319	113		137	▲ 182
	計	4,598	2,129	1,792	67	3,988	▲ 610
29 年度	1号	1,581	537	1,044		1,581	0
	2号	教育利用*	423	38	385	423	0
		保育利用	1,256	1,264		1,264	8
	3号	1・2歳	890	611		678	▲ 212
		0歳	303	143		188	▲ 115
	計	4,453	2,593	1,429	112	4,134	▲ 319
30 年度	1号	1,513	707	806		1,513	0
	2号	教育利用*	405	81	324	405	0
		保育利用	1,203	1,304		1,304	101
	3号	1・2歳	778	646		729	▲ 49
		0歳	288	178		237	▲ 51
	計	4,187	2,916	1,130	142	4,188	1
31 年度	1号	1,254	1,006	248		1,254	0
	2号	教育利用*	336	168	168	336	0
		保育利用	998	1,384		1,384	386
	3号	1・2歳	704	696		782	78
		0歳	265	208		269	4
	計	3,557	3,462	416	147	4,025	468
保育利用率の目標値				1・2歳	47.1%		
				0歳	32.4%		

*2号認定の教育利用 … 保護者の就労状況は2号認定相当であるが、教育ニーズが強く、一時預かり（預かり保育）を利用しながら幼稚園を利用する子ども

【緑区】

単位：人

年度	認定区分	量の見込み ①	確保方策				②-①
			教育・保育 施設	新制度に 移行しない 幼稚園	地域型 保育事業	計②	
26 年度	3～5歳		1,059	1,895		2,954	
	1・2歳		598		3	601	
	0歳		101		0	101	
	計		1,758	1,895	3	3,656	
27 年度	1号	1,919	3	1,916		1,919	0
	2号	教育利用*	368	0	368		0
		保育利用	1,404	1,058		1,058	▲ 346
	3号	1・2歳	1,023	609		631	▲ 392
		0歳	318	120		133	▲ 185
	計	5,032	1,790	2,284	35	4,109	▲ 923
28 年度	1号	2,003	407	1,596		2,003	0
	2号	教育利用*	384	0	384		0
		保育利用	1,466	1,133		1,133	▲ 333
	3号	1・2歳	989	664		705	▲ 284
		0歳	288	160		189	▲ 99
	計	5,130	2,364	1,980	70	4,414	▲ 716
29 年度	1号	2,119	645	1,474		2,119	0
	2号	教育利用*	406	0	406		0
		保育利用	1,550	1,198		1,198	▲ 352
	3号	1・2歳	936	714		773	▲ 163
		0歳	287	195		241	▲ 46
	計	5,298	2,752	1,880	105	4,737	▲ 561
30 年度	1号	2,249	1,359	890		2,249	0
	2号	教育利用*	431	86	345		0
		保育利用	1,645	1,258		1,258	▲ 387
	3号	1・2歳	896	759		834	▲ 62
		0歳	288	235		295	7
	計	5,509	3,697	1,235	135	5,067	▲ 442
31 年度	1号	2,170	1,742	428		2,170	0
	2号	教育利用*	416	208	208		0
		保育利用	1,588	1,308		1,308	▲ 280
	3号	1・2歳	902	799		874	▲ 28
		0歳	279	260		320	41
	計	5,355	4,317	636	135	5,088	▲ 267
保育利用率の目標値				1・2歳	36.2%		
				0歳	24.3%		

*2号認定の教育利用 … 保護者の就労状況は2号認定相当であるが、教育ニーズが強く、一時預かり（預かり保育）を利用しながら幼稚園を利用する子ども

【美浜区】

単位：人

年度	認定区分	量の見込み ①	確保方策				②-①
			教育・保育 施設	新制度に 移行しない 幼稚園	地域型 保育事業	計②	
26 年度	3～5歳		1,596	3,013		4,609	
	1・2歳		950		0	950	
	0歳		140		0	140	
	計		2,686	3,013	0	5,699	
27 年度	1号	1,811	75	1,736		1,811	0
	2号	教育利用*	374	0	374		0
		保育利用	1,495	1,589		1,589	94
	3号	1・2歳	1,024	858		860	▲ 164
		0歳	295	142		143	▲ 152
	計	4,999	2,664	2,110	3	4,777	▲ 222
28 年度	1号	1,736	355	1,381		1,736	0
	2号	教育利用*	358	21	337		0
		保育利用	1,434	1,639		1,639	205
	3号	1・2歳	993	908		918	▲ 75
		0歳	291	171		179	▲ 112
	計	4,812	3,094	1,718	18	4,830	18
29 年度	1号	1,699	617	1,082		1,699	0
	2号	教育利用*	350	50	300		0
		保育利用	1,402	1,709		1,709	307
	3号	1・2歳	975	938		956	▲ 19
		0歳	284	201		216	▲ 68
	計	4,710	3,515	1,382	33	4,930	220
30 年度	1号	1,674	894	780		1,674	0
	2号	教育利用*	346	94	252		0
		保育利用	1,384	1,739		1,739	355
	3号	1・2歳	957	973		1,010	53
		0歳	277	226		257	▲ 20
	計	4,638	3,926	1,032	68	5,026	388
31 年度	1号	1,643	1,158	485		1,643	0
	2号	教育利用*	339	170	169		0
		保育利用	1,358	1,769		1,769	411
	3号	1・2歳	935	988		1,041	106
		0歳	264	241		286	22
	計	4,539	4,326	654	98	5,078	539
保育利用率の目標値				1・2歳	46.0%		
				0歳	28.4%		

*2号認定の教育利用 … 保護者の就労状況は2号認定相当であるが、教育ニーズが強く、一時預かり（預かり保育）を利用しながら幼稚園を利用する子ども

【全市】(再掲)

単位：人

年度	認定区分	量の見込み ①	確保方策				②-①
			教育・保育 施設	新制度に 移行しない 幼稚園	地域型 保育事業	計②	
26 年度	3～5歳		7,979	14,413		22,392	
	1・2歳		4,567		11	4,578	
	0歳		763		3	766	
	計		13,309	14,413	14	27,736	
27 年度	1号	11,972	87	11,885		11,972	0
	2号	教育利用*	2,472	0	2,472	2,472	0
		保育利用	8,635	8,001		8,001	▲ 634
	3号	1・2歳	6,696	4,239		161	▲ 2,296
		0歳	2,441	737		83	▲ 1,621
	計	32,216	13,064	14,357	244	27,665	▲ 4,551
28 年度	1号	11,990	2,099	9,891		11,990	0
	2号	教育利用*	2,478	55	2,423	2,478	0
		保育利用	8,643	8,316		8,316	▲ 327
	3号	1・2歳	6,563	4,481		300	▲ 1,782
		0歳	2,345	941		204	▲ 1,200
	計	32,019	15,892	12,314	504	28,710	▲ 3,309
29 年度	1号	12,222	4,198	8,024		12,222	0
	2号	教育利用*	2,520	244	2,276	2,520	0
		保育利用	8,790	8,696		8,696	▲ 94
	3号	1・2歳	6,330	4,744		437	▲ 1,149
		0歳	2,305	1,150		327	▲ 828
	計	32,167	19,032	10,300	764	30,096	▲ 2,071
30 年度	1号	12,441	6,878	5,563		12,441	0
	2号	教育利用*	2,558	609	1,949	2,558	0
		保育利用	8,929	9,086		9,086	157
	3号	1・2歳	6,090	5,049		565	▲ 476
		0歳	2,267	1,400		439	▲ 428
	計	32,285	23,022	7,512	1004	31,538	▲ 747
31 年度	1号	11,976	8,947	3,029		11,976	0
	2号	教育利用*	2,448	1,136	1,312	2,448	0
		保育利用	8,576	9,446		9,446	870
	3号	1・2歳	5,935	5,294		648	5,942
		0歳	2,166	1,560		511	2,071
	計	31,101	26,383	4,341	1159	31,883	782
保育利用率の目標値				1・2歳	41.8%		
				0歳	31.6%		

*2号認定の教育利用 … 保護者の就労状況は2号認定相当であるが、教育ニーズが強く、一時預かり（預かり保育）を利用しながら幼稚園を利用する子ども

■地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」(提供区域ごと)

① 放課後児童クラブ

単位：人

			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
中央区	低学年	量の見込み①	1,551	1,569	1,517	1,498	1,547
		確保方策②	1,425	1,425	1,441	1,441	1,441
		②-①	▲ 126	▲ 144	▲ 76	▲ 57	▲ 106
	高学年	量の見込み①	452	472	491	481	488
		確保方策②	228	439	571	571	571
		②-①	▲ 224	▲ 33	80	90	83
花見川区	低学年	量の見込み①	1,020	1,013	1,004	997	1,007
		確保方策②	1,134	1,134	1,134	1,164	1,164
		②-①	114	121	130	167	157
	高学年	量の見込み①	375	357	351	342	339
		確保方策②	216	357	448	448	448
		②-①	▲ 159	0	97	106	109
稻毛区	低学年	量の見込み①	1,253	1,269	1,243	1,222	1,205
		確保方策②	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257
		②-①	4	▲ 12	14	35	52
	高学年	量の見込み①	383	391	398	385	399
		確保方策②	200	364	495	495	495
		②-①	▲ 183	▲ 27	97	110	96
若葉区	低学年	量の見込み①	876	862	828	820	856
		確保方策②	728	728	728	728	728
		②-①	▲ 148	▲ 134	▲ 100	▲ 92	▲ 128
	高学年	量の見込み①	311	294	291	271	264
		確保方策②	114	225	295	295	295
		②-①	▲ 197	▲ 69	4	24	31
緑区	低学年	量の見込み①	1,161	1,153	1,113	1,066	1,146
		確保方策②	1,027	1,042	1,042	1,052	1,052
		②-①	▲ 134	▲ 111	▲ 71	▲ 14	▲ 94
	高学年	量の見込み①	326	326	326	331	329
		確保方策②	146	318	421	421	421
		②-①	▲ 180	▲ 8	95	90	92
美浜区	低学年	量の見込み①	1,372	1,330	1,255	1,188	1,145
		確保方策②	1,392	1,472	1,472	1,512	1,512
		②-①	20	142	217	324	367
	高学年	量の見込み①	440	450	457	450	436
		確保方策②	225	415	540	540	540
		②-①	▲ 215	▲ 35	83	90	104
全市	低学年	量の見込み①	7,233	7,196	6,960	6,791	6,906
		確保方策②	6,963	7,058	7,074	7,154	7,154
		②-①	▲ 270	▲ 138	114	363	248
	高学年	量の見込み①	2,287	2,290	2,314	2,260	2,255
		確保方策②	1,129	2,118	2,770	2,770	2,770
		②-①	▲ 1,158	▲ 172	456	510	515

(2) 時間外保育（延長保育）事業

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP42に記載)

		単位：人				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
中央区	量の見込み①	1,800	1,833	1,881	1,919	1,900
	確保方策②	1,800	1,833	1,881	1,919	1,900
	②-①	0	0	0	0	0
花見川区	量の見込み①	1,134	1,130	1,120	1,108	1,076
	確保方策②	1,134	1,130	1,120	1,108	1,076
	②-①	0	0	0	0	0
稻毛区	量の見込み①	1,388	1,351	1,337	1,327	1,296
	確保方策②	1,388	1,351	1,337	1,327	1,296
	②-①	0	0	0	0	0
若葉区	量の見込み①	1,056	1,015	958	887	769
	確保方策②	1,056	1,015	958	887	769
	②-①	0	0	0	0	0
緑区	量の見込み①	1,139	1,138	1,151	1,174	1,149
	確保方策②	1,139	1,138	1,151	1,174	1,149
	②-①	0	0	0	0	0
美浜区	量の見込み①	1,196	1,155	1,131	1,113	1,087
	確保方策②	1,196	1,155	1,131	1,113	1,087
	②-①	0	0	0	0	0
全市	量の見込み①	7,713	7,622	7,578	7,528	7,277
	確保方策②	7,713	7,622	7,578	7,528	7,277
	②-①	0	0	0	0	0

(3)-1 一時預かり事業（幼稚園型）及び幼稚園預かり保育

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP43に記載)

単位：延べ利用人数／年

			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
中央区	量の見込み	不定期利用	19,649	19,857	20,909	22,110	22,145
		定期利用*	121,480	122,765	129,272	136,698	136,912
		計①	141,129	142,622	150,181	158,808	159,057
	確保方策②	141,129	142,622	150,181	158,808	159,057	
花見川区	量の見込み	②-①	0	0	0	0	0
		不定期利用	16,042	16,149	16,171	16,218	15,679
		定期利用*	109,600	110,333	110,488	110,805	107,737
	計①	125,642	126,482	126,659	127,023	123,416	
	確保方策②	125,642	126,482	126,659	127,023	123,416	
稲毛区	量の見込み	②-①	0	0	0	0	0
		不定期利用	17,717	17,284	17,345	17,466	17,096
		定期利用*	80,826	78,851	79,129	79,678	77,992
	計①	98,543	96,135	96,474	97,144	95,088	
	確保方策②	98,543	96,135	96,474	97,144	95,088	
若葉区	量の見込み	②-①	0	0	0	0	0
		不定期利用	12,404	12,584	12,582	12,047	9,993
		定期利用*	101,529	103,007	102,988	98,606	81,794
	計①	113,933	115,591	115,570	110,653	91,787	
	確保方策②	113,933	115,591	115,570	110,653	91,787	
緑区	量の見込み	②-①	0	0	0	0	0
		不定期利用	15,674	16,363	17,304	18,363	17,762
		定期利用*	87,569	91,418	96,678	102,594	99,036
	計①	103,243	107,781	113,982	120,957	116,798	
	確保方策②	103,243	107,781	113,982	120,957	116,798	
美浜区	量の見込み	②-①	0	0	0	0	0
		不定期利用	16,062	15,401	15,061	14,860	14,584
		定期利用*	87,436	83,841	81,990	80,896	79,389
	計①	103,498	99,242	97,051	95,756	93,973	
	確保方策②	103,498	99,242	97,051	95,756	93,973	
全市	量の見込み	②-①	0	0	0	0	0
		不定期利用	97,548	97,638	99,372	101,064	97,259
		定期利用*	588,440	590,215	600,545	609,277	582,860
	計①	685,988	687,853	699,917	710,341	680,119	
	確保方策②	685,988	687,853	699,917	710,341	680,119	
	②-①	0	0	0	0	0	

※2号認定を受けた子どもによる定期的な利用

(3)-2 一時預かり事業（幼稚園型以外）

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP43に記載)

単位：延べ利用人数／年

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
中央区	量の見込み①	40,980	41,753	42,705	43,689	42,903
	確保方策②	28,532	33,315	37,217	41,061	44,883
	②-①	▲ 12,448	▲ 8,438	▲ 5,488	▲ 2,628	1,980
花見川区	量の見込み①	29,862	29,763	29,450	29,114	28,233
	確保方策②	20,790	23,807	25,903	27,978	30,152
	②-①	▲ 9,072	▲ 5,956	▲ 3,547	▲ 1,136	1,919
稲毛区	量の見込み①	31,917	31,045	30,620	30,317	29,568
	確保方策②	22,220	24,905	27,025	29,214	31,600
	②-①	▲ 9,697	▲ 6,140	▲ 3,595	▲ 1,103	2,032
若葉区	量の見込み①	26,816	25,557	24,033	22,276	19,459
	確保方策②	18,669	20,551	21,486	22,091	22,263
	②-①	▲ 8,147	▲ 5,006	▲ 2,547	▲ 185	2,804
緑区	量の見込み①	32,712	32,194	32,184	32,456	31,877
	確保方策②	22,773	25,789	28,284	30,997	33,712
	②-①	▲ 9,939	▲ 6,405	▲ 3,900	▲ 1,459	1,835
美浜区	量の見込み①	27,746	26,882	26,289	25,844	25,179
	確保方策②	19,316	21,573	23,255	25,005	27,020
	②-①	▲ 8,430	▲ 5,309	▲ 3,034	▲ 839	1,841
全市	量の見込み①	190,033	187,194	185,281	183,696	177,219
	確保方策②	132,300	149,940	163,170	176,346	189,630
	②-①	▲ 57,733	▲ 37,254	▲ 22,111	▲ 7,350	12,411

(4) ファミリー・サポート・センター

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP44に記載)

単位：延べ利用人数／年

			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
全市	量の見込み	未就学児	10,444	10,312	10,254	10,192	9,839
		就学児	16,247	15,487	15,417	15,239	15,023
		計①	26,691	25,799	25,671	25,431	24,862
	確保方策②	13,387	14,338	22,735	23,997	24,862	
	②-①	▲ 13,304	▲ 11,461	▲ 2,936	▲ 1,434	0	

(5) 病児保育事業

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP44に記載)

単位：延べ利用人数／年

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
中央区	量の見込み①	3,234	3,290	3,381	3,458	3,424
	確保方策②	2,976	2,976	2,976	2,976	4,836
	②-①	▲ 258	▲ 314	▲ 405	▲ 482	1,412
花見川区	量の見込み①	1,404	1,401	1,390	1,377	1,336
	確保方策②	744	744	744	1,488	1,488
	②-①	▲ 660	▲ 657	▲ 646	111	152
稲毛区	量の見込み①	1,834	1,784	1,765	1,752	1,710
	確保方策②	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488
	②-①	▲ 346	▲ 296	▲ 277	▲ 264	▲ 222
若葉区	量の見込み①	1,538	1,479	1,404	1,307	1,132
	確保方策②	744	744	744	744	744
	②-①	▲ 794	▲ 735	▲ 660	▲ 563	▲ 388
緑区	量の見込み①	1,942	1,930	1,947	1,981	1,940
	確保方策②	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488
	②-①	▲ 454	▲ 442	▲ 459	▲ 493	▲ 452
美浜区	量の見込み①	2,896	2,799	2,739	2,694	2,628
	確保方策②	1,488	1,488	2,232	2,232	2,232
	②-①	▲ 1,408	▲ 1,311	▲ 507	▲ 462	▲ 396
全市	量の見込み①	12,848	12,683	12,626	12,569	12,170
	確保方策②	8,928	8,928	9,672	10,416	12,276
	②-①	▲ 3,920	▲ 3,755	▲ 2,954	▲ 2,153	106

(6) 地域子ども・子育て支援拠点事業

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP45に記載)

単位：量の見込み … 延べ利用人数／年
確保方策 … か所

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
中央区	量の見込み①	43,047	43,994	44,168	43,755	42,785
	確保方策②	4	4	4	4	5
花見川区	量の見込み①	24,438	24,180	23,744	23,243	22,472
	確保方策②	3	3	3	4	4
稻毛区	量の見込み①	25,704	24,933	24,302	23,744	23,063
	確保方策②	3	3	3	3	3
若葉区	量の見込み①	26,445	24,045	21,684	19,668	17,938
	確保方策②	3	3	3	3	3
緑区	量の見込み①	35,418	33,498	32,293	31,386	31,198
	確保方策②	4	5	5	5	5
美浜区	量の見込み①	30,486	29,782	29,134	28,558	27,638
	確保方策②	3	3	4	4	4
全市	量の見込み①	185,538	180,432	175,325	170,354	165,094
	確保方策②	20	21	22	23	24

※国の「基本指針」に基づき、「量の見込み」は0～2歳児について算出。

(7) 利用者支援事業

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP45に記載)

		単位：か所				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
中央区	量の見込み①	2	2	2	2	2
	確保方策②	1	1	2	2	2
	②-①	▲ 1	▲ 1	0	0	0
花見川区	量の見込み①	2	2	2	2	2
	確保方策②	1	1	2	2	2
	②-①	▲ 1	▲ 1	0	0	0
稲毛区	量の見込み①	2	2	2	2	2
	確保方策②	1	1	2	2	2
	②-①	▲ 1	▲ 1	0	0	0
若葉区	量の見込み①	2	2	2	2	2
	確保方策②	1	1	2	2	2
	②-①	▲ 1	▲ 1	0	0	0
緑区	量の見込み①	2	2	2	2	2
	確保方策②	1	1	2	2	2
	②-①	▲ 1	▲ 1	0	0	0
美浜区	量の見込み①	2	2	2	2	2
	確保方策②	1	1	2	2	2
	②-①	▲ 1	▲ 1	0	0	0
全市	量の見込み①	12	12	12	12	12
	確保方策②	6	6	12	12	12
	②-①	▲ 6	▲ 6	0	0	0

(8)-1 子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業）

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP46に記載)

単位：延べ利用人数／年

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
全市	量の見込み①	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103
	確保方策②	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103
	②-①	0	0	0	0	0

※国の「基本指針」に基づき、「量の見込み」は11歳までについて算出。

(8)-2 子育て短期支援事業（夜間養護等事業）

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP46に記載)

単位：延べ利用人数／年

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
全市	量の見込み①	2,175	2,175	2,175	2,175	2,175
	確保方策②	2,175	2,175	2,175	2,175	2,175
	②-①	0	0	0	0	0

※国の「基本指針」に基づき、「量の見込み」は11歳までについて算出。

(9) 妊婦健康診査

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP47に記載)

単位：対象者数 … 人

健診回数 … 延べ実施回数／年

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
全市	対象者数	量の見込み①	7,930	7,896	7,806	7,698	7,578
	確保方策②	7,930	7,896	7,806	7,698	7,578	
	②-①	0	0	0	0	0	
健診回数	量の見込み①	87,230	86,856	85,866	84,678	83,358	
	確保方策②	87,230	86,856	85,866	84,678	83,358	
	②-①	0	0	0	0	0	

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP47に記載)

		単位：人				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
中央区	量の見込み①	1,772	1,774	1,770	1,766	1,708
	確保方策②	1,772	1,774	1,770	1,766	1,708
	②-①	0	0	0	0	0
花見川区	量の見込み①	1,229	1,212	1,191	1,172	1,121
	確保方策②	1,229	1,212	1,191	1,172	1,121
	②-①	0	0	0	0	0
稻毛区	量の見込み①	1,189	1,153	1,127	1,105	1,052
	確保方策②	1,189	1,153	1,127	1,105	1,052
	②-①	0	0	0	0	0
若葉区	量の見込み①	1,095	965	916	870	803
	確保方策②	1,095	965	916	870	803
	②-①	0	0	0	0	0
緑区	量の見込み①	1,283	1,163	1,160	1,160	1,127
	確保方策②	1,283	1,163	1,160	1,160	1,127
	②-①	0	0	0	0	0
美浜区	量の見込み①	1,017	1,007	979	957	911
	確保方策②	1,017	1,007	979	957	911
	②-①	0	0	0	0	0
全市	量の見込み①	7,585	7,274	7,143	7,030	6,722
	確保方策②	7,585	7,274	7,143	7,030	6,722
	②-①	0	0	0	0	0

(11)-1 養育支援訪問事業【全市】

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP48に記載)

		単位：人				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
中央区	量の見込み①	545	542	537	531	523
	確保方策②	545	542	537	531	523
	②-①	0	0	0	0	0
花見川区	量の見込み①	341	339	337	332	328
	確保方策②	341	339	337	332	328
	②-①	0	0	0	0	0
稻毛区	量の見込み①	287	286	283	280	276
	確保方策②	287	286	283	280	276
	②-①	0	0	0	0	0
若葉区	量の見込み①	465	463	459	454	447
	確保方策②	465	463	459	454	447
	②-①	0	0	0	0	0
緑区	量の見込み①	241	240	238	235	231
	確保方策②	241	240	238	235	231
	②-①	0	0	0	0	0
美浜区	量の見込み①	463	461	457	451	444
	確保方策②	463	461	457	451	444
	②-①	0	0	0	0	0
全市	量の見込み①	2,342	2,331	2,311	2,283	2,249
	確保方策②	2,342	2,331	2,311	2,283	2,249
	②-①	0	0	0	0	0

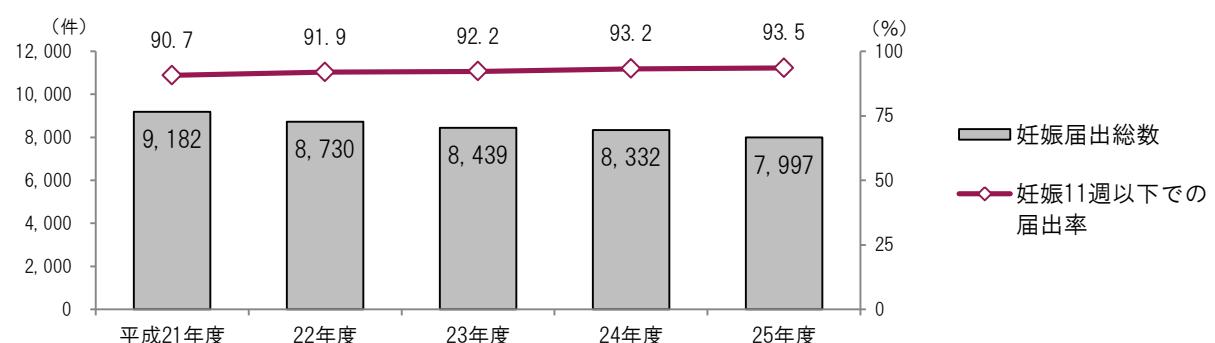
第2章 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援

1 現状と課題

現状

○妊娠届出総数は、年々減少していますが、妊娠11週以下の妊娠届出率は、妊婦健康診査14回分が公費助成となった平成21年度に90%を超え、その後横ばいで推移しています。(図表2-1)

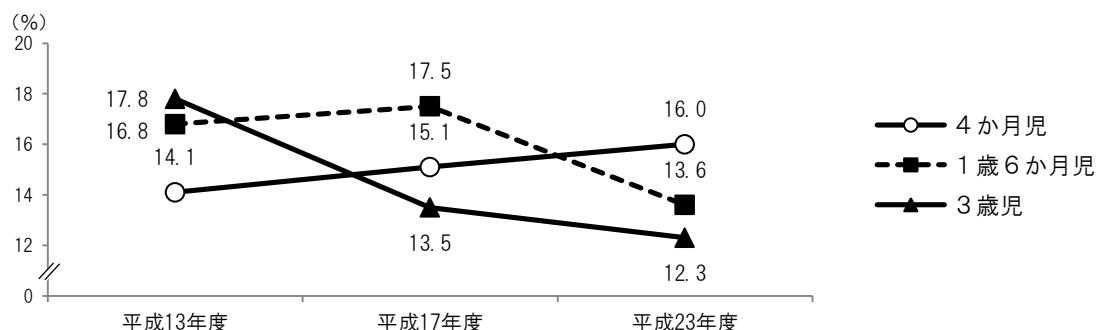
▼図表2-1 妊娠届出総数と妊娠11週以下の妊娠届出率



資料：千葉市健康支援課調べ

○育児に言いようのない不安を覚える親の割合は、1歳6か月児や3歳児を持つ親では減少していますが、4か月児を持つ親では平成13年度14.1%から、平成23年度は16.0%となっており、増加傾向となっています。(図表2-2)

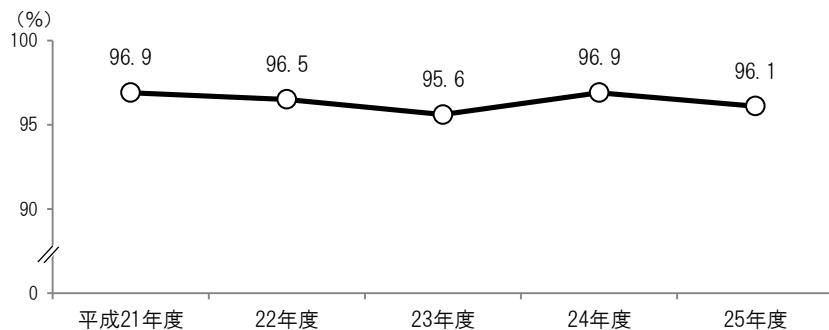
▼図表2-2 育児に言いようのない不安を覚える親の割合



資料：千葉市 4か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査におけるアンケート調査

○4か月児健康診査の受診率は横ばいとなっています。(図表2-3)

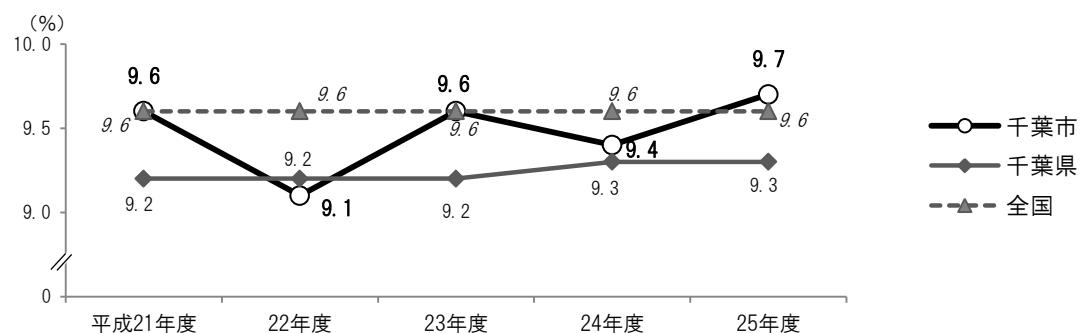
▼図表2-3 4か月児健康診査の受診率の推移



資料：千葉市健康支援課調べ

○低出生体重児・極低出生体重児は、本市、全国ともに横ばいで推移しています。(図表2-4、2-5)

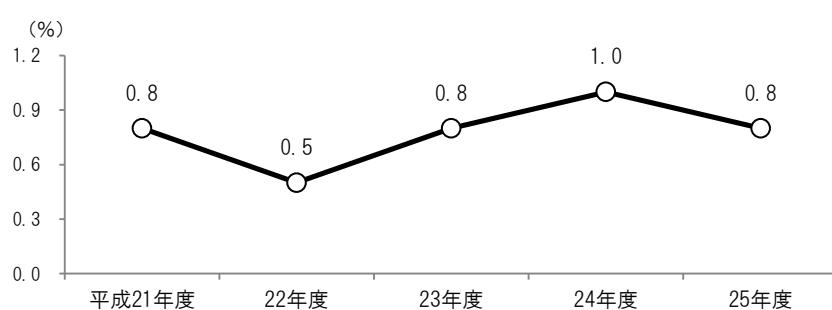
▼図表2-4 低出生体重児^{※1}の割合



資料：厚生労働省 人口動態調査

※1 低出生体重児：出生体重が2,500g未満で生まれた児

▼図表2-5 極低出生体重児^{※2}の割合

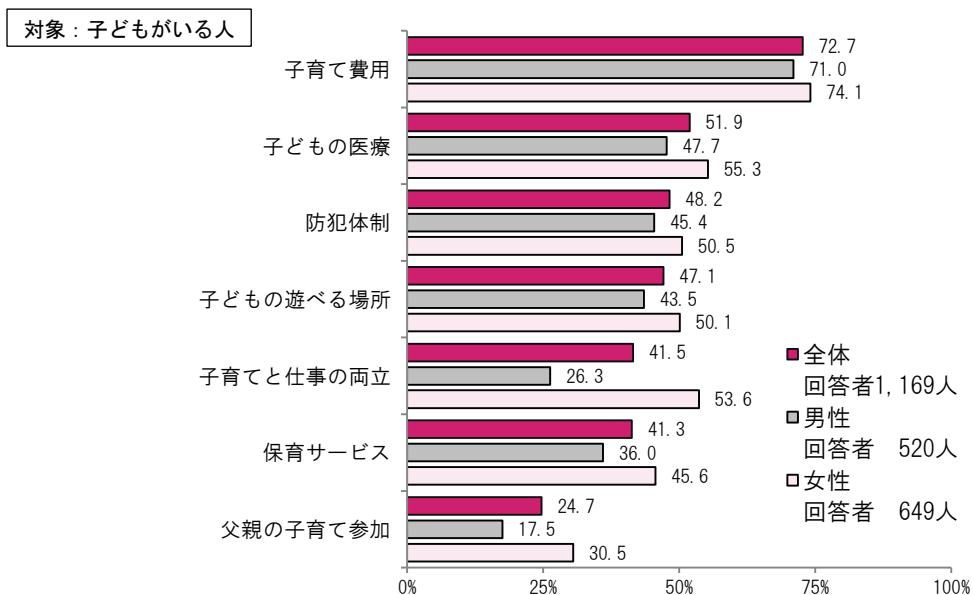


資料：厚生労働省 人口動態調査

※2 極低出生体重児：出生体重が1,500g未満で生まれた児

○子育てにおいて必要と思う支援・サポートについては、半数以上が、「子育て費用」や「子どもの医療費」といった経済的支援を挙げています。(図表2-6)

▼図表2-6 子育てについて、必要だと思う支援・サポート(複数回答・上位7項目)(全国)



資料：平成25年 連合（日本労働組合総合総連合会）調べ

課題

- ◎妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭を把握し、必要な支援につなげる必要があります。
- ◎出産や子育てに悩む保護者のための相談体制の充実と、関係機関との連携が求められています。
- ◎乳児健康診査の質の向上を図るとともに、受診率の向上、未受診者への支援を充実する必要があります。
- ◎子育てに対する経済的な支援へのニーズは高いものがあり、子どもの医療費に対する自己負担を軽減し、経済的支援の充実を図る必要があります。
- ◎必要な人に子育てに関する情報が届くように、積極的に情報発信を行う必要があります。

2 目指すべき姿

- 乳幼児期の子どもの心身の発達は、一番身近な養育者(母親等)の心身の状態と密接に関係があるため、養育者を地域ぐるみで支え、地域での孤立感を解消し、安心して育ち合う親子を増やすこと。

3 主な取組内容

(1) 妊娠・出産・子育て期における母子保健対策の充実

1-1 妊娠・出産に関する知識等の普及啓発

- ①妊娠をしたら、早期に妊娠届を提出するよう普及啓発を図ります。
- ②母子健康手帳の交付時の面接等を通して、妊婦健康診査及び妊産婦歯科健診の重要性の普及啓発と受診の勧奨を行います。
(P136 母子健康手帳の交付・面接、妊婦健康診査、妊産婦歯科健診)
- ③これから母親・父親になる方を対象に、妊娠・出産・子育てに関する講座や情報提供を行う教室を開催し、妊娠・出産に係る正しい知識の普及啓発を図ります。
(P136 母親＆父親学級、土日開催の両親学級)

1-2 安心して妊娠・出産できる体制の強化

- ①訪問指導や各種相談事業を通して妊娠期からのメンタルヘルスケアの充実を図ります。
(P136 新生児・妊産婦訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業、育児相談、養育支援訪問事業)
- ②養育支援を必要とする家庭の早期発見と早期支援体制の充実を図ります。
(「第8章 児童虐待防止対策の充実」の「(2) 発生予防から適切な保護、必要な援助に至るまでの施策の充実・組織の体制強化 (P111)」と関連して推進)
(P136 母子健康手帳の交付・面接、養育支援訪問事業、エンゼルヘルパー派遣事業)
- ③子育てに係る関係機関連携体制を強化し、母子保健事業の充実を図ります。
(P136 新生児・妊産婦訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、4か月児健康診査、利用者支援事業 (子育て支援コンシェルジュ))

1-3 子どもが安心して健やかに育つための体制の充実

- ①乳児健康診査の受診率の維持・向上に努め、未受診者に対する支援の充実を図ります。
(P136 養育支援訪問事業、4か月児健康診査)
- ②子育てに関する正しい知識の普及と子育てに悩む親のための相談体制の充実を図ります。
(P136 育児相談、離乳食教室)

(2) 医療にかかる経済的負担の軽減

①子どもにかかる医療費の助成を行い、負担の軽減を図ります。

(P137 未熟児養育医療費の助成、育成医療費の助成、小児慢性特定疾病医療費の助成、子ども医療費助成)

(3) 妊娠・出産・子育てに関する情報提供

①保育・子育てサービスの情報提供の充実を図ります。

(P137 子育て支援総合コーディネート事業、子育てナビ、赤ちゃんの駅、利用者支援事業（子育て支援コンシェルジュ）)

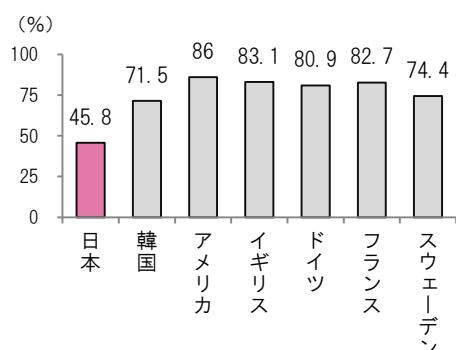
第3章 こどもの社会参画の推進

1 現状と課題

現 状

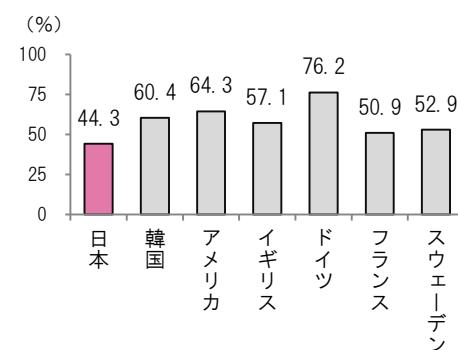
○日本の子どもたちは、諸外国と比較して、自己肯定感や向上心が低く、将来への悲観が大きいことが特徴とされています。(図表3-1-1~3-1-4)
また、千葉市の中・高校生においても、同様の傾向が見られます。(図表3-2-1、3-2-2)

▼図表3-1-1 自分自身に満足している者の割合



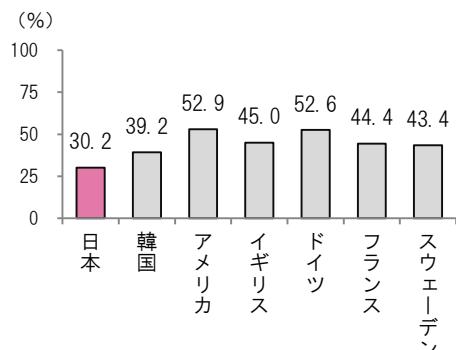
(注) 「次のことがらがあなた自身にどのくらいあてはまりますか。」との問い合わせに対し、「私は、自分自身に満足している」に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した者の合計。

▼図表3-1-2 社会問題に関与したい者の割合



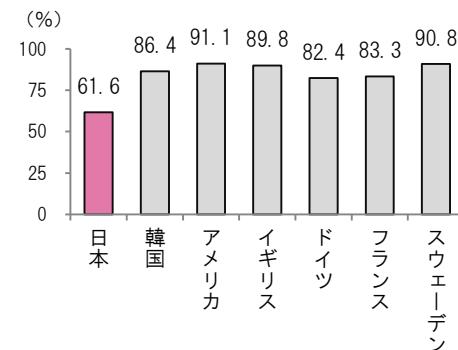
(注) 「次のような意見について、あなたはどのように考えますか。」との問い合わせに対し、「社会をよりよくするため、私は社会における問題に関与したい」に「そう思う」「どちらかといえば関そう思う」と回答した者の合計。

▼図表3-1-3 社会現象が変えられるかもしれないと思う者の割合



(注) 「次のような意見について、あなたはどのように考えますか。」との問い合わせに対し、「私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない」に「そう思う」「どちらかといえば関そう思う」と回答した者の合計。

▼図表3-1-4 将来への希望がある者の割合

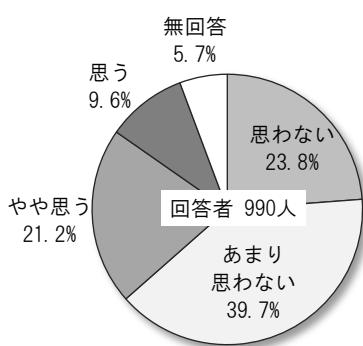


(注) 「あなたは、自分の将来について明るい希望を持っていますか。」との問い合わせに対し、「希望がある」「どちらかといえば希望がある」と回答した者の合計。

図表3-1-1~4は全国値

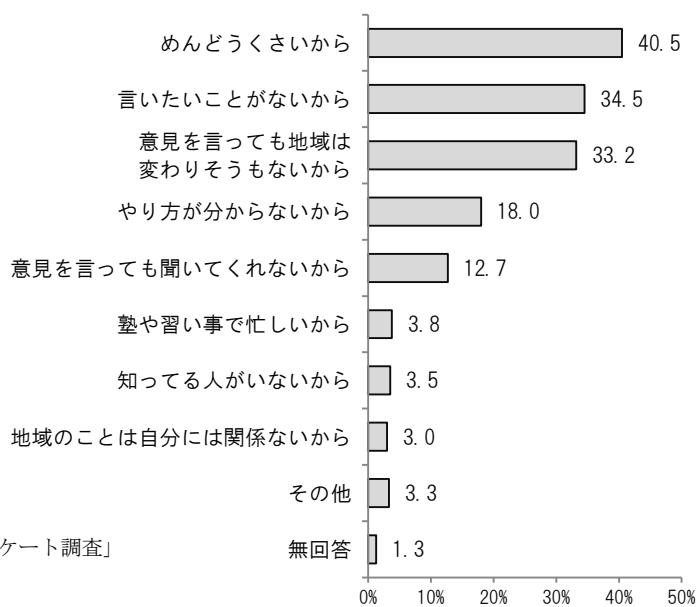
資料：内閣府 我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（平成25年度）

▼図表 3-2-1 地域の環境や活動等について意見を発言してみたいと思うか



資料：千葉市 平成21年度「中・高校生アンケート調査」

▼図表 3-2-2 思わないと答えた理由（複数回答）



課題

◎こどもの参画を推進させるために、一層周知するとともに、学校や地域団体等との連携強化の必要があります。

2 目指すべき姿

- 子どもの意見を市政やまちづくりに反映することにより、千葉市が活性化すること。
- 子どもが将来的には市政やまちづくりに積極的に参画する大人へと成長していくこと。

3 主な取組内容

(1) 子どもの自立性・社会性・自治意識を育む子どもの参画の推進

1-1 「子どもの参画」を担う子どもの育成の場の実施

①子どもが、自分たちで、企画・運営する“まち”を運営します。

参加する子どもは、疑似社会体験をする中で、協働作業や協議による課題解決を通して、社会へ参加することを学んでいきます。

(P138 子どものまち CBT)

拡充

事業名	こどものまちCBT					所管課	こども企画課
現状	実施内容・目標値						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
3区で開催	4区で開催	5区で開催	全区で開催	継続実施	継続実施		

1-2 モデル事業の実施等による子どもの意見の吸い上げ、施策への反映

①小・中・高校生を対象に、市政に対する提言を幅広く募り、議会形式で、市長等との意見交換を行います。

(P138 子ども議会)

②未来の有権者である高校生が、実現させたい提案を選挙により選定し実施します。

(P138 子ども・若者選挙)

③子どもを取り巻く様々な課題について、子ども、市民、専門家、行政がともに考え、市への提言をまとめます。

(P138 子ども・若者のカワーカショップ)

拡充

事業名	こども・若者のカワーカショップ					所管課	こども企画課
現状	実施内容・目標値						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
2テーマ実施 各5回程度	2テーマ実施 各10回程度	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施		

(2) こどもの参画の周知・啓発を図る

2-1 学校・地域団体等への周知・啓発

①ワークショップ等での成果を発表し、子どもがまちづくりに関わっていく可能性を広く社会に対して発信するとともに、こどもの参画の意義を市民が考えるきっかけとし、まちの活性化への市民参画の『輪』をひろげます。

(P138 こどものカフォーラムの開催)

拡充

事業名	こどものカフォーラムの開催					所管課	こども企画課
現状	実施内容・目標値						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
年1回開催	実施方法の検討	実施	継続実施	継続実施	継続実施		

②「こどもの参画ガイドライン」内容を見直し、改定を行うとともに「こども参画チェックリスト」を策定し、各局で実施されている子ども関連事業の評価を行い、「ガイドライン」を活用した、周知・啓発を図ります。

(P138 こどもの参画ガイドラインの改定)

拡充

事業名	こどもの参画ガイドラインの改定					所管課	こども企画課
現状	実施内容・目標値						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
平成23年度作成	内容の検討	実施	継続実施	継続実施	継続実施		

③こどもの参画の一層の周知・啓発を図るため、千葉市の取組み・成果を日本全国・世界に発信します。

(P138 こども・若者サミット)

新規

事業名	こども・若者サミット					所管課	こども企画課
現状	実施内容・目標値						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
未実施	開催計画策定 準備会議開催	こども・若者日本サミット開催	世界サミット開催方針の検討	世界サミット開催方針の検討	世界サミット開催方針の検討		

2-2 庁内推進体制の強化

①庁内の子どもに関連する施策の総合的・一体的な展開により、安心して子どもを産み、子育てができる環境と、未来を担う子どもが心豊かに育つ環境を構築することを目的として、情報の共有と庁内連携を推進します。

(P138 子ども施策等連絡会議の開催)

拡充

事業名	子ども施策等連絡会議の開催					所管課	子ども企画課
現状	実施内容・目標値						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
年2回実施	内容見直し	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	

2-3 こどもの参画事例集の作成

①子ども施策の関係課のみならず、庁内他部局や広く地域団体等が実施している子どもの参画事業を集約し、事例集としてまとめます。

(P138 こども参画事例集の作成)

新規

事業名	こどもの参画事例集の作成					所管課	子ども企画課
現状	実施内容・目標値						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
未実施	作成内容の検討	作成内容の検討	実施	継続実施	継続実施		

第4章 子ども・若者の健全育成

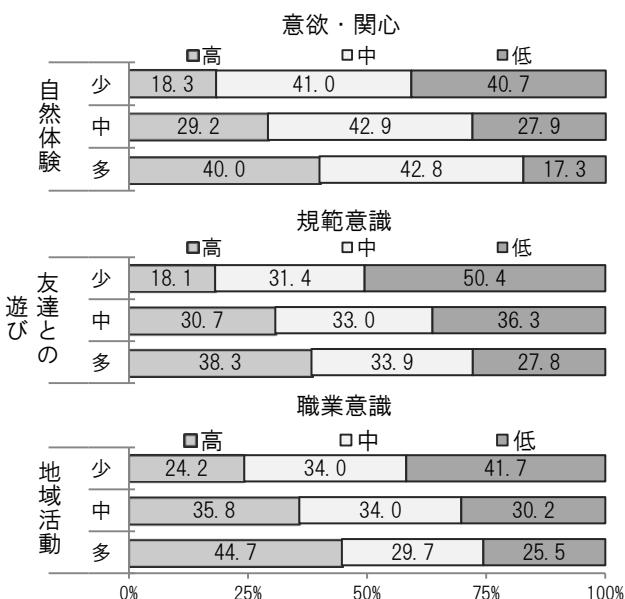
1 現状と課題

現 状

(1) 体験活動への参加

○子どもの頃の「自然体験」、「友達との遊び」、「地域活動」が豊富だった大人ほど、「意欲・関心」、「規範意識」、「職業意識」が高い人が多いという傾向にあります。(図表4-1)
しかし、学校以外の団体が行う自然体験活動への小学生の参加率は、減少傾向にあります。(図表4-2)

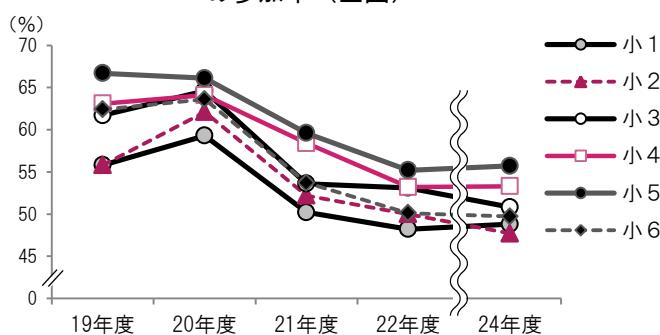
▼図表4-1 子どもの頃の体験と大人になってからの意欲・関心等との関係(全国)



資料：独立行政法人国立青少年教育振興機構（2011）「子どもの体験活動の実態に関する調査研究（平成22年度調査）」

注：「意欲・関心」…「もっと深く学んでみたい」、「なんでも最後までやり遂げたい」等
 「規範意識」…「社会のルールは守るべき」等
 「職業意識」…「大人になったら仕事をするべき」、「社会や人のためになる仕事をしたい」等

▼図表4-2 学校以外の団体などが行う自然体験活動への参加率(全国)



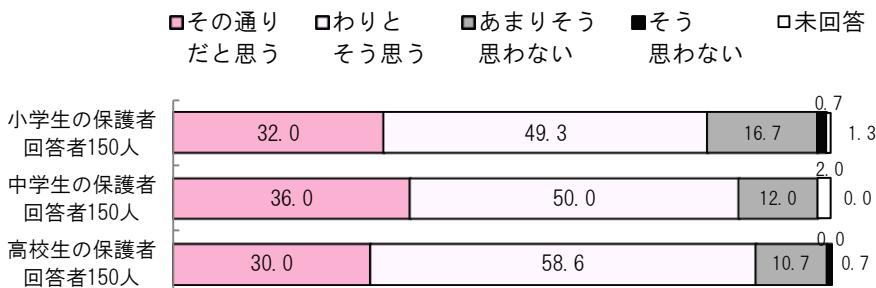
資料：独立行政法人国立青少年教育振興機構（2014）「青少年の体験活動等に関する実態調査（平成24年度調査）」

注：平成23年度は調査が実施されていない。

(2) 家庭教育力の低下

○近年の都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化など、家族や家族を取り巻く社会状況の変化の中で、家庭の教育力の低下が指摘されています。市内の小・中・高校生の保護者調査では、約8割の保護者が「家庭の教育力が低下している」と回答しています。(図表4-3)

▼図表4-3 日本の家庭の教育力が低下していると思うか



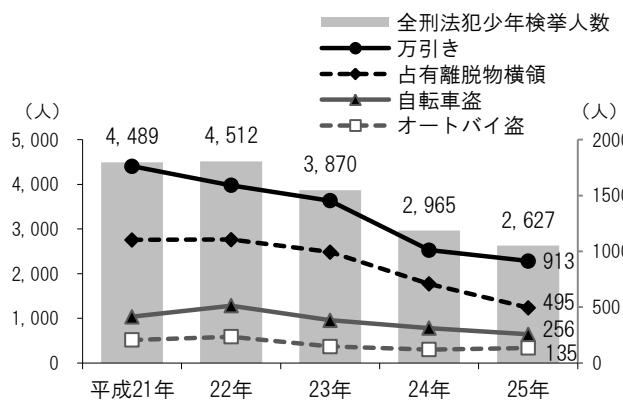
資料：千葉市 平成21年度「市内の小・中・高校生の保護者調査」

(3) 子ども・若者の非行

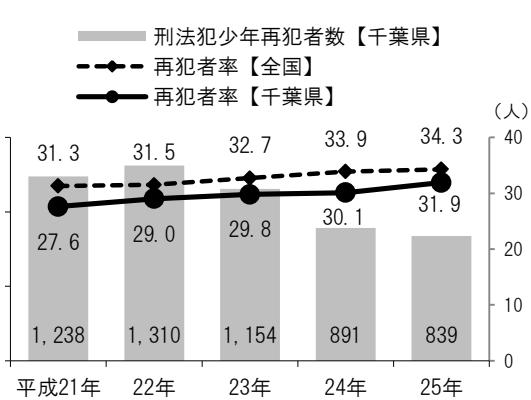
○千葉県の刑法犯で検挙された少年（14歳以上20歳未満）は減少傾向にあります。が、平成25年に万引き等の初発型非行（注1）で検挙された少年は1,799人で、刑法犯で検挙された少年2,627人の約7割を占めています。(図表4-4-1)

○千葉県の刑法犯少年の再犯者数は減少傾向にあります。また、再犯者率（注2）は、全国の再犯者率よりも低くなっていますが、増加傾向にあります。(図表4-4-2)

▼図表4-4-1 刑法犯少年検挙人員における初発型非行 の推移（千葉県）



▼図表4-4-2 刑法犯少年の再犯者率の推移（全国・千葉県）



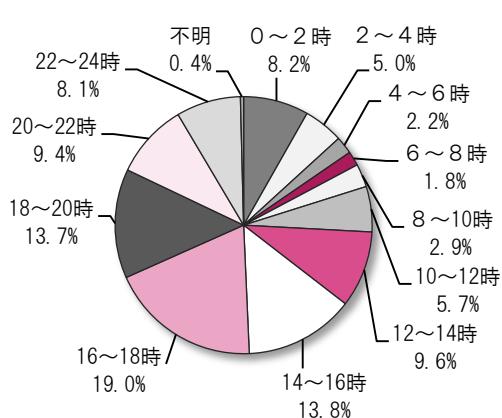
資料：千葉県警察本部 平成26年版 ちばの少年非行

注1：初発型非行とは、犯行手段が容易で、動機が単純であることを特徴とするもので、本格的な非行へ深化していく危険性が高い非行をいい、統計上は、万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領をいう。

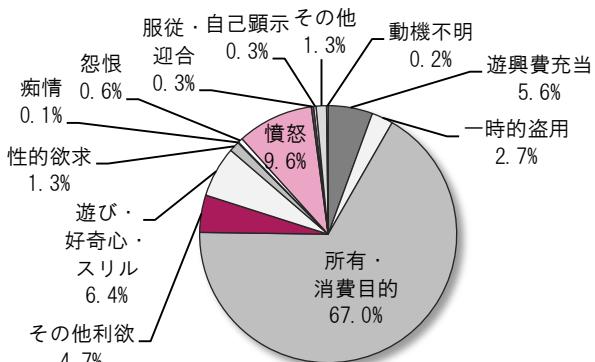
注2：再犯者率とは、検挙人員に占める再犯者の割合をいう（過去の非行の罪種等は問わない）。

○刑法犯少年の非行時間帯は、16時から18時が最も多くなっています。(図表4-5-1)
また、刑法犯少年の原因・動機をみると、「所有・消費目的」が最も多く、「憤怒」、「遊び・好奇心・スリル」、「遊興費充当」と続いています。(図表4-5-2)

▼図表 4-5-1 刑法犯少年の非行時間帯（全国）



▼図表 4-5-2 刑法犯少年の非行原因・動機（全国）



資料：警察庁「少年の補導及び保護の概況」（平成 24 年）

課題

◎子どもの規範意識を高め、豊かな人間性を育むため、生活体験、自然体験、異年齢交流の機会を提供する必要があります。

◎子どもの規範意識の醸成を担ってきた家庭の教育力を高めるため、保護者を支援する必要があります。

◎地域の青少年育成団体等が、家庭・地域・学校と連携しながら青少年の健全育成活動をすることが出来るように支援し、子どもと家庭・地域・学校のつながりを強化していく必要があります。

◎子どもの非行防止のため、家庭・地域・学校・行政が連携を強め、子どもへ積極的に働きかける必要があります。

2 目指すべき姿

- 規範意識が高く、思いやりや正義感のある子ども・若者を育成すること。
 - 大きな夢と希望を持ち、意欲的に行動できる子ども・若者を育成すること。

3 主な取組内容

(1) 健全育成活動の推進

1-1 家庭・地域・学校が連携した子ども・若者の健全育成の推進

①子どもが基本的な生活習慣を身に付け、規範意識や自立心を高める上で重要な役割を担う家庭の教育力を向上するため、保護者に対し子ども・若者の健全育成に関する啓発を行います。

(P139 家庭教育資料作成事業)

②地域の青少年育成団体等や学校が積極的に連携し、子どもと家庭・地域・学校のつながりを強化します。

(P139 青少年育成委員会活動事業、青少年相談員活動事業、「青少年の日」「家庭・地域の日」関連事業、学校支援地域本部事業)

③地域の青少年育成団体が実施する様々な体験活動や世代間・異年齢間交流などの青少年健全育成事業を支援します。

(P139 青少年育成委員会活動事業、青少年相談員活動事業、青少年育成団体等の支援事業)

④地域の青少年育成団体や家族、学校に対し、自然体験活動や生活体験活動等を行うための場を提供します。

(P139 少年自然の家運営事業、ときめきサタディ、わくわくカレッジ、ゆめチャレンジ)

1-2 子ども・若者の意見の取り入れ

①モニターとして登録した子ども・若者を対象に、青少年の健全育成に関する意見をもらい、事業推進の参考にします。

(P139 子ども・若者モニター事業)



事業名	実施内容・目標値				
現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
未実施	方針検討	実施内容検討	実施	継続実施	継続実施

(2) 非行を防止するための環境づくり

2-1 非行防止活動の推進

- ①相談活動（来所相談・電話相談・訪問相談）を行うことにより、非行の未然防止を図ります。

(P139 相談活動事業)

拡充	事業名	相談活動事業					所管課	青少年サポートセンター
	現状	実施内容・目標値						
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
	実施	拡充（訪問相談の実施）	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施		

- ②学校・警察・地域の青少年育成団体等との連携を強化し、青少年の問題行動や非行の早期発見に努めます。

(P140 広報・啓発活動、関係機関との連携)

- ③地域等で活動する青少年育成団体や学校が実施する非行に関する研修会や防犯訓練等に講師を派遣します。

(P140 広報・啓発活動)

拡充	事業名	広報・啓発活動					所管課	青少年サポートセンター
	現状	実施内容・目標値						
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
	一部実施	実施内容検討	実施内容検討	実施	継続実施	継続実施		

2-2 補導活動の強化

- ①青少年補導員が青少年育成委員会や青少年育成関係者と連携して、地域ぐるみで街頭補導等を実施し、青少年の非行防止に努めます。

(P140 補導活動事業、青少年育成委員会活動事業)

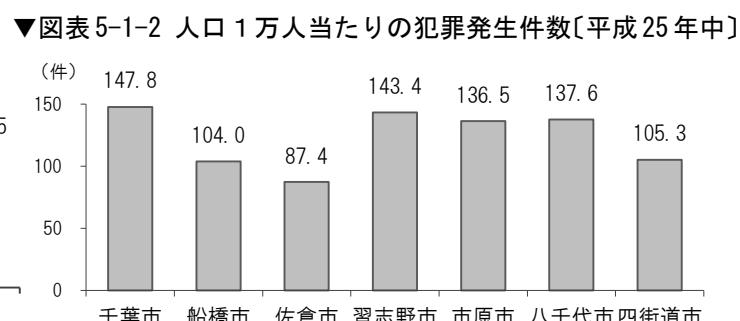
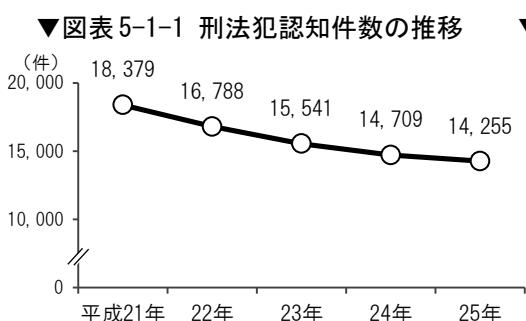
第5章 子ども・若者の安全の確保

1 現状と課題

現 状

(1) 犯罪の発生

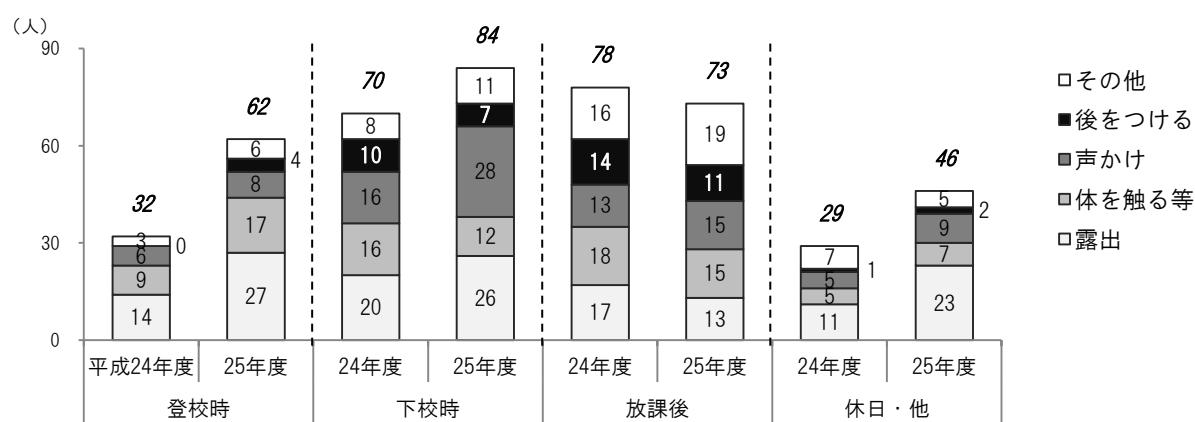
○千葉市の刑法犯認知件数は例年減少傾向にあります。県内各市町村の人口1万人当たりの犯罪発生件数をみると、千葉市は近隣他市に比べ多くなっています。(図表5-1-1、5-1-2)



資料：千葉県警察本部「犯罪統計」

○千葉市内の小・中学校から教育委員会に寄せられた不審者情報数は、増加しています。(図表5-2)

▼図表5-2 教育委員会へ寄せられた不審者情報数

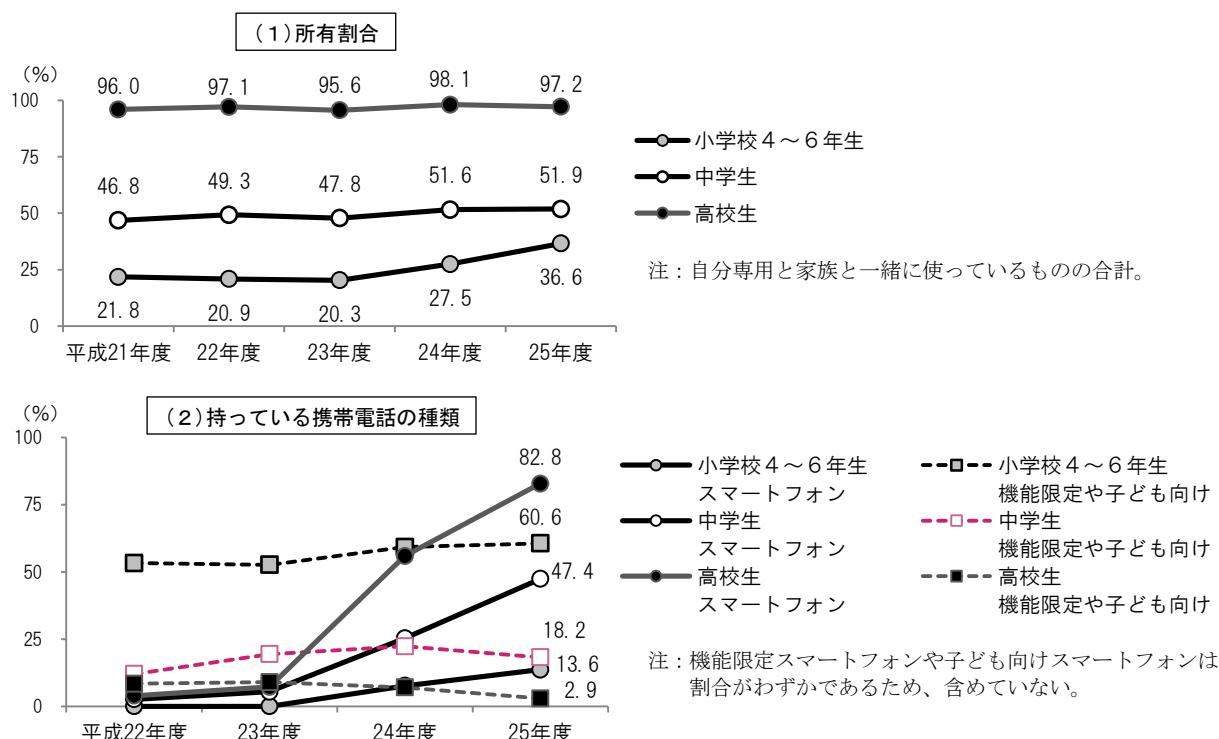


資料：千葉市教育委員会学事課調べ

(2) ソーシャルメディアの若者への普及

○近年、子どもの携帯電話（スマートフォンを含む）の普及率が高く、誰もが手軽にインターネットを利用できるようになっています。また、スマートフォンを所有している割合が上昇しており、高校生の所有率は約8割となっています。（図表5-3）

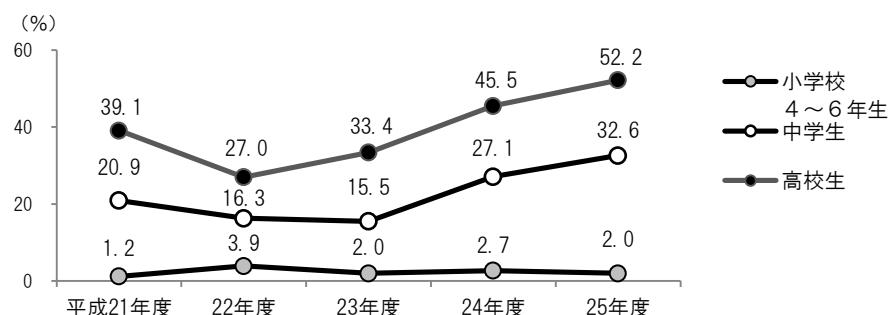
▼図表5-3 携帯電話（P H S・スマートフォンを含む）の利用状況（全国）



資料：内閣府「青少年のインターネットの利用環境実態調査」

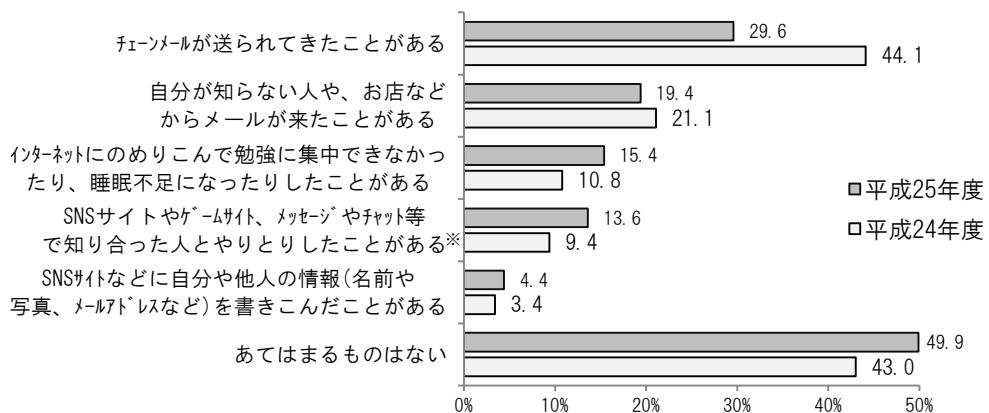
○スマートフォンなどの普及に伴い、インターネットを長時間利用する者の割合が上昇し、勉強に集中できなかったり、睡眠不足になったりする者が増加しています。（図表5-4、5-5）

▼図表5-4 携帯電話で1日2時間以上インターネットを利用する割合（全国）



資料：内閣府「青少年のインターネットの利用環境実態調査」

▼図表 5-5 インターネット上の経験（複数回答上位 6 項目）（全国）



資料：内閣府「平成 25 年度 青少年のインターネットの利用環境実態調査」

※平成 24 年度は「SNS サイトやゲームサイトで知り合った人とやりとりしたことがある」

- 出会い系サイトに起因した犯罪被害が減少している一方で、コミュニティサイトに起因した犯罪被害が増加しています。（図表 5-6）

▼図表 5-6 出会い系サイト・コミュニティサイトの利用による被害に遭った 18 歳未満の者（全国）

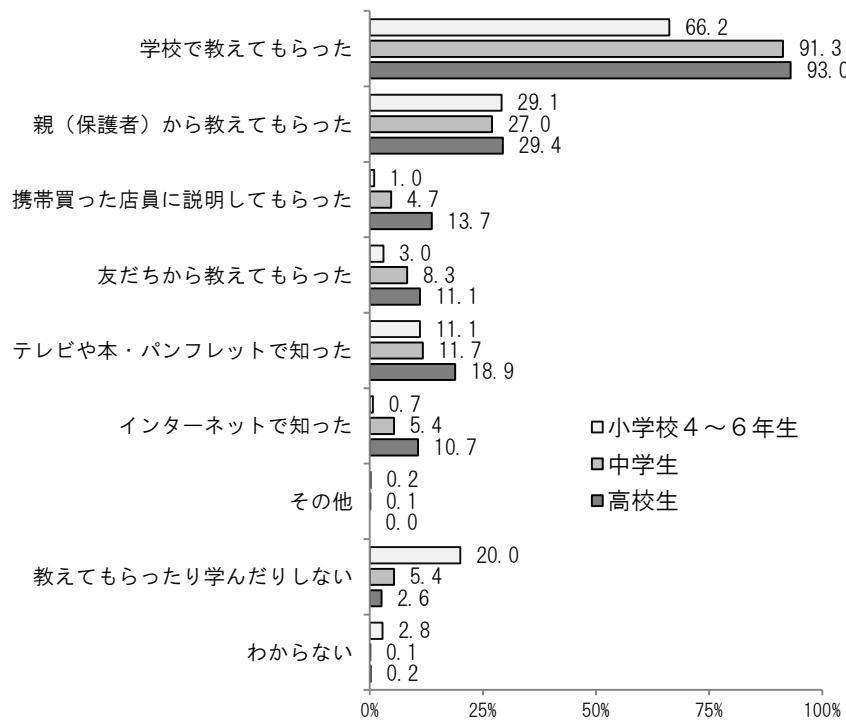


資料：警察庁「出会い系サイト等に起因する事犯の現状と対策について」

- インターネットの危険性に関する学習の経験がある中学生・高校生は 9 割を超えているものの、小学生は 7 割弱という状況です。

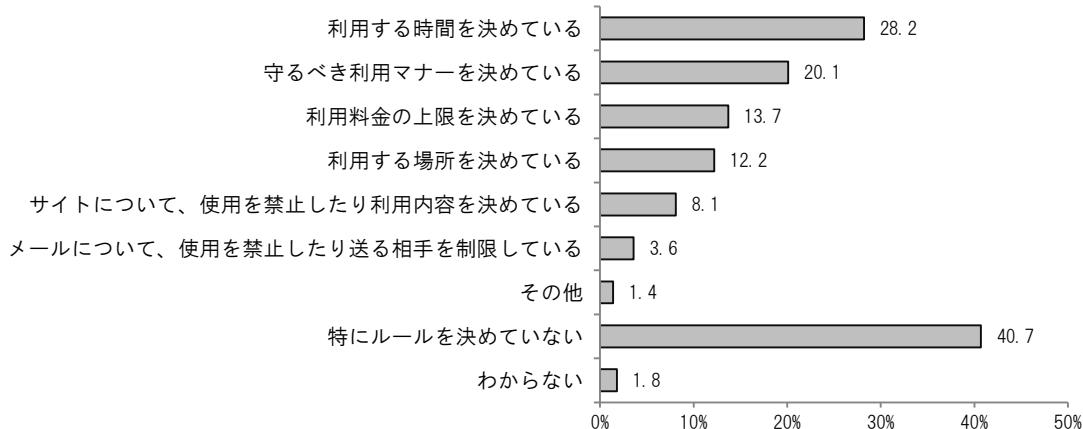
また、携帯電話やパソコンの利用について、「利用する時間」を決めている家庭が 3 割弱、「守るべき利用マナー」を決めている家庭が 2 割あるものの、「特にルールを決めていない」家庭は、4 割となっています。（図表 5-7、5-8）

▼図表 5-7 インターネットの危険性に関する学習の経験〔平成 25 年度〕(学校種別・全国)



資料：内閣府「平成 25 年度 青少年のインターネットの利用環境実態調査」

▼図表 5-8 携帯電話やパソコンの利用についての家庭のルール・複数回答〔平成 25 年度〕(全国)

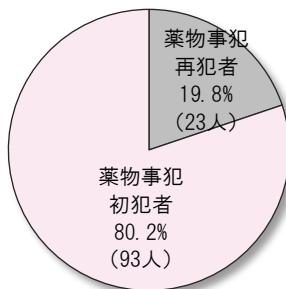


資料：内閣府「平成 25 年度 青少年のインターネットの利用環境実態調査」

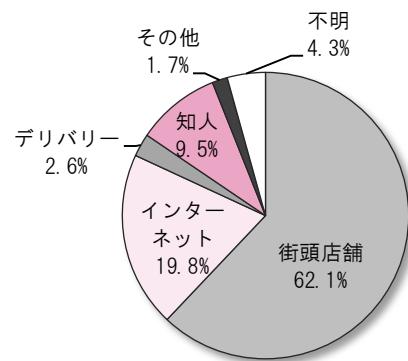
(3) 危険ドラッグの認識の希薄

○危険ドラッグ乱用者は、約 8 割が薬物事犯初犯者となっています。危険ドラッグ等を乱用する青少年が多く、危険ドラッグの危険性についての認識が希薄となっています。(図表 5-9-1、5-9-2)

▼図表 5-9-1 危険ドラッグ乱用者の検挙状況（全国）



▼図表 5-9-2 危険ドラッグの入手先（全国）



資料：警察庁報道発表資料「平成 26 年上半期の危険ドラッグに係る検挙状況について（暫定値）」

※危険ドラッグ乱用者の検挙とは、危険ドラッグに係る検挙人員のうち、危険ドラッグを販売するなどにより検挙された供給者側を除いた検挙を言う。

課題

- ①子ども・若者が犯罪等の被害に遭わぬいためには、子どもが自分の身を守ることができる力を高める必要があります。また、子どもや保護者に対して不審者情報等を提供するとともに、家庭、地域、学校、関係機関などが連携する必要があります。
- ②子どもが、インターネット上でトラブルに遭遇したり、生活習慣に乱れが生じたりしているため、子どもにインターネットを利用する上のルール・マナーを周知し、情報モラルの向上に努める必要があります。
- ③保護者には、子どものインターネット利用の適切な把握・管理をする責務があるため、インターネットの利用に関する家庭でのルールづくりが必要です。
- ④子ども・若者の危険ドラッグ等に対する危険性の認識が希薄となっているため、子ども・若者に対し、薬物乱用防止の啓発をする必要があります。

2 目指すべき姿

- 子ども・若者が犯罪等の被害に遭わぬい安全・安心に暮らせるまちにすること。
- 犯罪等から、自分の身を守ることができる子ども・若者を育成すること。

3 主な取組内容

(1) 子ども・若者を犯罪等から守る地域づくり

1-1 地域の青少年育成団体等によるパトロールや環境浄化活動の推進

- ①子ども・若者が犯罪の被害に遭わない環境をつくるために、補導活動、パトロールなど、学校・地域・関係機関が連携した防犯活動を推進します。

(P140 補導活動事業、防犯ウォーキング、青色防犯パトロール、学校セーフティウォッチ事業)

- ②青少年非行の誘因となっている有害環境を調査・点検し、警察署や青少年育成委員会、青少年補導員等が連携して有害環境の浄化に努めます。

(P140 環境浄化活動、青少年育成委員会活動事業)

- ③県青少年健全育成条例に基づく立入調査事務により、コンビニ、書店、カラオケボックス、携帯電話販売店等の条例の遵守状況を確認し、注意・勧告を行います。

(P140 立入調査事業)

1-2 子どものための緊急避難場所の充実及び周知

- ①青少年育成委員会が主体となって、子どもの緊急避難場所として家庭や店舗などを「こども110番のいえ」として登録し、子どもの安全を守ります。また、学校・保護者を通じて、子どもに対し「こども110番のいえ」の周知を図ります。

(P140 こども110番のいえ、青少年育成委員会活動事業、家庭教育資料作成事業)

1-3 九都県市共同による環境浄化活動の推進

- ①青少年を取り巻く様々な問題は都県域を超えて共通化しているため、九都県市で青少年の健全育成について協議し、共同の取組を行います。

(P140 九都県市共同啓発事業)

1-4 子ども・若者及びその家族に対する情報発信

- ①広報紙・ホームページなどを通して、不審者情報や地域の危険箇所などの情報を発信し、保護者や子どもに注意喚起します。

(P140 広報・啓発活動、P141 千葉市安全・安心メール)

(2) 子ども・若者が犯罪等から自分の身を守ることができる力の向上

2-1 犯罪等に関する防犯教室等の開催及び周知

①地域の青少年育成団体等による防犯教室や安全教室等を実施し、子どもが自分の身を守ることができる力の向上を図ります。

(P141 青少年育成委員会活動事業)

②「危険ドラッグ」等の危険性を子ども・若者に対し周知するため、薬物乱用防止教室等の実施や啓発活動を行います。

(P141 薬物乱用防止対策、健康教育推進事業、家庭教育資料作成事業)

2-2 子どもの情報モラルの向上

①子どもがインターネットを利用する上でのルール・マナーを周知し、家庭でのルールづくりを奨励します。

(P141 子どもの情報モラル啓発、家庭教育資料作成事業、情報モラル教育の推進)

新規	事業名	子どもの情報モラル啓発					所管課	健全育成課
現状		実施内容・目標値						
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
未実施		検討	検討	実施	継続実施	継続実施		

第6章 子ども・若者の居場所づくり

1 現状と課題

現状

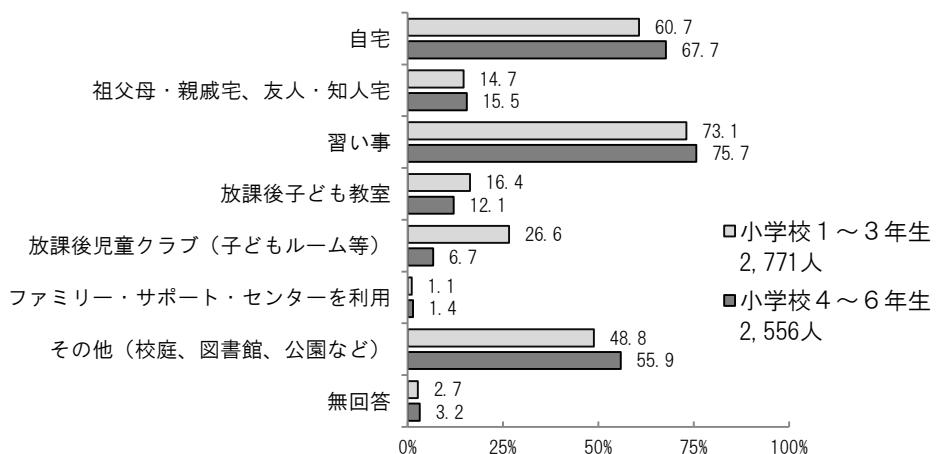
(1) 子どもルームの状況

○子どもルームの利用者数は増加傾向にあり、平成22年度から平成26年度までの5年間で、755人増となっています。(P35「図表1-10-1 放課後児童クラブ利用者数・施設数の推移」を参照)

○子どもルームにおける低学年の待機児童数は増加傾向にあり、平成26年4月1日時点では170人となっています。(P35「▼図表1-10-2 放課後児童クラブ待機児童数の推移」を参照)

○平日の放課後の子どもの過ごし方は、「習い事」「自宅」「その他（校庭、図書館、公園など）」が上位を占めていますが、小学校低学年では「放課後児童クラブ（子どもルーム等）」が多くなっています。(図表6-1)

▼図表6-1 放課後（平日の授業終了後）の過ごし方



資料：千葉市H25ニーズ調査

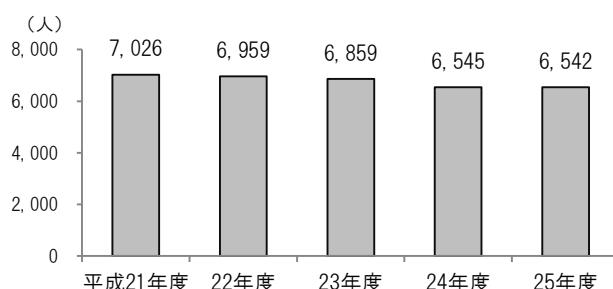
※放課後子ども教室…放課後子ども総合プランにおける「放課後子供教室」を、本市においては「放課後子ども教室」とする。

(2) 放課後子ども教室の人員の減少

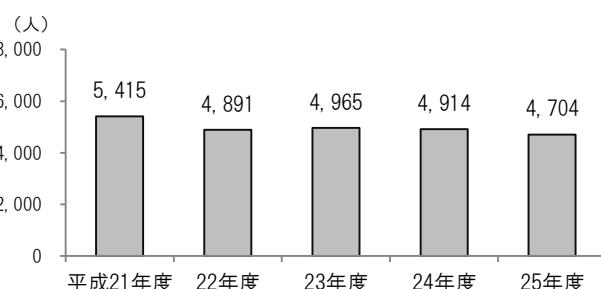
○放課後子ども教室の利用者数は5年間で減少傾向にあります。(図表6-2-1)

○放課後子ども教室の指導員・協力員(無償ボランティア)の参加人数は5年間で減少傾向にあります。(図表6-2-2)

▼図表6-2-1 放課後子ども教室の利用者数の推移



▼図表6-2-2 指導員・協力員(無償ボランティア)参加人数の推移

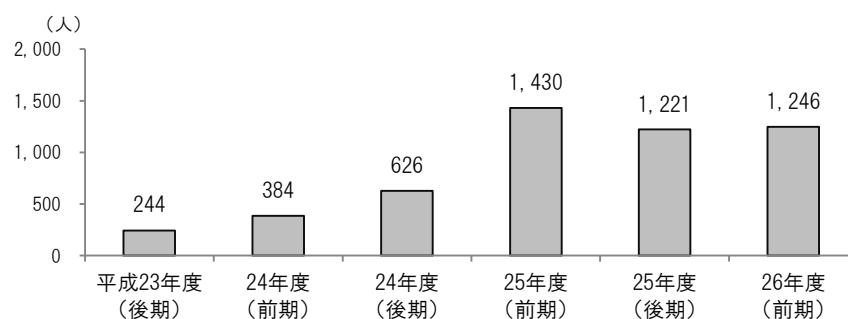


資料：千葉市生涯学習振興課調べ

(3) こどもカフェ利用者の状況

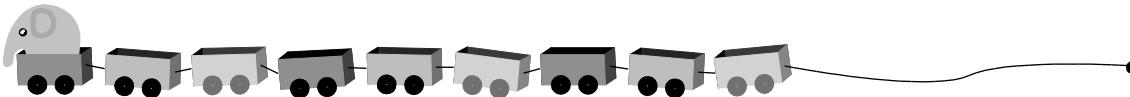
○こどもカフェの利用者は平成25年(前期)まで増加しており、その後横ばいとなっています。(図表6-3)

▼図表6-3 こどもカフェ利用者数の推移



資料：千葉市こども企画課調べ

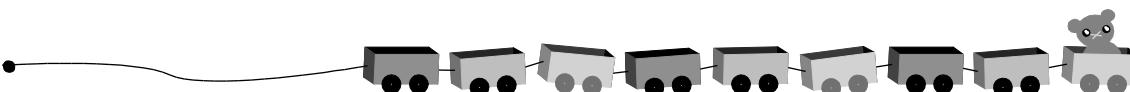
注：平成23年10月に高洲こどもカフェを開設し、平成24年10月に園生こどもカフェを開設した。



『子どもカフェ』とは…

子どもカフェは、子どもにとって居心地が良く、落ち着くことのできる子どもの居場所です。

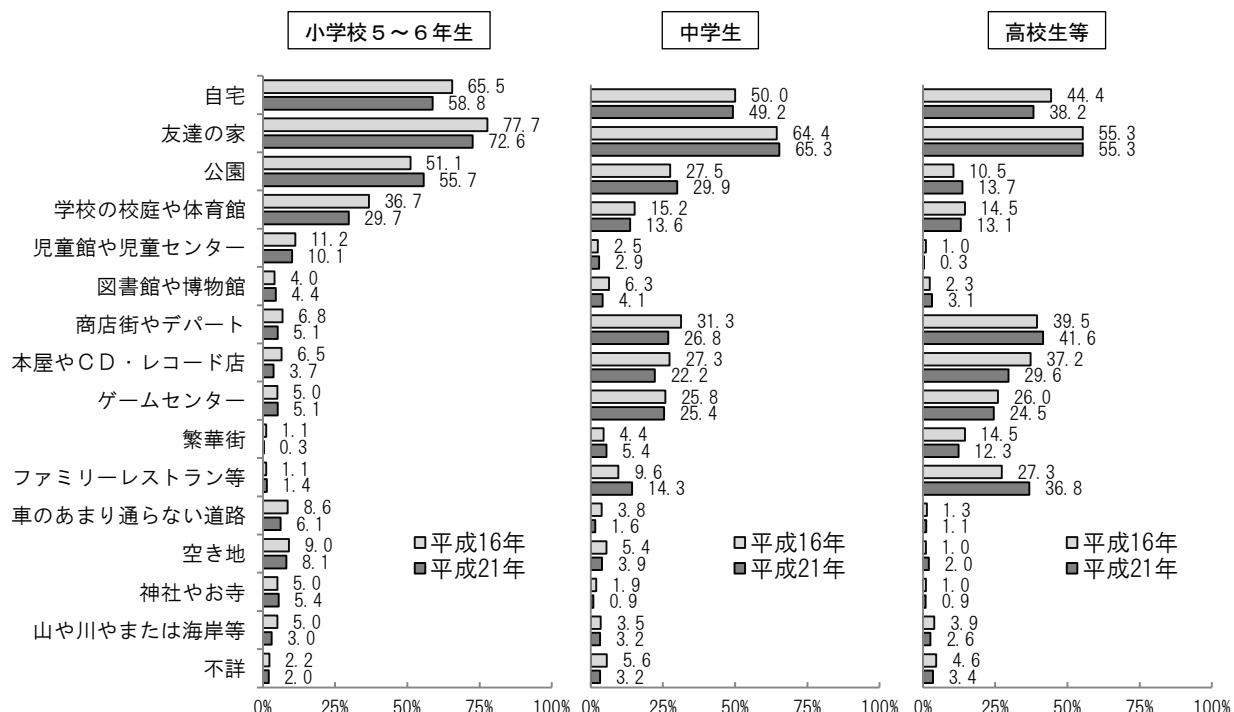
子どもが気軽に立ち寄り、学生や地域のボランティアの方々など、信頼できる大人が見守る中で、異年齢の子どもが一緒に遊び、そして学びながら、地域全体で子どもを育てていくことができる場所です。



(4) 遊び場の変化

○ふだんの遊び場は、いずれも「友達の家」が最も多くなっていますが、年齢が大きくなるに連れて、親や地域の目が届く場所での遊びが減少し、商店街やデパート、ファミリーレストラン等での遊びが増えています。(図表 6-4)

▼図表 6-4 ふだんの遊び場（全国）



資料：厚生労働省「全国家庭児童調査」

注：高校生等とは、高校生と、各種学校・専修学校・職業訓練校の生徒の合計。

課題

- ◎すべての児童の安全・安心な居場所を確保する必要があるが、子どもルームについては、待機児童が発生しています。
- ◎放課後子ども教室については、活動を支える地域により人材確保が困難になっています。
- ◎子どもルームと放課後子ども教室の連携を検討するとともに、こどもカフェの役割を整理する必要があります。
- ◎こどもカフェの機能を全市展開を図るため、中学校区に整備されている公民館の活用について検討を行う必要があります。
- ◎学校や家庭に居場所のない子どものための「信頼される身近な相談相手」としての教師でも親でもない大人の育成する必要があります。

2 目指すべき姿

- すべての就学児童が安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようすること。

3 主な取組内容

(1) 学校施設等を活用した安全・安心な居場所の確保

1-1 子どもルームの拡充

- ①子どもルームの対象学年を小学6年生までに段階的に拡大することに伴い、既存の子どもルームでの受入が困難な地域については、小学校の特別教室に高学年ルームを開設します。

②校外にある子どもルームについて、校内への移転を推進していきます。

(P141 子どもルームの拡充)

拡充

事業名	子どもルームの拡充					所管課	健全育成課	
対象	現状		実施内容・目標値				所管課	健全育成課
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度			
対象	小学3年生まで対象	小学4年生まで拡大する	小学5年生まで拡大する	小学6年生まで拡大する	継続実施	継続実施		
児童数	7,063人	8,092人	9,176人	9,844人	9,924人	9,924人		
施設数	123か所	149か所	161か所	173か所	173か所	173か所		
校内施設割合	69.0%	70.8%	72.6%	75.2%	77.9%	77.9%		

※校内施設割合＝子どもルームが校内にある小学校区／全小学校区

※学校の統廃合等により施設数が変動する場合があります。

1-2 放課後子ども教室における学習支援・多様なプログラムの充実

①地域の参画を得て、学習・体験・交流の機会を設けてきたこれまでの取組みを継続していきます。

(P141 放課後子ども教室の実施)

1-3 一体型の放課後子ども教室・子どもルームの整備

①共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう、一体型の放課後子ども教室・子どもルームの整備を図ります。

②子どもルームの児童が参加する共通プログラムの実施にあたっては、放課後子ども教室と子どもルームで連携を図ります。

(P141 一体型の放課後子ども教室・子どもルームの整備)

拡充

事業名	一体型の放課後子ども教室・子どもルームの整備					所管課	生涯学習振興課 健全育成課
現状	実施内容・目標値					所管課	生涯学習振興課 健全育成課
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
77校	91校	96校	100校	102校	102校		

※「一体型」とは … 放課後子ども教室と子どもルームの児童が、同一の小学校内等の活動場所において、放課後子ども教室開催時に共通のプログラムに参加できるものをいう。

1-4 総合的な放課後対策の推進

①教育委員会と市長部局との連携を強化し、総合的な放課後対策に取り組みます。

②放課後子ども教室及び子どもルームの実施場所として、学校施設等を有効的かつ積極的に活用していきます。

(P141 総合的な放課後対策の推進)

(2) 地域と連携した子どもの居場所づくり

2-1 子どもの居場所に関する方針の検討

①地域のコミュニティの場となる居場所の公民館を活用して設置し、子どもの居場所にもなるよう、これまでのこどもカフェの実績をもとに、運営方針を策定します。

(P142 子どもの居場所に関する方針作成)

新規	事業名	子どもの居場所に関する方針作成			所管課	こども企画課
現状	実施内容・目標値					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
未実施	方針作成	実施	継続実施	継続実施	継続実施	

2-2 地域と連携した子どもの居場所の設置・運営

①子どもに信頼される大人が見守る中で、気軽に話をしたり、一緒に勉強したり、また仲間と遊ぶことができるなど、子どもにとって安心・安全な居場所を運営します。

(P142 こどもカフェの運営、子ども交流館の運営)

②都市公園において、プレーパークを自主的に開催している市民団体の運営の継続及び運営する市民団体の増加のため、プレーリーダーの派遣を行います。

(P142 プレーパーク定期開催団体への支援、子どもたちの森公園プレーパーク運営)

拡充	事業名	プレーパーク定期開催団体への支援			所管課	こども企画課
現状	実施内容・目標値					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
4団体 72回派遣	5団体 84回派遣	6団体 96回派遣	7団体 108回派遣	8団体 120回派遣	9団体 132回派遣	

2-3 信頼できる大人の育成

①「信頼できる身近な相談相手」として、学校になじめない、家に居場所のない子どものための、教師でも親でもない信頼できる大人の育成を図ります。

(P142 公開講座の開催)

第7章 ひとり親家庭の自立支援の推進

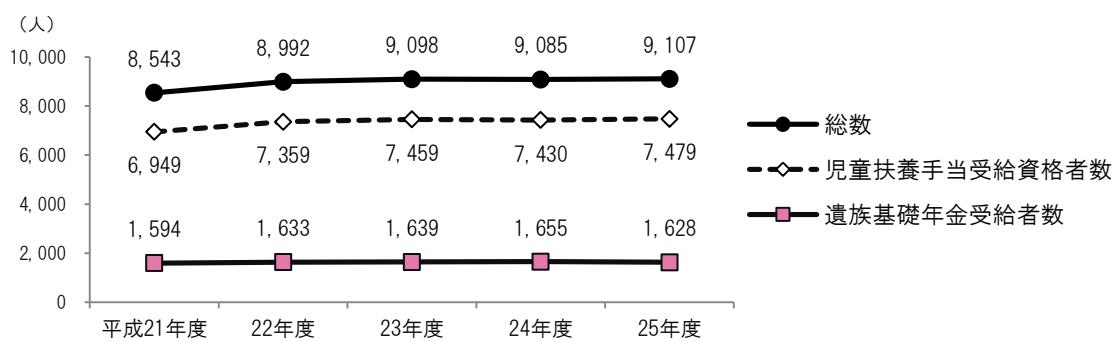
1 現状と課題

現 状

(1) ひとり親家庭の推移

- 児童扶養手当受給資格者と遺族年金受給者は、平成21年度より増加しています。
(図表7-1)

▼図表7-1 児童扶養手当受給資格者数と遺族年金受給者数の推移



資料：千葉市健全育成課調べ

※平成22年度から父子家庭が対象になった。

(2) 経済的困窮

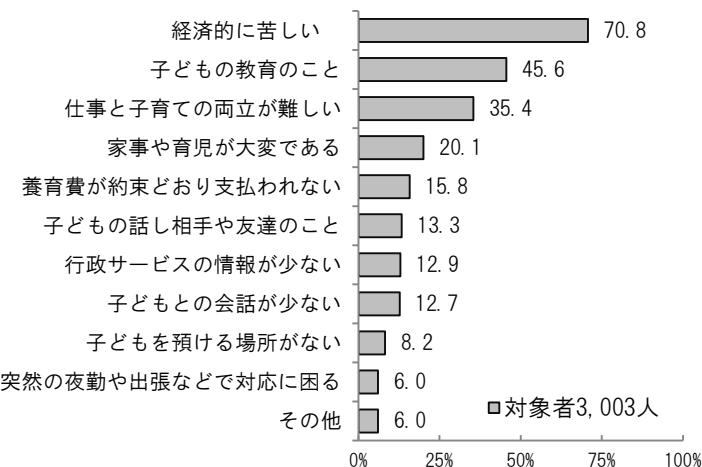
- 全世帯の平均年間年収（平成22年）が420万円であるのに対し、母子世帯の平均年間収入は291万円となっています（図表7-2）。また、現在の生活での悩みで最も多いのは「経済的に苦しい」で、約7割を占めており、経済的支援が必要とされています。（図表7-3）

▼図表7-2 母子世帯と全世帯の平成22年の年間収入（全国）

	平均年間収入
母子世帯	291万円
全世帯	420万円

資料：厚生労働省 母子世帯は平成23年度全国母子世帯等調査、全世帯は平成23年国民生活基礎調査

▼図表 7-3 ひとり親家庭の悩み（複数回答）

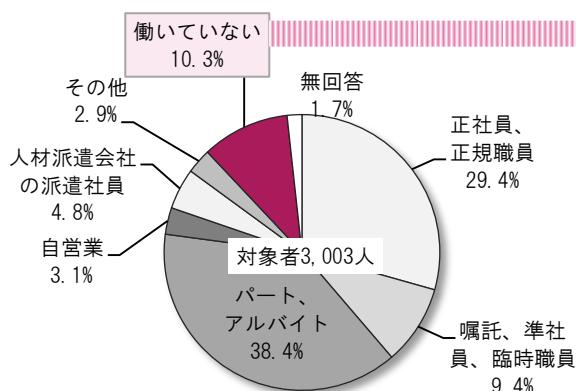


資料：千葉市H25 ひとり親アンケート

(3) 就業支援の必要

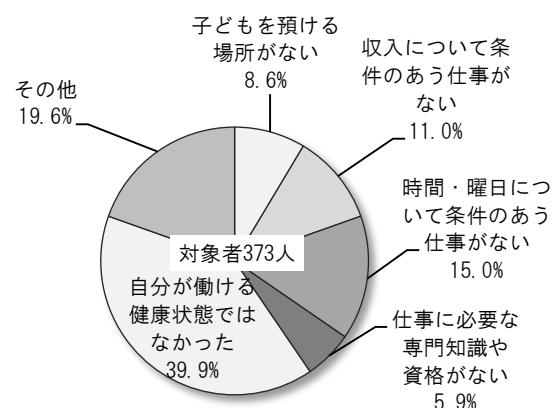
○就業形態をみると、「パート・アルバイト」等の非正規職員が半数を占めており、安定した収入の確保が困難な状況にあります。また、働くことのできる健康状態ではない等の理由で約1割の者が働けていません。（図表7-4-1、7-4-2）

▼図表 7-4-1 ひとり親家庭の就業形態



資料：千葉市H25 ひとり親アンケート

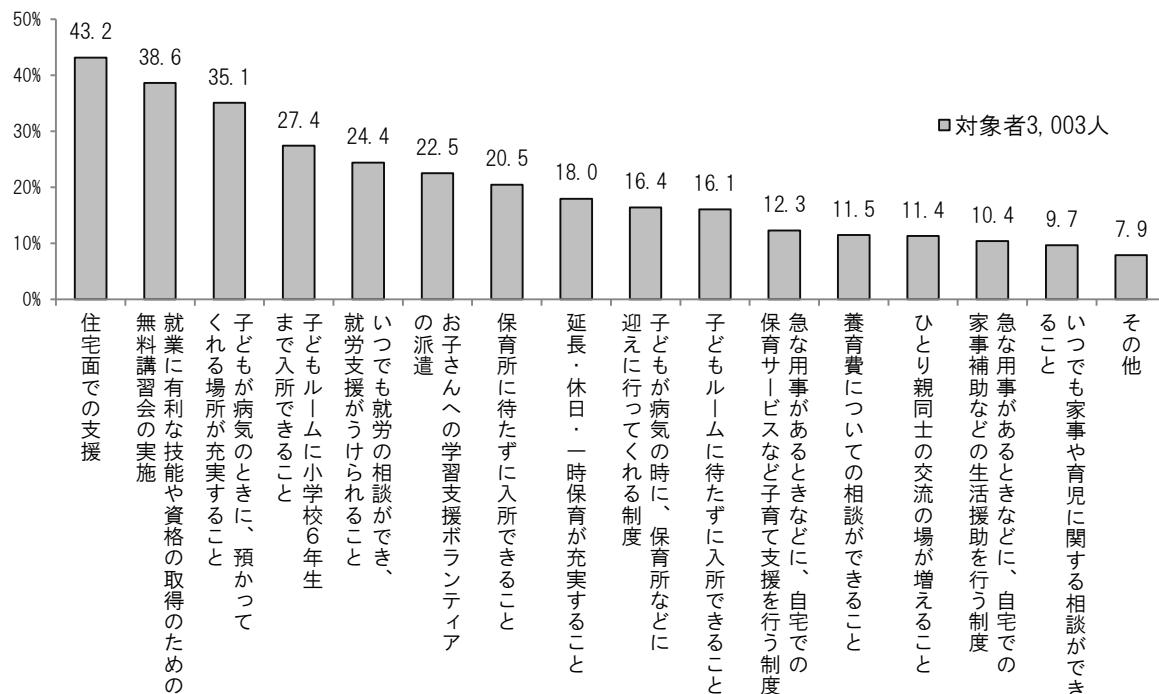
▼図表 7-4-2 未就業の理由



(4) 市に求められている取組み

○本市に求められている施策は「住宅面での支援」が43.2%、「就業に有利な技能や資格の取得のための無料講習会の実施」が38.6%、「子どもが病気のときに、預かってくれる場所が充実すること」が35.1%となっています。(図表7-5)

▼図表7-5 ひとり親家庭への支援策として市が優先的に取り組むべきこと(複数回答)



資料：千葉市H25ひとり親アンケート

(5) 子どもの貧困

○「子どもの貧困率」(17歳以下)は上昇傾向にあり、平成24年には16.3%となっています。中でも、「大人が二人以上」の世帯と比べて、「大人が一人」の世帯の方が、非常に高い水準となっています。(P125「図表11-8 子どもの貧困率(全国)」を参照)

課題

◎ひとり親家庭の状況に応じた経済的支援、就業支援、仕事と子育ての両立を支援するための子育て・生活支援のほか、生活全般の相談にきめ細かく応じるための相談・情報提供体制を充実する必要があります。

◎子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子育て家庭の生活支援、保護者に対する就業支援をする必要があります。

2 目指すべき姿

●自立に向けたきめ細やかな支援を行うことで、子どもが心身ともに健やかに成長できる社会が実現されること。

3 主な取組内容

(1) ひとり親家庭への支援

1-1 相談・情報提供の充実

①国・民間団体等関係機関の実施事業を有効活用した適切な相談体制を整備します。

(P142 相談体制の充実、母子・父子自立支援員、土日・夜間電話相談)

見直し	事業名	相談体制の充実					所管課	健全育成課
		実施内容・目標値						
現状		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
実施	方針検討	実施内容検討	見直し	継続実施	継続実施			

②制度の対象者に対し、必要な支援施策の情報をきめ細やかに提供する体制の充実・整備を図ります。

(P142 制度対象者への情報提供等、養育費に関する普及啓発・セミナーの開催)

新規	事業名	制度対象者への情報提供等					所管課	健全育成課
		実施内容・目標値						
現状		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
未実施	方針検討	実施内容検討	実施	継続実施	継続実施			

1-2 経済的な支援

①母子及び父子家庭等に対する医療費助成を実施するほか、現物給付化の実現に向け、千葉県等関係団体と協議します。

(P142 母子・父子家庭等医療費助成)

②シングルマザー・ファザーに寡婦（夫）控除をみなし適用し、保育料・子どもルーム利用料等の軽減を図ります。

(P143 保育料・子どもルーム利用料等負担軽減（みなし寡婦控除）)

1-3 就業の支援

①母子家庭等就業・自立支援センター事業として、母子家庭等の就業と自立を支援するため、就業相談員による就業相談や、ハローワークと連携した就業支援を行うとともに、資格・技能取得のための講習会等を実施します。

(P143 母子家庭等就業・自立支援センター、就業支援講習会)

②就業する際に必要な技術や資格の取得を促進するため、「高等職業訓練促進給付金」等の給付事業により就業支援を推進します。

(P143 高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金)

1-4 仕事と子育ての両立を支援するための子育て・生活の支援

①保育所等・子どもルームへの優先入所を実施するとともに、「ファミリー・サポート・センター」や「子育て短期支援事業」等の子育て支援事業に係る利用者負担の軽減を図ります。

(P143 保育所等・子どもルームへの優先入所、子育て支援事業の利用者負担軽減)

②一時的に援助が必要なひとり親家庭等に生活支援員を派遣し、家事・育児の援助等を行う日常生活支援事業を実施します。

(P143 日常生活支援)

③ひとり親家庭が直面する暮らし方・子育てなどを支援するため、各種行政サービスや法律知識をテーマにした生活支援講習会等を継続して実施するとともに、新たにお互いの悩みを打ち明け相談しあう場づくりとして、情報交換事業を実施します。

(P143 生活支援講習会、情報交換事業)



新規	事業名	情報交換事業					所管課	健全育成課
現状	実施内容・目標値							
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
未実施	方針検討	実施内容検討	実施	継続実施	継続実施			

④親から子への貧困の連鎖を防止するため、経済的に困窮した世帯の児童に対する学習支援事業を実施します。

(P143 生活困窮者自立支援事業（学習支援事業）)

⑤市の住宅施策に関する情報提供や助言を行うとともに、ひとり親家庭が市営住宅に入居する際の優遇措置を推進します。

(P143 市営住宅入居時の優遇措置の推進、民間賃貸住宅入居支援制度の推進)

1-5 母子寡婦福祉関係団体等への育成支援

①当事者団体の特性を活かした業務委託を推進し、団体の育成を図ります。

(P143 母子寡婦福祉関係団体の特性を活かした業務委託の推進)

(2) 子どもの貧困対策（基本施策 11-3 再掲）

①すべての子どもが夢と希望を持って成長していく社会の実現を目指し、国の動向を注視し、子どもの貧困対策を総合的に推進するよう検討を行っていきます。

第8章 児童虐待防止対策の充実

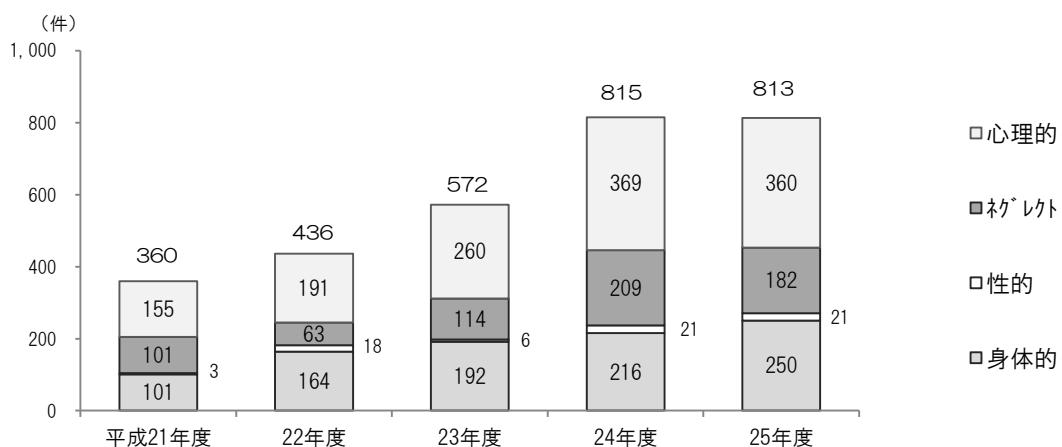
1 現状と課題

現 状

(1) 児童虐待通告対応件数の増加

○児童相談所の児童虐待通告対応件数は年々増加しており、平成21年度に比べ125.8%の増加率となっています。虐待種別としては、心理的虐待の件数が多くなっています。(図表8-1)

▼図表8-1 児童相談所の虐待通告対応件数の推移



資料：千葉市児童相談所調べ

※身体的虐待：殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束するなど

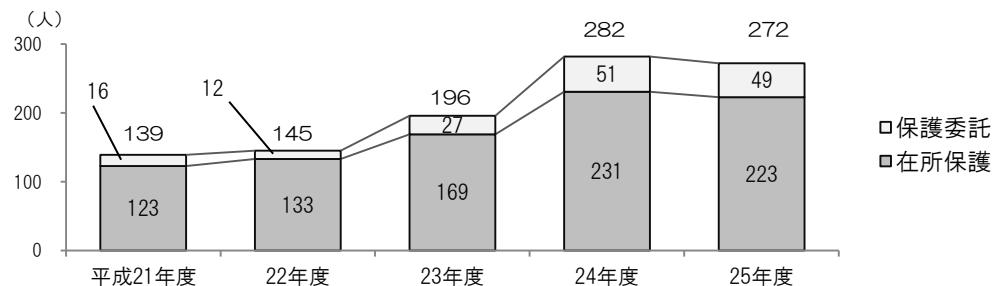
性的虐待：児童への性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなど

ネグレクト：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

心理的虐待：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、児童の目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス: DV)など

○一時保護所の保護児童数については、増加しており、平成21年度に比べ81.3%の増加率となっています。(図表8-2)

▼図表8-2 一時保護児童数の推移

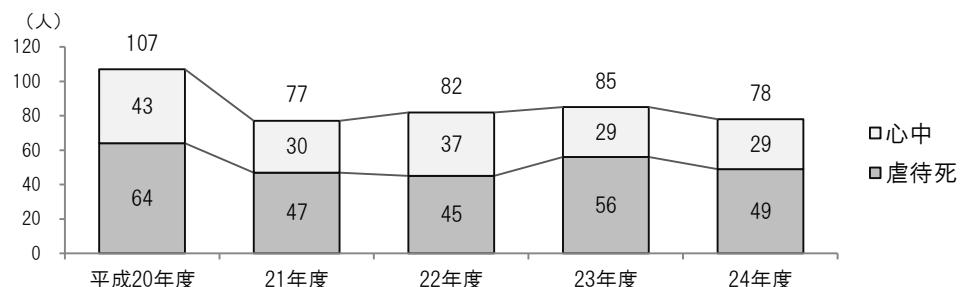


資料：千葉市児童相談所調べ

※在所保護：一時保護所への入所 保護委託：子どもの疾病や障害などの状況により、施設などで保護する

○児童虐待は、児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与え、時には、生命にかかわる、きわめて深刻な人権侵害であり、また、世代間連鎖により、次の世代にまで影響を及ぼすなど、社会全体で防止に取り組むべき問題となっています。

▼図表 8-3 虐待死亡事例数の推移（全国）



資料：厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果」第6次～第10次報告

（2）育児不安の増加（P74再掲）

○育児に言いようのない不安を覚える親の割合は、1歳6か月児や3歳児を持つ親では減少していますが、4か月児を持つ親では平成13年度14.1%から、平成23年度は16.0%となっており、増加傾向となっています。（P74「図表2-2 育児に言いようのない不安を覚える親の割合」を参照）

課題

- ◎保護者の子育てに対する不安・負担を軽減し、「暴力によらない子育て」を周知・啓発することにより、虐待を未然に防止する必要があります。
- ◎現に生じている虐待については、深刻化しないよう、早期に発見し、児童虐待通告につなげるとともに、迅速な児童の安全確認・保護、保護者指導等、早期に対応する必要があります。
- ◎児童の安全を確保しつつ、保護者への指導や家族間調整等、児童虐待の再発を防止するための支援を行う必要があります。
- ◎子どもに関わる様々な機関が、児童虐待の防止に向け、それぞれの専門性を高め、連携を図るとともに、社会全体で防止に取り組む必要があります。

2 目指すべき姿

- すべての子どもの権利と最善の利益が尊重され、「暴力によらない子育て」により、子どもが安全に、安心して育まれる社会を実現すること。

3 主な取組内容

(1) 暴力によらない子育てや児童虐待防止への協力を広く周知・啓発

1-1 市民への周知・啓発活動の実施

①社会全体で児童虐待を防止するため、防止への協力について、広く市民に対し、周知・啓発を行います。

(P144 オレンジリボンキャンペーン)

②暴力によらない子育ての実践について、先進的な心理教育プログラム等を調査・研究するとともに、プログラム指導者を養成する等、広く市民に対し、周知・啓発を行います。

(P144 児童虐待防止に向けた民間プログラムの実施、養成指導者による心理教育プログラムの市民向け講座実施、暴力によらない子育ての周知・啓発)

新規	事業名	養成指導者による心理教育プログラムの市民 向け講座実施			所管課	健全育成課
現状		実施内容・目標値				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
未実施	指導者養成	実施	継続実施	継続実施	継続実施	

(2) 発生予防から適切な保護、必要な援助に至るまでの施策の充実・組織の体制強化

2-1 早期対応に係る体制の強化

①増加する児童虐待通告に対し、児童相談所で、引き続き、24時間・365日対応していきます。

(P144 児童虐待通告受理・対応 (24時間365日体制))

②保健福祉センターにおいても、児童虐待通告に対応していきます。

(P144 保健福祉センター児童虐待通告受理・対応)

③一時保護所の個室化等、児童の処遇向上に向けた環境改善を検討します。

(P144 一時保護所環境改善)

2-2 発生予防・早期発見に関する施策の充実

①母子健康手帳交付時の面接や乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査等を通して、

子育てに不安を抱えている家庭の把握に努め、必要に応じた支援に繋げます。

(P144 母子健康手帳の交付・面接、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査)

②子育てに不安や孤立感を抱いている家庭や虐待リスクのある家庭に対し、各種相談・

訪問事業等により、育児不安や負担感の軽減を図ります。

(P144 養育支援訪問事業、育児相談、育児ストレス相談、子ども電話相談（児童相談所）、家庭児童相談、

P145 児童家庭支援センター）

③一時的に養育が困難な方の児童の預かりや、子育ての手助けをするサービスの提供

により、育児不安や負担感の軽減を図ります。

(P145 子育て短期支援事業（ショートステイ）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、一時預かり事業、

エンゼルヘルパー派遣事業、ファミリー・サポート・センター）

④子育て中の親同士が気軽に話ができる交流の場や、相談・情報提供を行う場を提供

することにより、育児不安や負担軽減を図ります。

(P145 地域子育て支援拠点事業、母親＆父親学級)

⑤保育所、幼稚園、小・中・高等学校における教職員が、早期発見の視点を持ちなが

ら、子ども一人一人をよく観察するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを活用した、学校における相談体制の充実を図ります。

(P145 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）

（3）支援の質の向上及び関係機関の連携強化

3-1 関係機関職員研修の実施

①複雑多様化する児童と家庭の状況に的確に対応するため、関係機関の職員研修を実施し、支援者の資質向上を図ります。

(P145 児童虐待防止研修)

3-2 関係機関との連携強化

①「要保護児童対策及びDV防止地域協議会」において、関係機関が方針と情報を共有し、緊密に連携して児童虐待に対応します。

(P145 要保護児童対策及びDV防止地域協議会)

②「要保護児童対策及びDV防止地域協議会」に係るケース情報等をデータベース化し、リアルタイムでの情報共有により、児童の安全確認を図ります。

(P145 要保護児童対策及びDV防止地域協議会システム導入)



事業名	要保護児童対策及びDV防止地域協議会システム導入					所管課	健全育成課	
現状	実施内容・目標値							
未実施	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	実施	継続実施	継続実施
	方針検討	実施内容検討						

第9章 社会的養護体制の充実

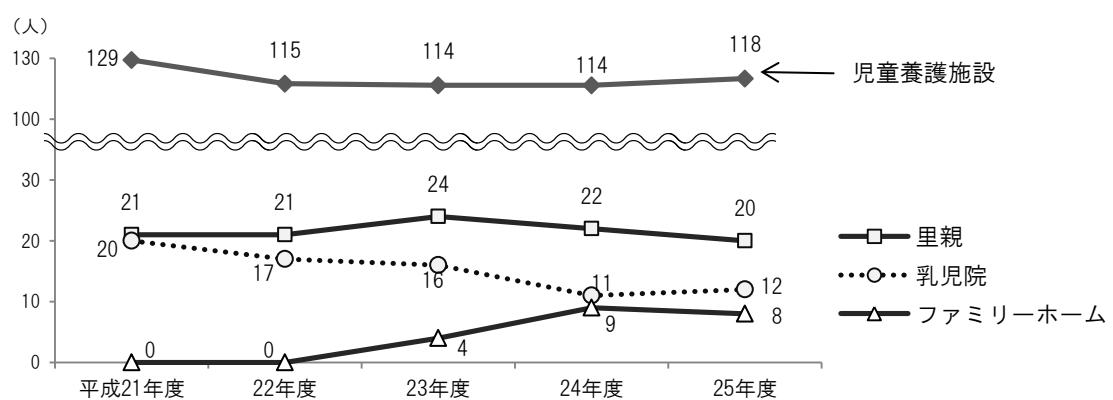
1 現状と課題

現 状

(1) 社会的養護を要する児童数の増加

○児童福祉施設等の年度末措置児童数は、平成25年度で児童養護施設が118人、乳児院が12人、里親が20人、ファミリーホームが8人となっています。(図表9-1)

▼図表9-1 児童福祉施設等 年度末措置児童数の推移



資料：千葉市健全育成課調べ（各年度末）

※児童養護施設：保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

※里親：養育里親と、4人以下の要保護児童の養育を希望する者であって養子縁組によって養親となることを希望する者などのうち都道府県知事が適当と認める者。

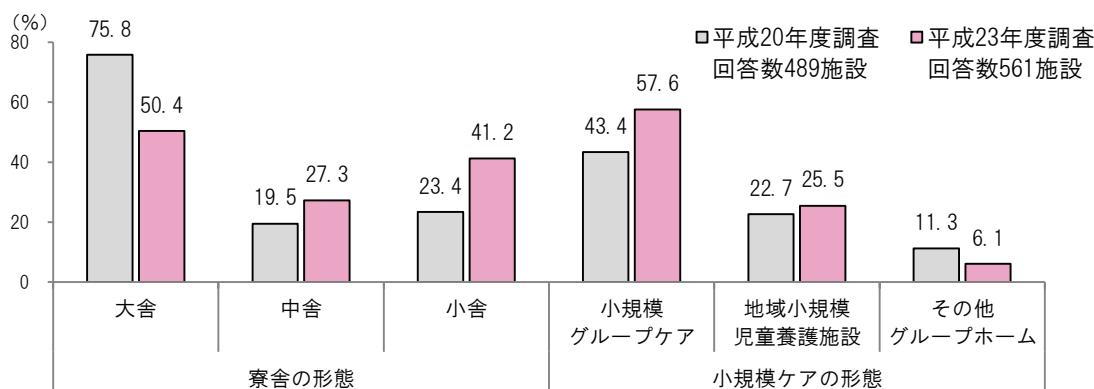
※乳児院：乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

※ファミリーホーム：要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者などの住居において養育を行う事業。

(2) 家庭的養護の推進

○施設の整備状況をみると、児童養護施設の大舍制が約7割から5割に縮小され、全体として施設の小規模化が進んでいます。(図表9-2)

▼図表9-2 各養育形態を有する施設数等の構成(全国)

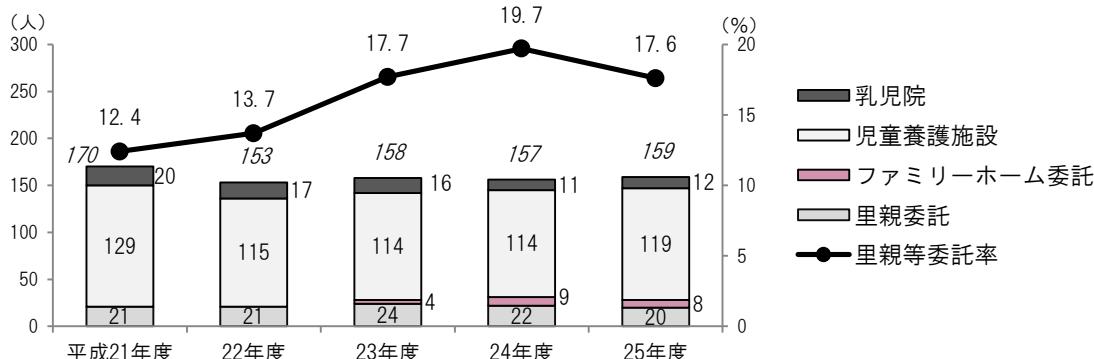


資料：厚生労働省 平成23年度社会的養護の施設整備状況調査

※大舍：定員20人以上、中舍：定員13人～19人、小舍：定員12人以下(小規模グループケアを除く)、

○里親等委託率は、平成26年3月末までに17.6%まで上昇しています。(図表9-3)

▼図表9-3 里親等委託率の推移



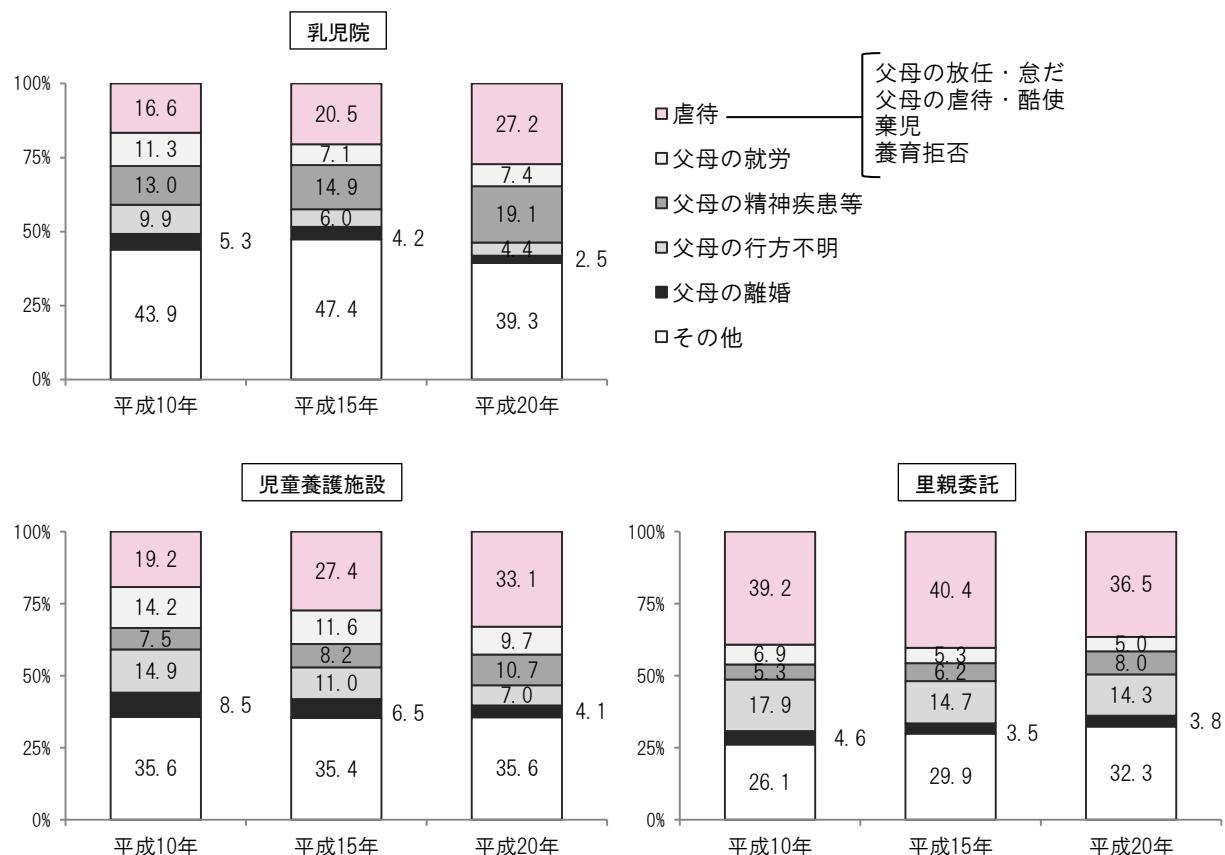
資料：千葉市健全育成課調べ(各年度末)

※里親等委託率 = $\frac{\text{里親措置児童数} + \text{ファミリー・ホーム措置児童数}}{\text{乳児院措置児童数} + \text{児童養護施設措置児童数} + \text{里親措置児童数} + \text{ファミリー・ホーム措置児童数}}$

(3) 専門的ケアが必要な児童の増加

○一般的に虐待とされる「放任・怠だ」「虐待・酷使」「棄児」「養育拒否」を合計すると、乳児院では27.2%、児童養護施設では33.1%、里親委託では36.5%多くの割合を占めており、乳児院や児童養護施設ではその割合が上昇しています。(図表9-4)

▼図表 9-4 児童養護施設等への入所理由（全国）

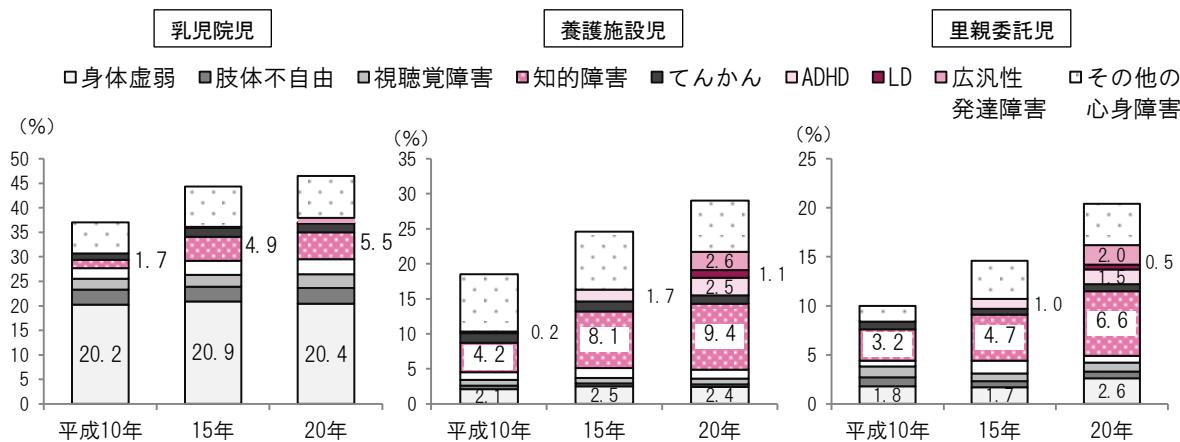


資料：厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」

※「父母の放任・怠だ」「父母の虐待・酷使」「棄児」「養育拒否」を合わせて「虐待」としている。

○乳児院児、養護施設児、里親委託児の心身の状況をみると、いずれも、知的障害や発達障害などの障害がある者の割合が高まっています。（図表 9-5）

▼図表 9-5 養護施設児等の状況【心身の状況】（全国）



資料：厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」

※ADHD（注意欠陥多動性障害）は平成 15 年より、広汎性発達障害と LD（学習障害）は平成 20 年より調査。それまでは「その他の心身障害」に含まれていた可能性がある。

課題

- ◎児童が健全に育まれ、自立していくためのより家庭的な養護を推進するため、里親やファミリーホームへの委託率向上と施設における養育単位の小規模化を図る必要があります。
- ◎被虐待による児童の発達の問題等、複雑・多様化する個々の児童の問題に対応するため、里親等に対する各種研修の開催等、専門的なケアの充実を図る必要があります。
- ◎就職又は進学等により、施設を退所後の児童で生活が不安定な者に対しては、継続的に自立を支援する必要があります。

2 目指すべき姿

●社会的養護の必要な児童が健全に育まれ、自立していくため、可能な限り家庭的な環境において、安定した人間関係の下で育てることができる社会を実現すること。

3 主な取組内容

(1) 家庭的養護の推進

1-1 里親・ファミリーホーム制度の推進

- ①家庭的養護を推進するため、NPO等と協働で、団体の企画提案を取り入れながら、市民向けの大規模な広報等を行うことにより、里親やファミリーホームの担い手を確保し、制度の推進を図ります。

(P145 NPO等との協働による里親・ファミリーホームの担い手の確保)

新規	事業名	NPO等との協働による里親・ファミリーホームの担い手の確保	所管課	健全育成課 児童相談所
現状	実施内容・目標値			
未実施	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	実施内容検討	実施	継続実施	継続実施

②家庭的養護を推進するため、養育者の住居で家庭的な雰囲気のもと、児童の自立への支援を行うファミリーホームを増設します。

(P145 ファミリーホームの増設)

拡充

事業名	ファミリーホームの増設					所管課	健全育成課
現状	実施内容・目標値						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
3施設	4施設	4施設	4施設	4施設	4施設		

1-2 児童養護施設等の小規模化

①児童養護施設・乳児院の処遇単位の小規模化（地域小規模児童養護施設の建設・小規模グループケア）に向けた整備を図ります。

(P145 児童養護施設の小規模化、乳児院の小規模化)

事業名	児童養護施設の小規模化 乳児院の小規模化					所管課	健全育成課
現状	実施内容・目標値						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
児童養護施設	35% (44/126)	35% (44/126)	57% (74/130)	57% (74/130)	57% (74/130)	57% (74/130)	57% (74/130)
乳児院	0% (0/20)	0% (0/20)	0% (0/20)	100% (20/20)	100% (20/20)	100% (20/20)	100% (20/20)

（全定員に占める地域小規模児童養護施設・小規模グループケアの割合）

(2) 専門的なケアの充実、児童の自立支援

2-1 専門的なケアの充実

①里親等への研修を充実し、個々の児童の養育の質を高めます。

(P145 里親等研修の充実)

2-2 児童の自立支援

①施設等を退所し、就職する児童等が共同で生活し、児童等に対して日常生活上の援助や生活指導・就業の支援を行う自立援助ホームを設置します。

(P145 自立援助ホームの設置)

新規

事業名	自立援助ホームの設置					所管課	健全育成課
現状	実施内容・目標値						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所設置		

○児童養護施設等を退所した児童の援助の在り方について、関係機関と協議・検討します。

(P145 児童養護施設等退所児童支援)

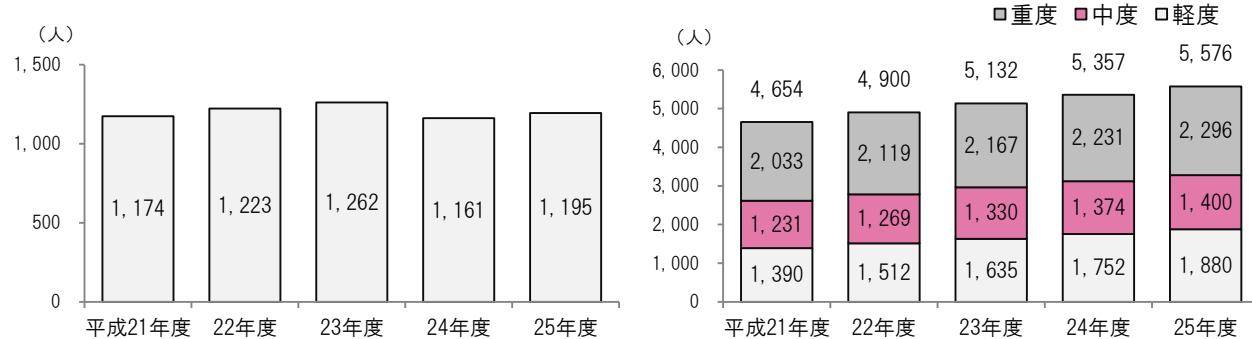
第10章 障害児に対する支援の充実

1 現状と課題

現 状

- 身体障害者手帳所持者の数はほぼ横ばいで推移しています。(図表10-1)
- 療育手帳所持者の数は増加傾向にあり、平成21年度から922人の増加となっています。(図表10-2)

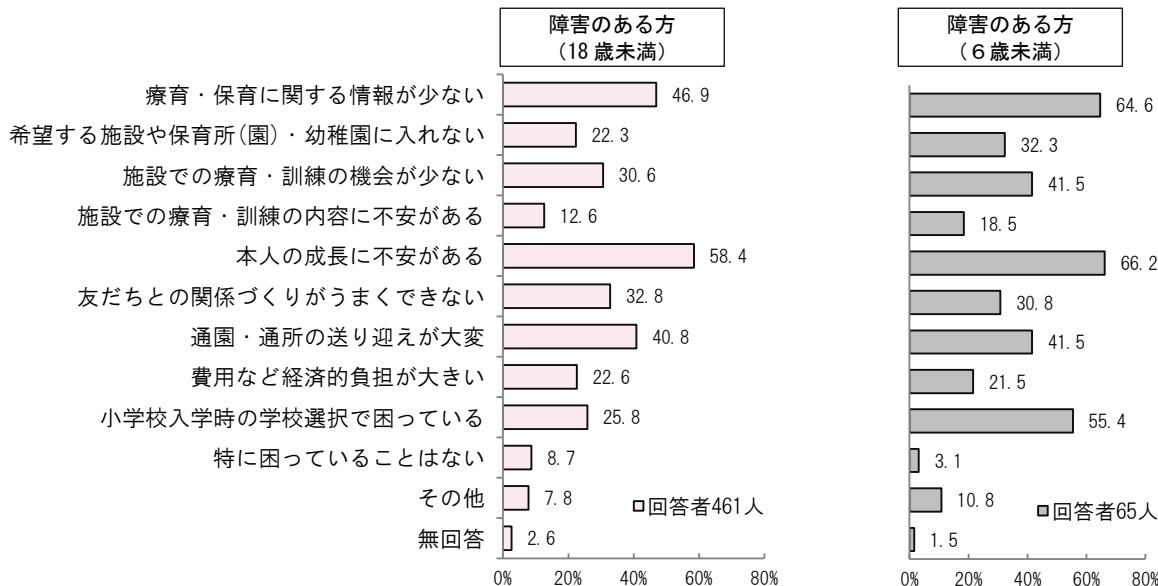
▼図表10-1 身体障害者手帳所持者数（18歳未満）の推移 ▼図表10-2 療育手帳所持者数（18歳未満）の推移



資料：千葉県統計情報（各年度3月31日）

- 身体障害・知的障害児の保護者等のうち58.4%が子どもの成長に不安を感じています。(図表10-3)
- 身体障害・知的障害のある小学校就学前児童の保護者等のうち32.3%が、希望する施設や保育所・幼稚園に入れないと回答しています。(P34「図表1-10-1 障害児の利用施設等（複数回答）」を参照)

▼図表10-3 療育・保育について困っていること（複数回答）



資料：「千葉市障害者計画・障害福祉計画策定に係る実態調査報告書（平成25度）」

課題

- ◎適切な時期に、障害児一人一人のニーズに応じた療育や教育等を行う必要があります。
- ◎障害児に集団生活の場を提供し、心身の発達や社会生活に必要な基礎的能力を養うため、障害児が教育・保育を円滑に利用できる体制の確保を図る必要があります。(別紙再掲)
- ◎そのためには、受入れに必要な職員配置等の体制を整えるとともに、教育・保育施設等における職員の専門知識や技能の向上を図る必要があります。(別紙再掲)
- ◎また、受入施設と市関係部門、専門機関等との連携を強化し、受入施設を支援する体制を構築するとともに、小学校教育への円滑な接続を図る必要があります。(別紙再掲)

2 目指すべき姿

- 障害の程度に応じた、療育・教育等の支援を受けることができるここと。

3 主な取組内容

(1) 障害の早期発見・早期療育の体制整備

- ①乳幼児期における障害の早期発見・早期療育のため、療育センター等での検査・判定機能の充実を図るとともに、関連機関との連携により、ペアレントトレーニングなどを通じて、障害児の保護者に対する支援を強化します。

(P147 療育センター運営事業、P147 大宮学園運営事業、桜木園運営事業、発達障害者支援センター運営)

(2) 障害児に対する教育・保育等の提供 (基本施策1-6再掲)

- 2-1 教育・保育施設等における障害児の受入れの促進 (P54 再掲)
- 2-2 放課後児童クラブにおける障害児の受入れの促進 (P54 再掲)
- 2-3 障害児保育・特別支援教育に関する知識や技能の向上 (P54 再掲)
- 2-4 障害児保育・特別支援教育実施施設に対する支援 (P54 再掲)

(3) 障害児支援の充実

- ①障害児に対し、療育センターの専門的療育の充実を図るとともに、児童発達支援などの各種サービスの実施体制を強化します。

(P147 障害児通所支援事業、障害児等療育支援事業、トイライブラー運営事業)

第11章 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援

1 現状と課題

現 状

(1) 子ども・若者をめぐる問題の深刻化

○ひきこもりが全国で69.6万人と推計されており、多くの子ども・若者が悩みを抱えている状況がうかがえます。(図表11-1)

▼図表11-1 「ひきこもり群」の定義と推計数(全国)

	有効回収数に占める割合	全国の推計数(万人)	
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.40% (13人)	15.3	狭義のひきこもり 23.6万人(注4)
自室からは出るが、家からは出ない	0.09% (3人)	3.5	
自室からほとんど出ない	0.12% (4人)	4.7	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する	1.19% (39人)	46.0万人	準ひきこもり
計	1.79% (59人)	69.6万人	広義のひきこもり

資料：内閣府 平成21年度 若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)

注1：15～39歳の5,000人を対象として3,287人(65.7%)から回答を得た。

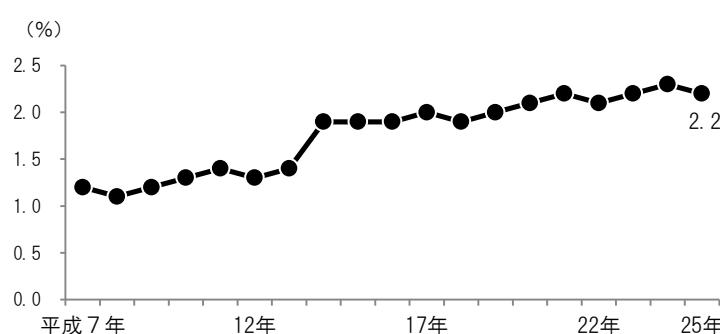
注2：上記ひきこもり群に該当する状態となって6カ月以上の者のみを集計。「現在の状態のきっかけ」で統合失調症または身体的な病気と答えた者、自宅で仕事をしていると回答した者、「ふだん自宅にいるときによくしていること」で「家事・育児をする」と回答した者を除く。

注3：全国の推計数は、有効回収数に占める割合に、総務省「人口推計」(2009年)における15～39歳人口3,880万人を乗じたもの。

注4：狭義のひきこもり23.6万人は、厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」における推計値25.5万世帯とほぼ一致する。

○雇用環境の大きな変化により、15～34歳の人口における若年無業者(注1)の割合は、平成14年以降緩やかな上昇傾向にあります。(図表11-2)

▼図表11-2 15～34歳人口に占める若年無業者の割合(全国)



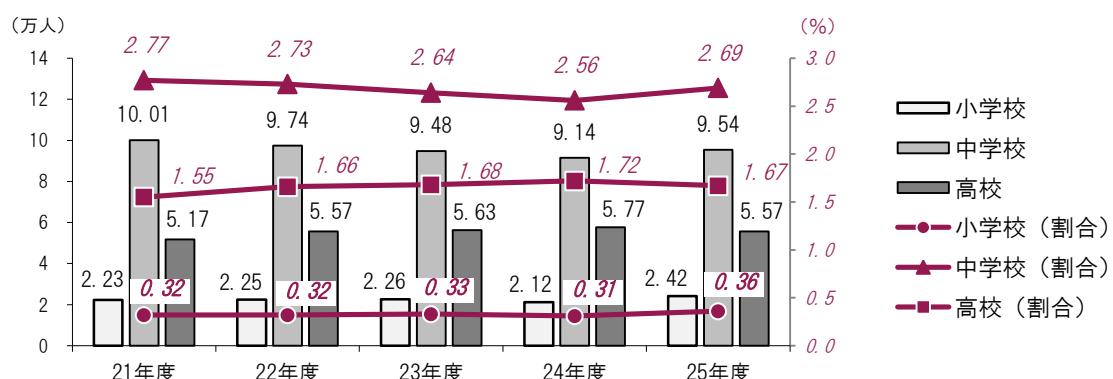
資料：総務省 労働力調査

注1：ここでいう若年無業者とは、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。

注2：平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

○不登校の子どもは、小学校ではほぼ横ばい、中学校では減少傾向、高校では増加傾向になっています。(図表11-3)

▼図表11-3 不登校児童生徒数の推移(全国)



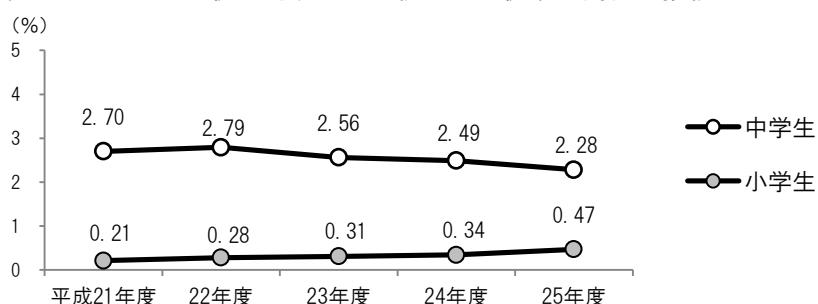
資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

注1：ここでいう不登校児とは、年度間に連続又は断続して30日以上欠席した子どものうち不登校を理由とする者。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、子どもが登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものを除く）をいう。

注2：調査対象は、国公私立の小学校・中学校・高校（中学校には中等教育学校前期課程を含む）

○千葉市内の全児童生徒数に対する不登校児童生徒の割合は、中学生は減少傾向にあります、小学生は増加傾向にあります。(図表11-4)

▼図表11-4 全児童生徒に対する不登校児童生徒数の割合の推移

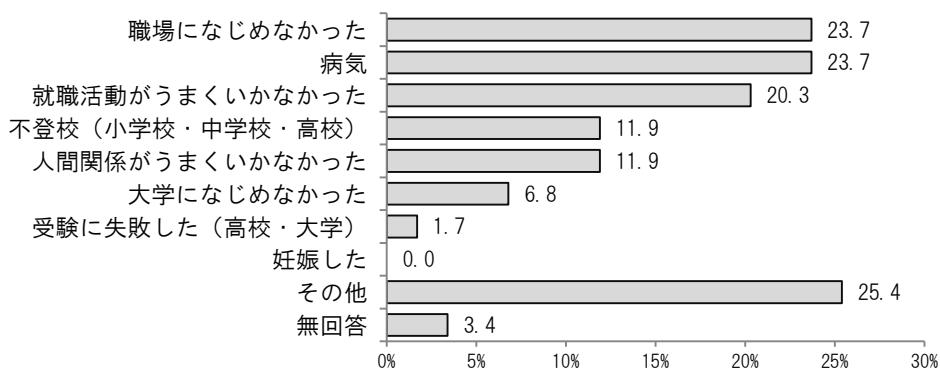


資料：千葉市教育委員会調べ

○ひきこもりになったきっかけは、病気のほか、仕事や就職に関するものが多くなっていますが、小・中・高校での不登校もひきこもりのきっかけになっています。

(図表11-5)

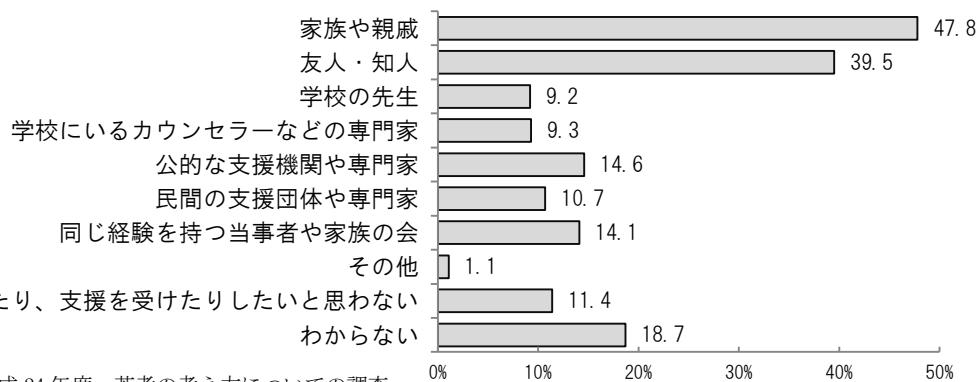
▼図表11-5 ひきこもりになったきっかけ(複数回答)(全国)



資料：内閣府 平成21年度 若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)

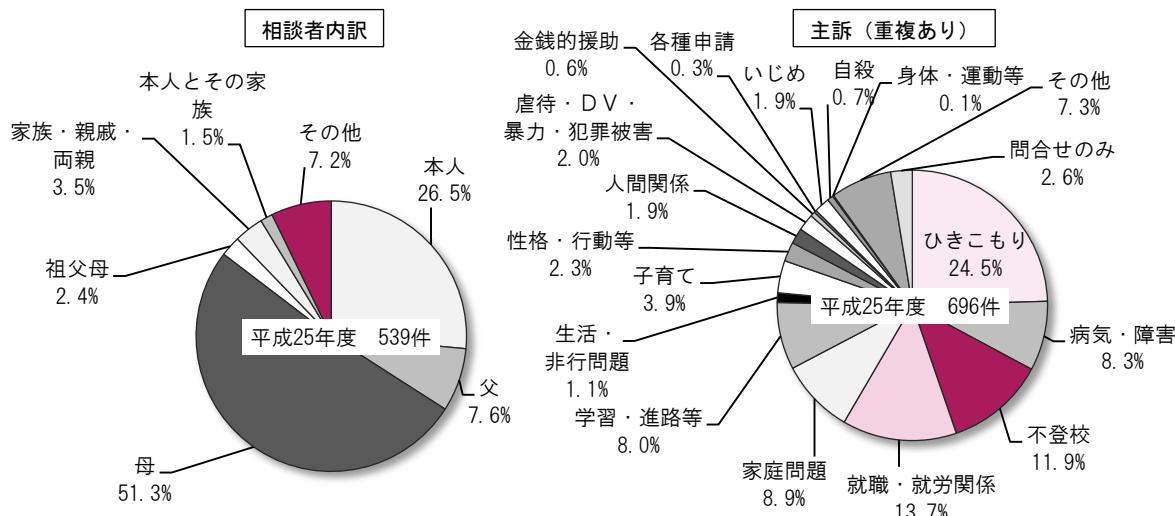
- 子ども・若者にとって相談しやすい、支援を受けやすい機関・人は、「家族や親戚」が47.8%で最も多くなっています。(図表11-6)
 本市の「子ども・若者総合相談センター(Link)」への相談者は、母親が最も多くなっています。(図表11-7)

▼図表11-6 社会生活や日常生活を円滑に送ることができないときに相談したり支援を受けたりしやすいと感じる機関や人(複数回答)(全国)



資料：内閣府 平成24年度 若者の考え方についての調査

▼図表11-7 千葉市子ども・若者総合相談センター「Link(リンク)」の相談状況

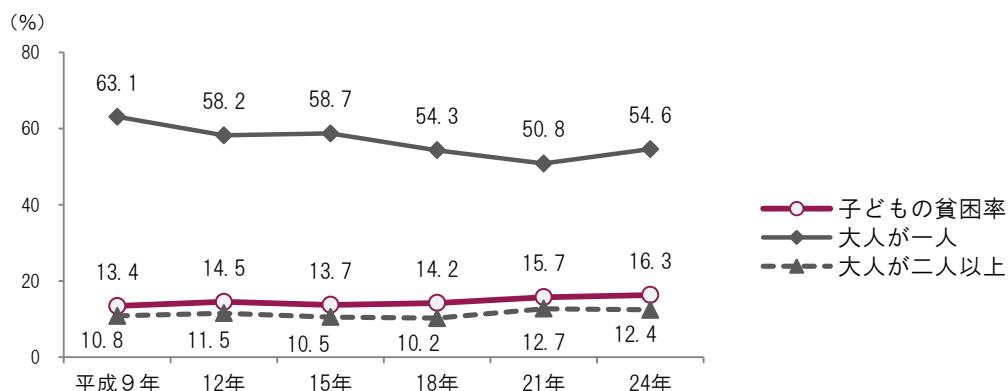


資料：平成25年度千葉市子ども・若者総合相談センター「Link(リンク)」統計資料

(2) 子どもの貧困

○「子どもの貧困率」(17歳以下)は上昇傾向にあり、平成24年には16.3%となっています。中でも、「大人が二人以上」の世帯と比べて、「大人が一人」の世帯の方が、非常に高い水準となっています。(図表11-8)

▼図表11-8 子どもの貧困率(全国)



資料：厚生労働省 平成25年国民生活基礎調査

※子どもの貧困率：平成24年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は122万円となっており、貧困線に満たない世帯で暮らす17歳以下の割合を言う。

※子どもがいる現役世帯：世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯

課題

- ◎子ども・若者が抱える問題は多様化しているため、教育・医療・福祉などの様々な分野の関係機関が連携した総合相談窓口を運営する必要があります。
- ◎学校中退・卒業などにより環境が変わっても、支援できる体制づくりをする必要があります。
- ◎地域と連携しながら支援を行うため、地域の青少年育成団体や福祉団体等に、困難を有する子ども・若者の問題を理解してもらうよう啓発する必要があります。
- ◎困難を有する子ども・若者にとってもっとも相談しやすい相手は家族であることから、本人の社会的自立のためには、家族に対する支援をする必要があります。
- ◎子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子育て家庭の生活支援、保護者に対する就業支援をする必要があります。

2 目指すべき姿

- 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者が、社会との関わりをもち、自立した生活を営めるようにすること。

3 主な取組内容

(1) 支援体制・支援内容の充実

1-1 子ども・若者支援協議会の開催及び拡充

①「子ども・若者支援協議会」(代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議)を開催し、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、効果的かつ円滑な支援を行います。

(P148 子ども・若者支援協議会)

②構成機関を拡充し、必要な情報交換を行うとともに、支援内容に関する協議を行い、相談者のニーズに応じたよりきめ細やかな支援を行います。

(P148 子ども・若者支援協議会)

拡充	事業名	子ども・若者支援協議会					所管課	健全育成課 青少年サポーターセンター
現状	実施内容・目標値						所管課	健全育成課 青少年サポーターセンター
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度			
26構成機関	26構成機関	27構成機関	27構成機関	28構成機関	28構成機関			

1-2 子ども・若者総合相談センターの運営及び拡充

①支援機関の拡充を図るとともに、相談が多い就学・就労に関する機関・団体との連携を強化します。

②電話相談・来所相談だけでなく、訪問相談・同行支援など相談者のニーズに応じた支援を行います。

(P148 子ども・若者総合相談センター運営事業)

③相談者のニーズに対し、スムーズな支援を行うことができるようになりますため、相談員を増員するとともに、日曜開庁日を増やします。

(P148 子ども・若者総合相談センター運営事業)

④困難を有する子ども・若者及びその家族が抱える問題に適切に対応できるようにするため、相談員のスキルアップを図ります。

(P148 子ども・若者総合相談センター運営事業)

⑤相談者が受けている支援内容をデータベース化するとともに、相談者に対しアンケートを実施し、支援体制の改善及び支援内容の充実を図ります。

(P148 子ども・若者総合相談センター運営事業)

拡充	事業名	子ども・若者総合相談センター運営事業		所管課	青少年サポートセンター	
	現状	実施内容・目標値				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
実施	日曜開庁検討	実施	継続実施	継続実施	継続実施	

(2) 地域で支える環境づくり及び立ち直り支援

2-1 小・中・高校・大学及び地域への啓発

- ①小・中・高校・サポート校や大学に対し、子ども・若者総合相談事業の啓発を強化し、支援が必要になった児童・生徒・学生に対して早期に対応できるようにします。

(P148 子ども・若者総合相談センター運営事業)

- ②地域の青少年育成団体や福祉団体等に対し、子ども・若者総合相談事業の啓発を強化し、地域と一体となり困難を有する子ども・若者及びその家族を支援します。

(P148 子ども・若者総合相談センター運営事業)

2-2 課題を抱えている児童生徒及び無職少年等に対する立ち直り支援

- ①関係機関・団体等と連携を図りながら、課題を抱えている児童生徒、無職少年等に対し、立ち直りに向けての支援を行います。

(P148 青少年サポート事業)

2-3 ニート・ひきこもり・不登校にある子ども・若者及びその家族に対する支援

- ①ニート・ひきこもり・不登校にある子ども・若者に対し社会的自立を促すため、地域の青少年育成団体、福祉機関等の関係機関が支援を行います。

(P148 青少年育成委員会活動事業、ひきこもり地域支援センターの創設、適応指導教室、家庭訪問相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)

- ②ニート・ひきこもり・不登校にある子ども・若者を支える家族に対し、本人との関わり方に関する助言・アドバイスを行うなど、支援機関と連携して支援を行います。

(P148 子ども・若者総合相談センター運営事業、ひきこもり家族セミナー)

(3) 子どもの貧困対策

- ①すべての子どもが夢と希望を持って成長していくける社会の実現を目指し、国の動向を注視し、子どもの貧困対策を総合的に推進するよう検討を行っていきます。

事業一覧

基本施策1 子ども・子育て支援

(1) 教育・保育の提供

番号	主な新規拡充	事業名	事業内容	所管課
101	☆	教育・保育施設による保育の「量」の拡充	確保方策に基づき、認定こども園及び保育所による保育の「量」の拡充を図ります。(確保方策：P40 参照)	保育支援課
102	☆	地域型保育事業による保育の「量」の拡充	確保方策に基づき、地域型保育事業による保育の「量」の拡充を図ります。(確保方策：P40 参照)	保育支援課
103		保育ルーム助成事業	認可外保育施設のうち助成基準を満たし保育ルームと認定した施設に、保育に欠ける児童が入所した場合に、その保育料の軽減と保育の向上のため、入所児童数に応じて助成します。	保育運営課
104		先取りプロジェクト認定保育施設事業	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たす認可外保育施設を「先取りプロジェクト認定保育施設」として認定し、事業費を補助します。	保育運営課
105		長時間預かり保育事業補助	保育需要の拡大に対応するとともに、保護者の子育てを支援するため、私立幼稚園が実施する長時間預かり保育に係る経費に対する補助金を交付します。	こども企画課

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供

番号	主な新規拡充	事業名	事業内容	所管課
106	☆	放課後児童クラブ(子どもルーム)	保護者が労働等により屋間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ります。(確保方策：P42 参照)	健全育成課
107	☆	時間外保育(延長保育)事業	認定こども園、保育所及び地域型保育事業所において、保育認定を受けた子どもに対し通常の利用時間以外の時間に保育を実施します。(確保方策：P42 参照)	保育運営課
108	☆	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。(確保方策：P43 参照)	こども企画課 保育運営課
109	☆	ファミリー・サポートセンター	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。(確保方策：P44 参照)	保育支援課
110	☆	病児・病後児保育事業	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時に保育等を行います。(確保方策：P44 参照)	保育支援課
111	☆	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。(確保方策：P45 参照)	保育支援課
112	☆	利用者支援事業(子育て支援コンシェルジュ)	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。(確保方策：P45 参照)	保育支援課

番号	主な新規拡充	事 業 名	事 業 内 容	所 管 課
113	☆	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に短期入所させ、必要な保護を行います。（確保方策：P46 参照）	健全育成課
114	☆	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	保護者の就労等の理由により、夜間や休日に家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な保護を行います。（確保方策：P46 参照）	健全育成課
115	☆	妊婦健康診査	妊娠期の健康管理を行うため、医療機関等に委託し妊娠中に健康診査を実施するとともに、受診率の向上を目指します。（確保方策：P47 参照）	健康支援課
116	☆	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月未満の乳児のいる全家庭に対し、地域保健推進員や保健師等が訪問し、健康状態の確認、健康や子育てに関する相談、子育て支援に関する情報提供を行います。（確保方策：P47 参照）	健康支援課
117	☆	養育支援訪問事業	様々な原因で強い育児不安・育児ストレスや孤立感を抱える家庭や乳幼児健康診査未受診家庭に対し、養育支援員が家庭訪問し、具体的な子育てに関する相談、指導、助言及び乳幼児健康診査の受診勧奨等を実施します。（確保方策：P48 参照）	健康支援課
再掲 (816)		要保護児童対策及びDV 防止地域協議会	児童虐待・DVを防止するため、関係機関・団体等が要保護児童等の情報を共有し、支援内容を協議します。	健全育成課
再掲 (817)	☆	要保護児童対策及びDV 防止地域協議会システム導入	ケース情報等をデータベース化し、リアルタイムでの情報共有により、児童の安全確保を図ります。	健全育成課
118	☆	実費徴収に対する補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。	保育運営課
119	☆	多様な主体の参入を促進する事業	教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。	保育運営課

(3) 認定こども園の普及促進

番号	主な新規拡充	事 業 名	事 業 内 容	所 管 課
120		私立幼稚園及び民間保育園に対する認定こども園移行支援	私立幼稚園及び民間保育園に対し、認定こども園の意義に関する周知を図るとともに、移行の際の留意事項等を整理し、移行を希望する事業者の円滑な移行を支援するための相談受付体制を整備します。	こども企画課 保育支援課
121		公立認定こども園における施設運営に係る調査・研究	平成27年度に公立保育所2か所をモデル的に認定こども園に移行し、教育・保育の実践例など、具体的な施設運営に係る調査・研究を行い、教育・保育施設（新制度に移行しない幼稚園を含む）とのノウハウの共有を図ります。	保育支援課 保育運営課
122		認定こども園に関する保護者に対する普及啓発	公立・民間の認定こども園における実践例を踏まえつつ、保護者等に対する周知・広報を行い、認定こども園の意義や子どもにとってのメリットの浸透を図ります。	こども企画課

番号	主な新規拡充	事業名	事業内容	所管課
123		私立幼稚園の認定こども園移行のための施設整備・改修補助	国の補助制度を活用し、私立幼稚園が認定こども園に移行する際に必要となる施設整備費用や改修費用に対する補助金を交付します。	保育支援課

(4) 幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）

番号	主な新規拡充	事業名	事業内容	所管課
124		千葉市幼・保・小関連教育推進協議会の実施	指定推進校を中心としたモデル事業の実施により、認定こども園、幼稚園、保育所と小学校における子ども同士の交流や、職員同士の交流を促進します。	指導課
125	☆	幼保小連携に関する協議の場の設置	市関係部門及び教育・保育関係団体等による協議の場を設置し、教育・保育施設の立場から、幼保小連携に係る具体的な課題について検討します。	こども企画課

(5) 教育・保育等の「質」の確保・向上

番号	主な新規拡充	事業名	事業内容	所管課
126		公立保育所職員研修事業	公立保育所（認定こども園を含む）における職種別研修や非常勤職員に対する計画的な研修を実施し、必要な知識や技能の習得を促進します。	保育運営課
127		千葉市民間保育園協議会研修補助事業	千葉市民間保育園協議会が会員を対象として実施する研修等の実施を支援するための補助金を交付し、必要な知識や技能の習得を促進します。	保育運営課
128		千葉市幼稚園協会研修等補助事業	千葉市幼稚園協会が会員を対象として開催する研修等の実施を支援するための補助金を交付し、必要な知識や技能の習得を促進します。	こども企画課
129	☆	保育所・幼稚園等合同研修事業	施設の種別を超えた合同研修を実施し、教育・保育の質の向上を図るとともに、職員間の交流や知識・ノウハウの共有を促進します。	保育運営課
130		保育士等の自己評価の実施	保育所における保育士の自己評価を実施するとともに、その実績を活用して、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所における自己評価の取組みを促進します。	保育運営課
131		市内短期大学との連携による教育・保育人材の質向上策の検討	相互連携協定を提携した市内短期大学と連携し、教育・保育人材の資質向上策を検討します。	こども企画課 保育運営課
132		保育教諭確保のための保育士資格取得補助事業	幼保連携型認定こども園に配置する「保育教諭」を確保するため、職員の保育士資格取得を推進する私立幼稚園に対し、単位取得のための受講料及び代替職員の雇用費用を補助します。	こども企画課
133		保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得補助事業	幼保連携型認定こども園に配置する「保育教諭」を確保するため、職員の幼稚園教諭免許状取得を推進する民間保育園に対し、単位取得のための受講料及び代替職員の雇用費用を補助します。	保育運営課

番号	主な新規拡充	事業名	事業内容	所管課
134		認可外保育施設保育士資格取得支援事業	認可外保育施設が認可保育所に移行すること等によって必要となる保育士を確保するため、職員の保育士資格取得を推進する施設に対し、単位取得のための受講料及び代替職員の雇用費用を補助します。	保育運営課
135		潜在保育士の再就職支援研修	潜在保育士を対象とした研修を実施し、市内の保育所等への再就職を促進します。	保育運営課
136		保育士養成施設に対する採用PR	県内外の保育士養成施設の在校生・卒業生に対するPR活動を強化し、市内の教育・保育施設（新制度に移行しない私立幼稚園を含む）や地域型保育事業所への就職を促進します。	保育運営課
137		市内保育所等に勤務する保育士資格保有者の保育所等の優先利用	市内の保育所等に就労予定の保育士資格保有者について、保育所等利用選考における優先度を高め、保育現場への就労を促進します。	保育運営課
138	☆	子育て支援員による人材確保	国において平成27年度から創設予定の「子育て支援員（仮称）」制度により、子育て経験豊かな主婦等を活用して、地域型保育事業等に従事する人材の確保を図ります。	保育運営課
139		産休代替職員補助事業	教育・保育施設等に勤務する職員の出産や疾病等による離職を抑制するとともに、当該職員が休暇を取得している間の施設の負担を軽減するため、代替職員の雇用に係る費用に対する補助金を交付します。	保育運営課
140		市内短期大学との連携による教育・保育人材の確保策の検討	相互連携協定を提携した市内短期大学と連携し、教育・保育人材の確保策を検討します。	こども企画課 保育運営課
141		1・2歳児に係る職員配置の上乗せ	保育所及び認定こども園において、1・2歳児に係る職員配置基準を国基準の6：1から5：1に上乗せし、保育士の加配に必要な費用を補助します。	保育運営課
142		認可に当たっての外部の専門家・有識者による審査	教育・保育施設及び地域型保育事業の認可に当たり、外部の専門家・有識者による附属機関（社会福祉審議会・児童福祉専門分科会設置認可部会）による審査を行い、適切な施設運営の確保を図ります。	こども企画課 保育支援課
143		施設に対する定期監査	教育・保育施設及び地域型保育事業所等に対する定期的な監査を実施し、適切な運営の確保を図ります。	監査指導室 保育支援課 保育運営課
144	☆	施設に対する巡回指導	教育・保育施設及び地域型保育事業所等に対する市嘱託職員による巡回指導を実施し、適切な運営の確保を図ります。	保育運営課
145		運営に関する自己評価の実施	教育・保育施設（新制度に移行しない私立幼稚園を含む）及び地域型保育事業所における運営に関する自己評価を実施し、適切な運営の確保を図ります。	保育運営課
146		運営に関する関係者評価・第三者評価の実施促進	教育・保育施設（新制度に移行しない私立幼稚園を含む）及び地域型保育事業所における運営に係る関係者評価・第三者評価の実施を促進し、適切な運営の確保を図ります。	保育運営課
147		子どもルーム指導員・補助指導員研修	指導員及び補助指導員に対する計画的な研修を実施し、必要な知識や技能の習得を促進します。	健全育成課
148		保育士資格・小中学校等教諭免許状保有者に対する採用PRによる子どもルーム指導員の確保	保育士資格や小中学校等教諭免許状の保有者等に対する積極的な採用PRを行い、指導員の確保を図ります。	健全育成課

番号	主な新規拡充	事業名	事業内容	所管課
149		主婦等に対する採用PRによる子どもルーム補助指導員の確保	子育て経験豊かな主婦等に対する積極的な採用PRを行い、補助指導員の確保を図ります。	健全育成課
150		子どもルームに対する定期巡回指導等	子どもルームに対する定期的な巡回指導を行うとともに、民間クラブに対して必要に応じて立ち入りを行うなど、適切な運営の確保を図ります。	健全育成課
151		高学年に対する保育内容の検討	国が提示する予定の新たなガイドラインの内容を踏まえつつ、新たに受け入れ対象となる高学年について、低学年との発達段階の違いを考慮した保育内容を検討します。	健全育成課
再掲 (603)		一体型の放課後子ども教育・子どもルームの整備	(再掲) 番号 603 参照	生涯学習振興課 健全育成課
152		児童の処遇改善のための補助金	認定こども園、保育所、私立幼稚園（新制度に移行した園に限る）、地域型保育事業に対し、児童の処遇の向上を図るために、各種補助金を交付します。	保育運営課
153		幼稚園教育振興のための補助金	幼稚園教育の振興を図るため、私立幼稚園に対し、各種補助金を交付します。	こども企画課

(6) 障害児に対する教育・保育等の提供

番号	主な新規拡充	事業名	事業内容	所管課
154	☆	障害児保育の実施	原則としてすべての認定こども園、保育所及び地域型保育事業所において、障害児の受け入れが可能な体制を整えます。	保育運営課
155		障害児保育・特別支援教育補助	障害児を受け入れる教育・保育施設及び地域型保育事業所に対し、障害児保育・特別支援教育の実施に必要な職員配置に係る経費に対する補助金を交付します。	保育運営課
156		私立幼稚園特別支援教育事業補助	障害児の就園機会の拡大と保護者負担の軽減を図るために、私立幼稚園（新制度に移行する園を除く）が実施する特別支援教育事業に対し、補助金を交付します。	こども企画課
157		放課後児童クラブにおける障害児の受け入れ	原則としてすべての子どもルームにおいて、障害児の受け入れが可能な体制を整えます。	健全育成課
158		障害児保育・特別支援教育に関する研修	すべての教育・保育施設（新制度に移行しない私立幼稚園を含む）及び地域型保育事業所が参加可能な研修を実施し、専門知識の習得や技能の向上を図ります。	保育運営課
159	☆	障害児保育等に係る巡回相談	障害児保育・特別支援教育を実施する教育・保育施設及び地域型保育事業所を市嘱託職員が巡回し、障害児の経過観察、職員への助言・指導等を行います。	保育運営課
160	☆	障害児保育・特別支援教育に関する協議の場の設置	市関係部門、障害児受入施設、専門機関、市内大学等の相互連携を強化するための協議の場を設置し、障害の早期発見・早期支援、専門的助言・指導など、障害児保育・特別支援教育の充実を図ります。	こども企画課 保育運営課

(7) 出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進

番号	新規 拡充	事 業 名	事 業 内 容	所 管 課
161		ワーク・ライフ・バランスに係る普及啓発	市民や家庭を対象とした講座やセミナーを開催するほか、啓発冊子の活用等により、ワーク・ライフ・バランスについて幅広く普及・啓発を図ります。	男女共同参画課
162		男性の育児休業取得促進奨励金	男性の育児休業取得を促進するため、育児休業を取得した市内の中小企業に勤務する男性と雇用主に奨励金を支給します。	保育支援課
163		男性の子育て支援事業	男性の子育て支援を促進するため、他の団体等とも連携し、男性の家事、育児に関する講座、イクメンイベント等を開催します。また、インターネットを活用し、育児にかかわる父親同士のネットワークづくりを促進します。	保育支援課
164		イクメンハンドブック	男性が早くから父親としての意識を持ち、出産後育児に積極的に関わることができるよう啓発冊子を作成します。	保育支援課
再掲 (204)		土日開催の両親学級	(再掲) 番号 204 参照	健康支援課
165		子育て支援拠点施設における父親の子育て支援	子育てリラックス館等において、父親の子育て支援を促進する講座やイベントなどを実施します。	保育支援課
166		男性の子育て支援に関する講座の開催	男女共同参画センターにおいて、男性の子育て支援に関する講座を開催します。	男女共同参画課
167	☆	休日保育事業	就労形態の多様化に伴う日曜・祝日、年末の保育需要に対応するため、認可保育所等で休日の保育を実施します。	保育運営課
168	☆	夜間保育事業	就労形態の多様化に伴う夜間の保育需要に対応するため、認可保育所等で夜間の保育を実施します。	保育運営課
169		産休明け保育事業	保育の開始を生後57日目に前倒しして子どもを預かる「産明け保育」を実施し、産休明けに早期に職場復帰する必要がある母親の子育てと仕事の両立を支援します。	保育運営課
170		企業内保育所助成事業	市内の企業内保育所に対し、保育に必要な備品等の購入に要する費用を補助します。	保育運営課

基本施策2 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援

(1) 妊娠・出産・子育て期における母子保健対策の充実

番号	主な新規拡充	事業名	事業内容	所管課
201		母子健康手帳の交付・面接	保健福祉センターにおいて、保健師が妊娠中の身体状況や家庭の状況を伺うなど面接を実施し、母子健康手帳を交付します。	健康支援課
再掲 (115)		妊婦健康診査	(再掲) 番号 115 参照	健康支援課
202		妊産婦歯科健診	妊娠中、出産後になりやすいむし歯や歯周疾患の予防と早期発見のため、医療機関に委託し歯科健診を実施します。健診時には、乳幼児の口腔ケアについて説明し普及啓発も行います。	健康支援課
203		母親＆父親学級	これから母親・父親になる方を対象に保健師・管理栄養士・歯科衛生士・助産師が、保健、お産の準備、子育て、父親の役割などをわかりやすく指導します。	健康支援課
204		土日開催の両親学級	これから母親・父親になる方を対象に助産師が、お産や母乳についての講義や行政サービスの紹介の他、妊娠中から産後の母親の心と体の変化に合わせた父親のサポート等、子育てを協力して行うことについて講義を行い、父親の育児への積極的な関わりを支援します。	健康支援課
205		新生児・妊産婦訪問指導	妊産婦及び新生児（生後28日未満の乳児）のいる家庭を助産師・保健師が訪問し、健康状態の確認や必要な保健指導、健康や子育てに関する相談等を行います。	健康支援課
再掲 (116)		乳児家庭全戸訪問事業	(再掲) 番号 116 参照	健康支援課
206		育児相談	乳幼児が心身共に健やかに発育し、保護者の育児不安や悩みを軽減することを目的に、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が相談を実施します。	健康支援課
再掲 (117)		養育支援訪問事業	(再掲) 番号 117 参照	健康支援課
207		エンゼルヘルパー派遣事業	妊娠中、出産後4か月以内で雇用、介護者がいない核家族世帯等に、委託業者からヘルパーを派遣し、家事および育児に関するサービスを提供します。	保育支援課
208		4か月児健康診査	生後4か月頃の乳児を対象に、病気の予防・早期発見及び健康の保持増進、成長発達の確認を目的に健診を実施するとともに、保護者に対して各種相談・助言等を実施します。	健康支援課
209		離乳食教室	望ましい食習慣の形成に向けた準備や乳児の咀しゃく力を獲得するため、発達に応じた調理形態や食品の選択等について、管理栄養士が支援します。	健康支援課
再掲 (112)		利用者支援事業 (子育て支援コンシェルジュ)	(再掲) 番号 112 参照	保育支援課

(2) 医療にかかる経済的負担の軽減

番号	主な新規拡充	事業名	事業内容	所管課
210		未熟児養育医療費の助成	身体の発育が未熟なまま出生し、入院治療を必要とする児に対し、その治療に必要な医療費を助成します。	健康支援課
211		育成医療費の助成	身体に障害があるか、また現にある疾患に対する治療を行わないと将来一定の障害を残すと認められる18歳未満の児に対し、手術などの治療により、障害の除去・軽減が出来ると認められる場合に、その治療に必要な医療費の一部を助成します。	健康支援課
212		小児慢性特定疾病医療費の助成	子どもの慢性疾患のうち、その治療が長期にわたる特定の疾患有かっている18歳未満の子どもの治療に必要な医療費を助成します。	健康支援課
213		子ども医療費助成	子どもが病気やけがなどにより、健康保険を使って受診した場合に、医療費の自己負担分の全部または一部を助成します。	こども企画課

(3) 妊娠・出産・子育てに関する情報提供

番号	主な新規拡充	事業名	事業内容	所管課
214		子育て支援総合コーディネート事業	「子育て支援館」に子育てコーディネーターを配置し、各種子育てサービスの情報収集、インターネット等を活用した情報提供を行います。 また、子育てに関する相談を受け、サービスの提供に必要な援助や関係機関との連絡調整を行います。	保育支援課
215		子育てナビ	ウェブサイトと子育て情報誌を連動させた、利用者視点での子育て支援情報の発信を行います。	こども企画課
216		赤ちゃんの駅	乳幼児連れの親子が、安心して外出できる環境づくりを進めるため、授乳やおむつ替えができる、公共施設や民間施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、ウェブサイトにおいて、施設の情報提供を図ります。	こども企画課
再掲 (112)		利用者支援事業 (子育て支援コンシェルジュ)	(再掲) 番号 112 参照	保育支援課

基本施策3 こどもの社会参画の推進

(1) 子どもの自立性・社会性・自治意識を育む子どもの参画の推進

番号	主な新規拡充	事業名	事業内容	所管課
301	☆	子どものまちCBT	子どもが、自分たちで、企画・運営する“まち”を運営します。参加する子どもは、疑似社会体験をする中で、協働作業や協議による課題解決を通して、社会へ参加することを学んでいきます。	こども企画課
302		子ども議会	小・中・高校生を対象に、市政に対する提言を幅広く募り、議会形式で、市長等との意見交換を行います。	指導課
303		こども・若者選挙	未来の有権者である高校生が、実現させたい提案を自ら選定、検討し、選挙を実施することにより、選挙に対する意識を高め、将来の投票率を向上させ、まちづくりへの参画を進めていきます。	こども企画課
304	☆	こども・若者の力ワークショップ	子どもが、自分たちを取り巻く身近な課題などについて深く考え、意見交換することで、自分が住むまちや社会に対する考え方を深めること、また、子どもの意見を市政やまちづくりに生かすことを目的として実施します。	こども企画課
305		美浜区高校生連携会議	高校生の自由な発想や行動力をまちづくりに活かすため、区内在学の高校生による連携会議を運営し、地域へのボランティア活動などの取組みを推進します。	美浜区 地域振興課
306		応急手当普及啓発事業	・救命講習会（こども救命講習を含む）の普及を促進することで、家庭や地域での救命率の向上を図ります。 ・応急手当こどもインストラクター（仮称）の養成を行い、子どもによる応急手当普及啓発を実施していきます。	救急課

(2) こどもの参画の周知・啓発を図る

番号	主な新規拡充	事業名	事業内容	所管課
307	☆	子どものカフォーラムの開催	子どもの参画を中心に、子どもを取り巻く様々な課題について、子ども、市民、専門家、行政がともに考える「子どものカフォーラム」を、開催します。	こども企画課
308	☆	子どもの参画ガイドラインの改定	子どもの参画によるまちづくりへの理解を深めるとともに、子ども視点による既存事業の見直しや、事業への子どもの参画を円滑に推進するため、子どもの参画ガイドラインを策定します。	こども企画課
309	☆	こども・若者サミット	子どもの参画の一層の周知・啓発を図るため、千葉市の取組み・成果を日本全国・世界に発信します。	こども企画課
310	☆	子ども施策等連絡会議の開催	府内のかどもに関連する施策の総合的・一体的な展開を図ることで、情報の共有と府内連携を推進するため、「子ども施策等会議」を開催します。	こども企画課
311	☆	子どもの参画事例集の作成	子ども施策の関係課のみならず、府内他部局や広く地域団体等が実施している子どもの参画事業を集約し、事例集としてまとめます。	こども企画課

基本施策4 子ども・若者の健全育成

(1) 健全育成活動の推進

番号	主な新規拡充	事業名	事業内容	所管課
401		家庭教育資料作成事業	小・中学校入学時と小学5年生の保護者に、子育て支援の一環として家庭教育の手引きを配布します。	健全育成課
402		青少年育成委員会活動事業	市が委嘱した青少年育成委員が、青少年問題に対する共通の理解を深め、地域における青少年問題関係機関・団体の相互の連絡調整を図りながら地域ぐるみで青少年の健全育成活動を総合的に推進します。	健全育成課
403		青少年相談員活動事業	市と県が委嘱した青少年相談員が、青少年育成活動の積極的な推進を図るために、青少年とともに喜び、ともに語り、よき相談相手となることを目的とした活動をします。	健全育成課
404		「青少年の日」「家庭・地域の日」関連事業	毎年9月第3土曜日を「青少年の日」、毎月第3土曜日及び翌日曜日を「家庭・地域の日」、毎年9月第3土曜日から1週間を「青少年の日」つながりウィークと定め、青少年と家庭、地域、学校が繋がりを持つための様々な活動を実施します。	健全育成課
405		学校支援地域本部事業	授業の補助、環境整備、登下校パトロールなどについて、地域住民がボランティアとして学校をサポートします。	学事課
406		青少年育成団体等の支援事業	青少年育成団体等が、青少年の健全育成のために行う活動を支援します。	健全育成課
407		少年自然の家運営事業	子どもが生活体験、自然体験、共同宿泊体験等の教育的体験活動を行うための場を提供します。	健全育成課
408		ときめきサタディ	小・中学生と親子を対象とした講座を開催し、体験活動を通じて子どもの健全育成と異年齢交流を図ります。	南部青少年ｾﾝﾀｰ
409		わくわくカレッジ	青少年（16歳以上）や一般市民を対象とした講座を開催し、生活文化の向上を図るとともに、異世代交流を通じて仲間づくりを支援します。	南部青少年ｾﾝﾀｰ
410		ゆめチャレンジ	夢を持ってチャレンジを続けている青少年（団体・個人）の活動を支援するため、その成果発表の場を設けます。	南部青少年ｾﾝﾀｰ
411	☆	子ども・若者モニター事業	子ども・若者をモニターとして登録し、青少年の健全育成に関する意見をもらい、事業推進の参考にします。	健全育成課
412		青少年問題協議会	青少年の指導・育成・保護及び矯正に関し、重要事項の調査審議や、関係機関相互の連絡調整を行い、青少年の健全育成を推進します。	健全育成課
413		成人を祝う会	成人に達した青年の新しい門出を祝い励ますとともに、大人としての自覚を促し、郷土「千葉市」への関心を深める機会とします。	健全育成課

(2) 非行を防止するための環境づくり

番号	主な新規拡充	事業名	事業内容	所管課
414	☆	相談活動事業	児童生徒・少年・保護者・学校などを対象に、来所や電話による相談活動を行います。また、来所できない青少年やその保護者等に対する訪問相談を実施します。	青少年ｾﾝﾀｰ

番号	主な新規拡充	事業名	事業内容	所管課
415	☆	広報・啓発活動	地域等で活動する青少年育成団体や学校が実施する非行防止に関する研修会や防犯訓練等に講師を派遣します。また、広報紙やホームページなどによる情報発信を行います。	青少年局 -トセタ-
416		関係機関との連携	学校、警察、千葉市青少年補導員連絡協議会等、関係機関、団体、近隣他市との協力体制を強化して、子ども・若者を支援します。	青少年局 -トセタ-
417		補導活動事業	街頭補導を実施し、青少年の非行防止に努めます。	青少年局 -トセタ-
再掲 (402)		青少年育成委員会活動事業	(再掲) 番号 402 参照	健全育成課

基本施策5 子ども・若者の安全の確保

(1) 子ども・若者を犯罪等から守る地域づくり

番号	主な新規拡充	事業名	事業内容	所管課
再掲 (417)		補導活動事業	(再掲) 番号 417 参照	青少年局 -トセタ-
501		防犯ウォーキング	ジョギングや散歩等を兼ねて、パトロールを実施することで、地域の犯罪の抑止及び防犯の強化を図ります。ボランティアには帽子等の物品を貸与します。	各区地域振興課
502		青色防犯パトロール	青色回転灯装着公用車8台による防犯パトロールを実施し、空き巣やひったくりなどの犯罪を抑止するとともに、通学時における子どもの安全を図ります。	市民サービス課
503		学校セーフティウォッチ事業	児童生徒の登下校時における見守りや学区のパトロール等、安全確保を目的にした各学校ごとの地域住民・保護者等からなる学校安全ボランティア活動の支援や各学校へ防犯用品等の配布を行います。	学事課
504		環境浄化活動	青少年非行の誘因となっている有害環境を調査、点検し、実態を把握するとともに、警察署や民間補導員等と連携して環境浄化に関する活動を実施します。	青少年局 -トセタ-
再掲 (402)		青少年育成委員会活動事業	(再掲) 番号 402 参照	健全育成課
505		立入調査事業	青少年健全育成条例に基づく立入調査事務権限に基づき、市内の図書等取扱店、青少年深夜入場禁止施設、携帯電話等販売店に対し、条例の遵守を図ります。	青少年局 -トセタ-
506		こども110番のいえ	児童・生徒の安全を確保するため、地域住民に、緊急避難場所として「こども110番のいえ」の登録を依頼し、ステッカーを掲示してもらうことで、地域ぐるみで子どもの安全を守ります。	健全育成課
再掲 (401)		家庭教育資料作成事業	(再掲) 番号 401 参照	健全育成課
507		九都県市共同啓発事業	青少年の健全育成について、九都県市が共同で啓発活動に取り組みます。	健全育成課
再掲 (415)		広報・啓発活動	(再掲) 番号 415 参照	青少年局 -トセタ-

番号	主な新規拡充	事業名	事業内容	所管課
508		千葉市安全・安心メール	空き巣やひったくりなど市内の犯罪状況や災害・気象情報を携帯電話やパソコンに電子メールで配信します。利用者の犯罪や災害に対する心構えを喚起し、発生時の避難など迅速・的確な対応を可能にします。	市民サービス課
509		千葉市安全・安心メール	災害・気象情報を携帯電話やパソコンに電子メールで配信します。利用者の犯罪や災害に対する心構えを喚起し、発生時の避難など迅速・的確な対応を可能にします。	防災対策課

(2) 子ども・若者が犯罪等から自分の身を守ることができる力の向上

番号	主な新規拡充	事業名	事業内容	所管課
再掲 (402)		青少年育成委員会活動事業	(再掲) 番号 402 参照	健全育成課
510		薬物乱用防止対策	ホームページ等で薬物乱用防止の広報及び啓発活動を実施します。	健康企画課
511		健康教育推進事業	関係団体と連携した薬物乱用防止教室等、心身の健康に重点をおいた健康教育を実施します。	保健体育課
再掲 (401)		家庭教育資料作成事業	(再掲) 番号 401 参照	健全育成課
512	☆	子どもの情報モラル啓発	メディア利用時におけるルール・マナーについて周知し、家庭でのルールづくりを奨励します。	健全育成課
513		情報モラル教育の推進	情報モラル教育カリキュラム（カリキュラム・情報モラルコンテンツ・指導教材・実践事例等）を作成し、すべての小・中学校において、インターネットや携帯電話による人権の侵害に関する指導等を実施するとともに、情報リテラシーの定着に向けた取り組みを進めます。	教育センター

基本施策6 子ども・若者の居場所の確保

(1) 学校施設等を活用した安全・安心な居場所の確保

番号	主な新規拡充	事業名	事業内容	所管課
601	☆	子どもルームの拡充	子どもルームの対象学年を小学校6年生までに段階的に拡大することに伴い、既存の子どもルームでの受入が困難な地域については、小学校の特別教室に高学年ルームを開設します。	健全育成課
602		放課後子ども教室の実施	放課後子ども教室における学習支援・多様なプログラムの充実を図ります。	生涯学習振興課
603	☆	一体型の放課後子ども教室・子どもルームの整備	一体型の放課後子ども教室・子どもルームの整備を図ります。	生涯学習振興課 健全育成課
604		総合的な放課後対策の推進	教育委員会と市長部局との連携を強化し、総合的な放課後対策に取り組みます。	生涯学習振興課 健全育成課

(2) 地域と連携した子どもの居場所づくり

番号	主な新規拡充	事業名	事業内容	所管課
605	☆	子どもの居場所に関する方針作成	地域のコミュニティの場となる居場所の公民館を活用して設置し、子どもの居場所にもなるよう、これまでの子どもカフェの実績をもとに、運営方針を策定します。	こども企画課
606		こどもカフェの運営	子どもに信頼される大人が見守る中で、気軽に話をしたり、一緒に勉強したり、また仲間と遊ぶことができるなど、子どもにとって安心・安全な居場所を運営します。	こども企画課
607		子ども交流館の運営	子どもの参画の推進および児童の健全育成の拠点施設として、市内の中心部に、子どもたちの交流の場、スポーツ・音楽など、子どもたちのさまざまな活動を支援します。	こども企画課
608		公民館における子どもの居場所の確保	公民館の施設を開放し、気軽に安心・安全な子どもたちの居場所を確保します。	生涯学習振興課
609		子どもたちの森公園プレーパーク運営	子どもたちが自然の中で自分の責任でのびのびと自由に遊べる場を運営します。	こども企画課
610	☆	プレーパーク定期開催団体への支援	都市公園において、プレーパークを自主的に開催している市民団体の運営の継続及び運営する市民団体の増加のため、プレーリーダーの派遣を行います。	こども企画課
611		公開講座の開催	「信頼できる身近な相談相手」として、学校になじめない、家に居場所のない子どものため、教師でも親でもない信頼できる大人の育成を図ります。	こども企画課

基本施策7 ひとり親家庭の自立支援の推進

(1) ひとり親家庭への支援

番号	主な新規拡充	事業名	事業内容	所管課
701	☆	相談体制の充実	国・民間団体等関係機関の実施事業を有効活用した適切な相談体制を整備します。	健全育成課
702		母子・父子自立支援員	保健福祉センターに母子・父子自立支援員を配置し、生活・育児・福祉資金の貸付等についての相談に応じます。	健全育成課
703		土日・夜間電話相談	専門の相談員が、土日・夜間に、生活全般、児童のしつけ、育児に関することなどの相談に応じます	健全育成課
704	☆	制度対象者への情報提供等	希望者に対する情報提供メールや制度対象者への積極的な制度周知等、情報提供の充実を図ります。	健全育成課
705		養育費に関する普及啓発・セミナーの開催	養育費について普及啓発活動を実施するとともに、講演会や各種教室を開催します。	健全育成課
706		母子・父子家庭等医療費助成	母子・父子の医療費（保険診療の自己負担分）を助成するとともに、現物給付化に向け、関係団体と協議します。	健全育成課
707		児童扶養手当の適正な支給	児童扶養手当制度の適正な給付業務を推進します。	健全育成課
708		母子・父子・寡婦福祉資金貸付	母子・父子・寡婦家庭に対し、貸付業務を推進します。	健全育成課

番号	主な新規拡充	事業名	事業内容	所管課
709		保育料・子どもルーム利用料等負担軽減（みなし寡婦控除）	保育料、子どもルーム利用料及び私立幼稚園就園奨励費補助金について、シングルマザー・ファザーに寡婦(夫)控除をみなし適用し、利用料等の軽減を図ります。	保育運営課 健全育成課 こども企画課
710		母子家庭等就業・自立支援センター	就業と自立を支援するため、保健福祉センターに就業相談員を配置し、就業相談に応じるほか、労働局やハローワークと連携した就業支援を行います。	健全育成課
711		就業支援講習会	就労に結びつく可能性が高い技能や資格を修得するための講習会を開催します。	健全育成課
712		高等職業訓練促進給付金	看護師等経済的自立に効果的な資格を取得する間の生活費の負担軽減を図るため、給付金を支給します。	健全育成課
713		自立支援教育訓練給付金	就職につなげる能力開発のための教育訓練講座の受講料を助成します。	健全育成課
714		保育所等・子どもルームへの優先入所	保育所等・子どもルームへの入所を優先的に実施します。	保育運営課 健全育成課
715		子育て支援事業の利用者負担軽減	ファミリー・サポート・センターや子育て短期支援事業等の子育て支援事業に係る利用者負担を軽減します。	保育支援課 健全育成課
716		日常生活支援	一時的に援助が必要なひとり親家庭等に生活支援員を派遣し、家事・育児の援助等を行います。	健全育成課
717		生活支援講習会	ひとり親家庭を支援するため、児童のしつけ・育児や、養育費取得手続きなどをテーマにした、講習会と個別相談会を開催します。	健全育成課
718	☆	情報交換事業	お互いの悩みを打ち明け、相談しあう場づくりとして、情報交換事業を実施します。	健全育成課
719		生活困窮者自立支援事業 (学習支援事業)	生活保護世帯及び生活困窮者の属する世帯の親から子への貧困の連鎖を防ぐため、対象世帯の生徒に対し、高校進学に必要な基礎学力の向上を図るための学習支援、就学の助言等を実施します。	保護課
720		市営住宅入居時の優遇措置の推進	市営住宅に応募した際の抽選及び入居後の家賃算定について優遇措置を推進します。	住宅整備課
721		民間賃貸住宅入居支援制度の推進	希望に応じた民間住宅や市の住宅施策に関する情報提供・助言を行うほか、家賃債務保証会社の保証委託料の一部を補助します。	住宅政策課
722		母子寡婦福祉関係団体の特性を活かした業務委託の推進	生活支援講習会等、当事者団体の特性を活かした委託業務を推進します。	健全育成課

基本施策8 児童虐待防止対策の充実

(1) 暴力によらない子育てや児童虐待防止への協力を広く周知・啓発

番号	主な新規拡充	事業名	事業内容	所管課
801		オレンジリボンキャンペーン	児童虐待の防止に向け、市民の意識を高め、児童虐待通告の協力を呼びかける啓発活動を行います。	健全育成課
802		児童虐待防止に向けた民間プログラムの実施	民間団体の児童虐待防止に資するプログラムを実施するとともに、児童虐待防止に関わる関係機関職員に対し、研修を実施します。	健全育成課
803	☆	養成指導者による心理教育プログラムの市民向け講座実施	心理教育プログラムの指導者を養成し、養成指導者により、市民を対象としたプログラムを実施します。	健全育成課
804		暴力によらない子育ての周知・啓発	子育て中の保護者に対し、暴力によらない子育ての実践や育児不安の相談を推奨するリーフレットを配布します。	健全育成課

(2) 発生予防から適切な保護、必要な援助に至るまでの施策の充実・組織の体制強化

番号	主な新規拡充	事業名	事業内容	所管課
805		児童虐待通告受理・対応 (24時間365日体制)	児童相談所で、引き続き、休日・夜間を問わず、児童虐待通告を受け付け、対応していきます。	児童相談所
806		保健福祉センター児童虐待通告受理・対応	保健福祉センターで、児童虐待通告を受理するとともに、泣き声通告や面前DV通告に対応します。	健全育成課
807		一時保護所環境改善	児童相談所に附置された一時保護所の環境改善を検討します。	児童相談所
再掲 (201)		母子健康手帳の交付・面接	(再掲) 番号201参照	健康支援課
再掲 (116)		乳児家庭全戸訪問事業	(再掲) 番号116参照	健康支援課
808		乳幼児健康診査	保健福祉センター、協力医療機関において、各種健康診査を実施し、保護者に対して相談・助言等を行います。	健康支援課
再掲 (117)		養育支援訪問事業	(再掲) 番号117参照	健康支援課
再掲 (206)		育児相談	(再掲) 番号206参照	健康支援課
809		育児ストレス相談	育児不安等で悩んでいる保護者を対象に心理士・保健師が個別相談を実施します。	健康支援課
810		子ども電話相談 (児童相談所)	児童相談所に専用回線を設け、子どもや家庭に関わる様々な相談に応じます。	児童相談所
811		家庭児童相談	保健福祉センターに家庭相談員を配置し、子どもと家庭に関する様々な相談に応じます。	健全育成課

番号	主な新規拡充	事 業 名	事 業 内 容	所 管 課
812		児童家庭支援センター	市内社会福祉法人に委託し、子どもに関する様々な相談に応じるとともに、児童相談所との連携を図ります。	健全育成課
再掲 (113)		子育て短期支援事業(ショートステイ)	(再掲) 番号 113 参照	健全育成課
再掲 (114)		子育て短期支援事業(トワイライ特斯テイ)	(再掲) 番号 114 参照	健全育成課
再掲 (108)		一時預かり事業	(再掲) 番号 108 参照	保育運営課
再掲 (207)		エンゼルヘルパー派遣事業	(再掲) 番号 207 参照	保育支援課
再掲 (109)		ファミリー・サポート・センター	(再掲) 番号 109 参照	保育支援課
再掲 (111)		地域子育て支援拠点事業	(再掲) 番号 111 参照	保育支援課
再掲 (203)		母親&父親学級	(再掲) 番号 203 参照	健康支援課
813		スクールカウンセラー	いじめや不登校などに対応するため、中学校にスクールカウンセラーを配置し、中学校区の児童生徒、その保護者、教職員からの悩み等の相談にあたります。	指導課
814		スクールソーシャルワーカー	いじめ、不登校、暴力行為などの課題対応のために、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれたさまざまな環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置します。	指導課

(3) 支援の質の向上及び関係機関の連携強化

番号	主な新規拡充	事 業 名	事 業 内 容	所 管 課
815		児童虐待防止研修	保健福祉センター職員や保育所・幼稚園等職員、主任児童委員等に対し、児童虐待防止に向けた研修を実施します。	児童相談所 健全育成課
816		要保護児童対策及びDV防止地域協議会	児童虐待・DVを防止するため、関係機関・団体等が要保護児童等の情報を共有し、支援内容を協議します。	健全育成課
817	☆	要保護児童対策及びDV防止地域協議会システム導入	ケース情報等をデータベース化し、リアルタイムでの情報共有により、児童の安全確保を図ります。	健全育成課

基本施策9 社会的養護体制の充実

(1) 家庭的養護の推進

番号	主な新規拡充	事業名	事業内容	所管課
901	☆	NPO等との協働による里親・ファミリーホームの担い手の確保	NPO等、地域団体と協働で、団体の企画提案を取り入れながら、市民向けの大規模な広報等を行います。	健全育成課 児童相談所
902	☆	ファミリーホームの増設	養育者の住居で家庭的な雰囲気のもと、児童の健全な成育を支援するとともに、ファミリーホームを増設します。	健全育成課
903		里親委託	里親家庭において、児童を養育し、児童の健全な成育を支援するとともに、里親の養育を支援します。	健全育成課 児童相談所
904	☆	児童養護施設の小規模化	社会的養護を要する児童を入所させ、生活、学習などの指導育成を行い、自立への支援を行うとともに、家庭的養護を推進するため、分園化（定員6人の地域小規模児童養護施設）や処遇単位の小規模化（定員6～8人の小規模グループケア）を推進します。	健全育成課
905	☆	乳児院の小規模化	社会的養護を要する乳幼児を入所させ、養育するとともに、家庭的養護を推進すため、処遇単位の小規模化（定員4～6人の小規模グループケア）を推進します。	健全育成課
906		母子生活支援施設	支援が必要な母子を入所させ、保護するとともに、母子の自立の促進のため、生活を支援し、あわせて退所者への相談その他の援助を行います。	健全育成課

(2) 専門的なケアの充実、児童の自立支援

番号	主な新規拡充	事業名	事業内容	所管課
907		里親等研修の充実	措置児童の個別の状況・課題にきめ細やかに対応するため、里親・施設職員の資質向上をはかるための研修を実施します。	健全育成課 児童相談所
908	☆	自立援助ホームの設置	児童養護施設退所児童等、義務教育終了後15歳から20歳までの家庭がない児童や、家庭にいることができない児童が協同で生活し、自立に向けた支援を行う自立援助ホームを設置します。	健全育成課
909		子どもシェルター	虐待などの様々な理由で苦しみ居場所がない10代後半の子どもたちがしばらくの間、安心して生活するための居場所として自立に向けた支援を行います。	健全育成課
910		児童養護施設等退所児童支援	児童養護施設等を退所した児童の援助の在り方について、関係機関と協議・検討していきます。	健全育成課
911		措置延長活用制度の実施	児童養護施設や里親等への委託児童で、退所後、自立生活を送ることが困難な児童に対し、満20歳に達するまでの間、引き続き支援を継続します。	健全育成課

基本施策 10 障害児に対する支援の充実

(1) 早期発見・早期療育の体制の整備

番号	主な新規拡充	事業名	事業内容	所管課
1001		療育センター運営事業	障害児の早期発見、早期療育の観点から、相談、指導、診断、検査、判定等を行い、障害に応じた訓練等を行うとともに、個別指導や保護者への相談支援の拡充を図ります。また、障害児とその保護者の抱える課題の解決や適切なサービス利用のため、計画作成やサービス事業者との連絡調整等を行います。	障害企画課
1002		大宮学園運営事業	障害児への指導、訓練等の専門的な療育を行うとともに、障害児の日中活動の場として充実を図ります。	障害企画課
1003		桜木園運営事業	重症心身障害児に入所支援を通じて、治療や日常生活の指導を行うほか、在宅の重症心身障害児への支援の充実を図ります。	障害企画課
1004		発達障害者支援センター運営	発達障害者支援を総合的に行う地域の拠点として、本人や家族等からの相談に応じるとともに、療育に関する指導や助言を行います。また、関係機関との連携強化を図り、地域における総合的な支援体制の整備に努めます。	障害者自立支援課

(2) 障害児に対する教育・保育等の提供（基本施策1－6再掲）

(3) 障害児支援の充実

番号	主な新規拡充	事業名	事業内容	所管課
1005		障害児通所支援事業	障害児に、生活能力の向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練など専門的な支援を行います。	障害企画課
1006		障害児等療育支援事業	障害児(者)施設の有する機能を活用し、地域での生活支援及び療育、相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供、援助調整等を行います。	障害企画課
1007		トイライブラリー運営事業	障害児の機能回復及び能力発達を促進するため、おもちゃの貸出や遊び方に関する相談等を行います。	障害者自立支援課

基本施策 11 社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援

(1) 支援体制・支援内容の充実

番号	主な新規拡充	事業名	事業内容	所管課
1101	☆	子ども・若者支援協議会	子ども・若者支援協議会代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議を開催します。(関係団体等の代表者や実務者の連携・個別ケースの検討)	健全育成課 青少年部・トセタ-
1102	☆	子ども・若者総合相談センター運営事業	様々な悩みを抱える30歳代までの子ども・若者とその家族の相談に応じる「子ども・若者総合相談センター(Link)」を運営します。	青少年部・トセタ-

(2) 地域で支える環境づくり及び立ち直り支援

番号	主な新規拡充	事業名	事業内容	所管課
再掲 (1102)		子ども・若者総合相談センター運営事業	(再掲) 番号 1102 参照	青少年部・トセタ-
1103		青少年サポート事業	関係機関・団体等と連携を図りながら、課題を抱えている児童生徒、無職少年に対し、立ち直りに向けての支援を行います。	青少年部・トセタ-
再掲 (402)		青少年育成委員会活動事業	(再掲) 番号 402 参照	健全育成課
1104		ひきこもり地域支援センターの創設	ひきこもり地域支援センターの創設後、子ども・若者総合相談センター(Link)との連携を図ります。	精神保健福祉課
1105		適応指導教室	「適応指導教室(ライトポート)」での活動を通じて、自宅等でひきこもり状態の解消や不登校児童生徒の学校生活への復帰を支援します。	教育センター
1106		家庭訪問相談員	なかなか家から出られない児童生徒に対して、相談員が家庭訪問して心のケアを図ります。	教育センター
再掲 (814)		スクールカウンセラー	(再掲) 番号 814 参照	指導課
再掲 (815)		スクールソーシャルワーカー	(再掲) 番号 815 参照	指導課
1107		ひきこもり家族セミナー	家族に、不登校やひきこもりの若者がいる方を対象に、「家族の対応を考える」をテーマにして、参加者が悩んでいることを話し、助言を受けるセミナーを実施します。	こころの健康セタ-